

第百十四回 参議院地方行政委員会會議録第三号

平成元年三月二十八日(火曜日)
午前十時三分開会

委員の異動

三月七日

辞任

大浜 方栄君

上杉 光弘君

松浦 孝治君

山岡 賢次君

渡辺 四郎君

補欠選任

増岡 康治君

沢田 一精君

加藤 武徳君

金丸 三郎君

上野 雄文君

辞任

佐藤謙一郎君

瀧上 貞雄君

三月二十三日

辞任

渡辺 四郎君

三月二十四日

辞任

田代由紀男君

三月二十七日

辞任

上野 雄文君

片上 公人君

三月二十八日

辞任

金丸 三郎君

馬場 富君

補欠選任

二木 秀夫君

片上 公人君

出席者は左のとおり。

委員長

理事

向山 一人君

田辺 哲夫君

委員

松浦 功君
山口 哲夫君

加藤 武徳君
海江田鶴造君

佐藤謙一郎君

沢田 一精君

谷川 寛三君

出口 廣光君

二木 秀夫君

増岡 康治君

水谷 力君

佐藤 三吾君

瀧上 貞雄君

渡辺 四郎君

片上 公人君

馬場 富君

柳澤 鍊造君

秋山 肇君

坂野 重信君

持永 堯民君

紀内 隆宏君

小島 重喜君

前川 尚美君

木村 仁君

芦尾 長司君

浅野大三郎君

国務大臣

政府委員

自治大臣

自治大臣官房長

自治大臣官房審議官

自治大臣官房審議官

自治大臣官房審議官

自治大臣官房審議官

自治大臣官房審議官

自治大臣官房審議官

自治大臣官房審議官

自治大臣官房審議官

自治大臣官房審議官

自治大臣官房審議官

自治大臣官房審議官

自治大臣官房審議官

自治大臣官房審議官

自治大臣官房審議官

事務局側

常任委員会専門員

説明員

自治省財政局長 津田 正君
自治省税務局長 湯浅 利夫君

法務省刑事局刑事課長 古川 元晴君

大蔵省主税局税制第三課長 野村 興児君

国税庁直税部所得税課長 阪田 雅裕君

厚生省保険局国民健康保険課長 大塚 義治君

資源エネルギー庁石油部流通課長 岡本 巖君

労働省労働基準局監督課長 氣賀澤克己君

本日、の会議に付した案件

○地方税法の一部を改正する法律案(内閣提出、衆議院送付)

○委員長(向山一人君) ただいまから地方行政委員会を開会いたします。

まず、委員の異動について御報告いたします。

去る三月二十三日、坂山映子君が委員を辞任され、その補欠として柳澤鍊造君が選任されました。

また、昨日、片上公人君及び上野雄文君が委員を辞任され、その補欠として馬場富君及び渡辺四郎君が選任されました。

○委員長(向山一人君) これより地方税法の一部を改正する法律案を議題といたします。

まず、政府から趣旨説明を聴取いたします。坂野自治大臣。

○国務大臣(坂野重信君) ただいま議題となりました地方税法の一部を改正する法律案の提案理由とその要旨につきまして御説明申し上げます。

最近における社会経済情勢等にかんがみ、住民負担の軽減及び合理化等を図るため、個人住民税について所得割の非課税限度額の引き上げ等を行うとともに、法人事業税の分割基準、自動車税の税率構造及び軽油引取税の課税の仕組み等について見直しを行うこととするほか、非課税等特別措置の整理合理化等を行う必要があります。

以上がこの法律案を提案いたしました理由であります。

次に、この法律案の要旨につきまして御説明申し上げます。

その一は、道府県民税及び市町村民税についての改正であります。

個人の道府県民税及び市町村民税につきましては、低所得者層の税負担に配慮するため、所得割の非課税限度額の引き上げを行うこととしていたしております。

また、年齢七十歳以上の障害者である控除対象配偶者または扶養親族を老人控除対象配偶者または扶養親族に含め、あわせて同居老親等に係る扶養控除の適用を認めるとともに、同居特別障害者に係る配偶者控除額及び扶養控除額を七万円引き上げることとしていたしております。

この結果、寝たきり老親を在宅で介護している場合の老人に係る控除額は、現行の七十二万円から九十一万円に引き上げられることとなります。

また、扶養親族である子を有する一定の寡婦について寡婦控除を三十万円とするほか、住所地の都道府県共同基金会对する寄附金について所得控除を設ける等の措置を講ずることとしていたしております。

その二は、事業税についての改正であります。

第二部 地方行政委員会會議録第三号 平成元年三月二十八日【参議院】

事業税につきましては、法人の事業税の分割基準の改正として、資本の金額または出資金額が一億円以上の製造業を行う法人の工場に係る従業者の数については、当該数値にその二分の一に相当する数値を加えて算定するものとするともに、証券業に係る分割については、課税標準額の二分の一に相当する額を事務所または事業所の数に、二分の一に相当する額を従業者の数に案分して行う等の措置を講ずることとしたしております。

その三は、不動産取得税についての改正であります。不動産取得税につきましては、住宅建設の促進を図るため、住宅及び一定の住宅用土地の取得に係る税率等の特例措置の適用期限を三年延長することとしたしております。

また、日本電信電話株式会社の売り払い収入を活用して港湾法または漁港法に基づき第三セクター等が取得する一定の港湾施設等の用に供する土地について、一定の要件のもとに非課税とする等の措置を講ずるとともに、特定船舶製造業経営安定臨時措置法に基づく営業の譲渡により取得する不動産に係る税額の減額措置等の特例措置について整理合理化を行うこととしたしております。

その四は、自動車税、軽自動車税及び自動車取得税についての改正であります。

自動車税につきましては、近年における自動車の需要動向及び国際的な観点等を踏まえて、税率構造がよりなだらかなものとなるよう普通自動車税率の見直しを行う措置を講ずることとしたしております。

また、自動車税、軽自動車税及び自動車取得税について、平成二年十月一日以降に適用される自動車排出ガスに係る保安基準に適合する自動車及び軽自動車に係る税率を軽減する等の措置を講ずることとしたしております。

その五は、固定資産税及び都市計画税についての改正であります。固定資産税及び都市計画税については、石

油ガス備蓄施設に係る固定資産税の課税標準の特例措置を廃止する等特例措置の整理合理化を行うほか、文化財保護法に規定する重要伝統的建造物群保存地区内の一定の家屋について非課税とする等の措置を講ずることとしたしております。

その六は、特別土地保有税についての改正であります。特別土地保有税につきましては、多極分散型国土形成促進法に規定する一定の中核的民間施設の用に供する土地またはその取得について非課税とする等の措置を講ずることとしたしております。

その七は、軽油引取税についての改正であります。軽油引取税につきましては、課税の適正な執行を確保するため、課税客体を軽油の引き取りで納入を伴うものとし、納入地所在の道府県において課するものとするともに、元売業者及び特約業者の指定に係る制度を整備することとし、さらに、軽油等を混和する場合においては、道府県知事の承認を受けなければならないこととする等の措置を講ずることとしたしております。

その八は、事業税についての改正であります。事業税につきましては、多極分散型国土形成促進法に規定する一定の中核的民間施設に係る新増設に係る事業税の非課税及び資産割の課税標準の特例を創設する等の措置を講ずることとしたしております。

その九は、国民健康保険税についての改正であります。国民健康保険税につきましては、課税限度額を

現行の四十万円から四十二万円に引き上げるとともに、公的年金等に係る所得の種類の変更に伴い、年齢六十五歳以上の被保険者の有する公的年金等に係る所得について所要の調整措置を講ずることとしたしております。

以上が地方税法の一部を改正する法律案の提案理由及びその要旨であります。何とぞ、慎重御審議の上、速やかに御可決あらんことをお願い申し上げます。

○委員長(向山一人君) 以上で趣旨説明の聴取は終りました。

なお、政府委員からの補足説明につきましては、理事會で協議いたしました結果、説明の聴取を行わず、會議録に掲載することとしたしました。

これより質疑に入ります。

質疑のある方は順次御発言願います。

○山口哲夫君 ます、津田財政局長にお尋ねをいたします。

三月二十四日の毎日新聞ですけれども、大変穏やかでない記事が載っております。「公共料金転嫁見送り 自治体制裁も検討」「交付税減額する」自治省局長が強圧姿勢、こういうことである書いてあるのですけれども、地方自治体にとっては非常に穏やかでない発言だと思ふんです。真剣にこんなことを考えているのでしょうか、どうですか。

○政府委員(津田正君) 二十四日付の新聞、今御指摘の毎日新聞のほかの各紙でもいろいろ書いてあります。書き方はいろいろあるわけですが、端的に申し上げて、私の二十三日の衆議院地行委員会の答弁の仕方とそれぞれの新聞が見出しをいろいろつけたら違ったと思ひます。

そういう意味におきまして、二十三日の衆議院地行におきます二、三の先生方からの御質問に答えましたことを改めて申し上げますと、要するに四月一日から消費税が課税される、こういうような現実的な事態を踏まえまして、私どもとしては今後とも粘り強く地方団体が適切に対応するよう指導してまいりたい、このように申し上げました。

ただ、制度的に申し上げますと、御承知のとおり、例えば地方財政法二十六条におきましては、「地方公共団体が法令の規定に違背して著しく多額の経費を支出し、又は確保すべき収入の徴収等を怠つた場合においては、国は、当該地方公共団体に対して交付すべき地方交付税の額を減額し、又は既に交付した地方交付税の額の一部の返還を命ずることができ、このことが法律制度としてある、御質問が交付税の減額の問題を指摘されておりましたのでそのように御答弁したわけでござ

います。

ただ、その際にも私は、この地方財政法の規定自体、これまできく端的に書いておるわけでございますが、地方財政法、地方自治法も同様でございますけれども、憲法の規定に基づいて法律が制定されておる、その憲法の規定は、地方団体の組織及び運営については地方自治の本旨に従つて法律で定める、こういうふうな書かれておるわけでございまして、やはり法律の精神というものは地方自治の本旨というものを第一義的に考えるべきではないか。したがって、この問題におきましても地方団体の自律的な適切な対応ということが望ましい、そういう意味におきまして地方財政法の二十六条の規定というものは、あの日も言ったわけでございますが、後段のことは私は制度の解説をしたのです。現段階におきましては私どもは地方団体に適切に対応していただくよう引き続き指導をしてまいりたい、このように答弁した次第でございます。

そういうようなニュアンスをどういうふうにご新聞の方で、記者の方あるいは整理の方、見出しのつけ方、そこいら承知しないわけでございますが、各社いろいろなりようをしたようにござい

ます。

○山口哲夫君 今の答弁によりまして、制度を一般的に解釈しただけにすぎないのであつて、自治体に対して交付税の減額をするようなことを今真剣に考へての答弁ではないと、そういうふうにご解釈してよろしいのです。

○政府委員(津田正君) そのとおりでございます。その二十六条の問題は、これは制度の解説というところで御理解いただきたいということを申し上げております。

○山口哲夫君 一般的な制度の解釈をしただけにすぎないと言ふけれども、私に言わせれば法理論そのものにもちよつと疑義がある。それからもう一つは、あなたの発言が自治体に非常に混乱を起こしておりますので、今後こういうことのないように、答弁についてもひとつ慎重を期していただ

きたい、このことだけはお願いしておきたいと思
います。

次に、大臣に質問をいたします。

三月の十四日に大臣談話というのが出ておりま
す。その中に、「地方公共団体の使用料、公営企業
料金等への消費税の転嫁についての考え方」とい
うのが自治省名で出ております。その中で、「二
問題がありますのでちよつと読んでみたいと思
うんですけれども、四番目のところに、「地方公共団
体は消費税相当分を料金等に当然転嫁すべきもの
である。」と書いてあります。それから一行置
いて次の行に、「現行の料金等に消費税相当分を
単純に上乗せせざるをえないものである。」、こ
んなふうに書いてございます。

ところが、私に言わせると、こういう公共料
金というものはどういふふうに決められるかとい
えば、前にも申し上げたように、物価の安定であ
るとか市民生活に対する影響の問題とか、その
ほか自治体のもろもろの事情があるわけです。そ
ういふことをいろいろと総合的に判断した上で公
共料金を決めるというのが建前だと思ふんです。
だから、自治省が言うように、何か公共料金に対
して単純にかけることが当然のことのように解釈
することは、私に言わせるとちよつと間違ひでな
いかと思ふんです。

そのことについて、自民党の方で出した「早
かり消費税ハンドブック」というのがありますけ
れども、これを読みますと、ちよつと私の考
えと同じようなことが書かれているんです。「公
共料金と転嫁」というところに、「①一方で、通行
税、電気税、ガス税などの既存間接税の廃止等
による負担軽減効果も見込まれること、②公共料金
改定については、従来と同様、経営の徹底した合
理化を前提とし、物価及び国民生活に及ぼす影響
を十分考慮して厳正に取扱う方針であること等を
考え併せれば、その改定幅は、当該料金等によつ
て異なってくるものであり、一律三%の引上げと
はならないものと考えられます。」と。これは自民
党が出した本です。このとおりだと思ふんです。

だから、自治省が内簡で出しているように、何か
消費税相当分を公共料金に当然転嫁すべきもので
あるし、単純に三%上乗せすればいいんだという
そんな単純なものでは私はないと思ふんです。

たまたま自民党の政調会長渡辺さんもうい
ふに言っているんです。これは東京新聞です。
なかなかいいことを言っているんです。「消費
税で一番怖いのは便乗値上げ。今のところ物価が
安定しているからいいが、四月からの導入で、あ
る程度の混乱を覚悟しなきゃいかんのに、インフ
レになったら目もあてられん。そういう意味では、
自治体の内部努力で少しでも値上げを抑制するこ
とと渡辺政調会長の言っていること、それから自
民党の消費税ハンドブックで言っていること、み
んな同じなんです。違ふのは自治省だけなんです。
こういう今私が述べたような考え方について大臣
どのようにお考えでしょうか。」

○国務大臣(坂野重信君) 基本的には先生の
おっしゃること、それから私どもの言っていること
も、そんなに大きな差異はないと思ふんですが、
ニュアンスの違いは若干あるかもしれません。

私も、この法律はもう十二月から施行に
なっておりますし、それからいうと四月まで三カ
月あるわけでございますから、それまでの間に
できるだけひとつ単純上乗せというものを原則とし
て各地方公共団体において努力してもらいたい
ということをお知らせする会議、通達等をもつて
しておいたわけです。

それで、私どもの考え方は、企業努力とい
いますか、各公共団体の努力によつて公共料金の引
下げを図るということ、これは当然のことござ
いますから、これは転嫁あるないにかかわらず
だんからやっていたかきやならぬ問題ござ
います。消費税に関連して一番心配なのは、
きもしないことを、公共料金を引き下げする
と、中身を聞いてみると、東京都の場合、率直に申
し上げますと、事務当局が説明を聞いたところ
によると、必ずしも説明に納得できない面が残つて

いるということでございます。

私どもとしては、恒久的な財源問題というものを
考えて、本当に永久的に公共料金の引き下げが
できるものならば、引き下げた上でももちろんそれ
に上乗せするということも、これは何も私ども反
対しているわけじゃありません。本当にそういう
ことが現実問題としてできるならばそれで結構
であるけれども、きもしないで見かけだけそう
いうことをおやりになると、これは公共団体とい
うのは、きのうも本会議で申し上げましたが、や
はり二つの面がございます。公共団体自身が事業
者であるという面と、もう一つは政府と同じよう
に公共団体においても消費税の転嫁というものの
環境づくりをしなきゃならぬという指導的な責任
があるわけでございます。それを放棄してもら
ちや困るというのが私どもの立場でございます。

そういうものをいろいろ勘案してまいりますと、
私の談話に伴つて自治省の見解というものを
出しているわけでございますが、そういう気持ち
でやっているわけでございますので、ふだんから公
共料金を引き下げられるものなら今までにやって
いるはずだ、そういう立場で言いますと一番す
きりするのは単純転嫁じゃないかという立場で
言っているわけでございますから、先生のおつ
しやること、党の言っていること、それから私
どもの言っていることと、それと大きな差はな
いと思つております。御了解いただきたいと思
います。

○山口哲夫君 基本的に違ふんです、私の言
っていることと大臣の言っていることは、大臣の
言っていることは、公共料金に単純に三%乗せな
さい、それが当然なんだと言っている。しかし、私
の言っていることは、渡辺政調会長、自民党の言
っていることはそうじゃないです。やっぱり便乗
上げがあったら困るし、それから物価の関係だ
とかそういうことを考えると、自治体が公共料金を
できるだけ抑制することはいいことだと言つて
います。何か突然今回の問題が起きたら値下
げしようなんという考え方がないです。地方自

治体は。たまたま石油も随分安くなりましたし、
今度は電気料金も安くなります。そういうことに
合わせていろいろと真剣に合理化もやっていく
やうな中で何とかこの三%分を上積みしないで
やっていけるようにしようじゃないかといつて
それなりに努力をしているわけですから、それを一
律に単純に上げなさいというような指導というの
はおかしいです。

しかも地方自治体というのは、先ほどお話が
あったように、地方自治の本旨に基づいてやら
なければいけないんです。一番大事なことは。そ
うすると自治体の独立性ということが私は一番大
事なことだと思ふんです。だから自治体のやること
に対して一々干渉して、ああいかにせよとい
う言い方というのはちよつと見解が違ふんじやな
いかと思ふんですが、どうでしょう。

○国務大臣(坂野重信君) 先生にお言葉を返すよ
うで申しわけないんですけれども、私は根本的に
違つていないと思ふんです。さつき申し上げたよ
うに、公共料金の転嫁問題に当たつて、転嫁する
ということと公共料金の値下げに努力するとい
うことは別次元の問題で、当然ふだんから公共料
金の値下げというものは地方公共団体として努力
してもらふべきだと。そして、たまたま転嫁の時
期におつしやるような値下げができるということ
ならば、別にそれに対してぐあいが悪いとかなん
か言っているわけではありません。値下げがで
きるんならふだんからやっていると。急に転
嫁が出てきたからといってダウンできるのはか
えつておかしいじゃないかという議論も私もも
随分あつちこちから指摘されているようなこと
でございます。

公共料金の値下げがたまたまその時期に本
当にできるならば、それはそれで下げた上で、三
%の転嫁をやつていただきや結構なんです。それ
ども私は反対しているわけじゃないと思つてお
ります。私は基本的には違つていないと思つてお
ります。後ずつと読んでいただくと何項目かに
言っているように、恒久的な財源を見つけて、そ

してその上で転嫁ということができればそれはそれでやむを得ないという立場を言っているわけでございますから、基本的には大きな差はないと思っております。

○山口哲夫君 しかも、この中にはこんなところもあるんです。「仮に適正な転嫁措置を行わない場合には、住民生活に不可欠な上下水道等のサービスの安定的供給に支障を生ずることになるだけでなく、云々とあるんです。何か転嫁しなければ上下水道のサービスの供給が不安定になるんだ、そんなような言い方をしているんです。しかし自治体は、上下水道の運営についてはそれなりにちゃんと責任を持って住民に安定供給を行おう、支障のないようにやっていこうとして真剣に努力をしているんであって、そういう努力をやっていることに對して一々干渉して、転嫁しなければ上下水道そのものが不安定になるんだ、住民生活にマイナスになるんだよというのは、これは地方自治体に対する余計なおせっかいだと思ふんです。そういう介入は私はやるべきことではないと思ふんです。

先ほども言ったように、地方自治の本旨というのは自治体の自主性というものを尊重することなんです。自治省が強制的にこんな内情を出して言えば自治体の中でも混乱が起きてくると思ふんです。自治省というのは混乱を起こすことが役割でないんですから、安定させようと言っているんです。この点は十分ひとつづつ慎んでほしいと思ふんですけれども、どうでしょう。

○政府委員(津田正君) 先ほど来大臣が申しておりますように、内部努力、合理化というものについては常に私も努めていくべきものと考えております。たまたま転嫁問題と一緒にやった。これは適正に行われれば結構な話でございますし、東京都の問題につきましても、全般的にはいろいろ問題があるんですけれども、やはり部分的には評価すべきところがあるということも言っておるわけでございますので、積極的な定数削減等をしてま

て恒久的な財源というものを生み出して対応するな結構。しかし、そういうような恒久的な財源を生み出さないまま、いわば合理化という名をかりてやりましますと、そのしわ寄せというものは、サービスを提供しております上下水道の供給自体をどうするのか、そのレベルを下げるか、あるいは全然使用していない方々の税金を持つてくるというような住民間の不公平の問題が出るのではないかと、こういう点は十分判断材料として理解してほしい、このような指導をしておるわけでございます。

○山口哲夫君 今言ったようなことを書いてくれるのならまだわかるんです。いろいろと合理化をやったりいろいろなことを考えながら、その上でどうにもならない場合には云々ということならわかるけれども、この一片の通知を見ますと、転嫁を行わない場合にはもう明らかに上下水道の安定供給が損なわれるんだというように書き方をしているから、自治体の努力というものは一切考えてもいないというふうな言われるんであって、その点は私は注意してほしいと思ふんです。

その次は、ちょっと前にも取り上げたんですけども、一斉に四月一日に実行するということは非常に無理なんです。地方自治体の中には政府の言う方針ののっとって一生懸命やろうと努力しているところもあるけれども、例えば上下水道一つとっても伝票を五十種類くらい書き直さなきゃならないし、それを今度コンピュータに入れるのに時間がかかるし、セットするのに時間がかかる。ある都市では、大体二カ月はかかりました。しかもPRもしなければならぬ、審議会にもかけるなければならぬ、そういうことからいけば六月一日実施がいくらいだ、そういうところもあるんです。そうすると、四月分は経過措置だから納税義務はないけれども、五月分というものは自治体が払わなきゃならぬわけですね、かわって、一生懸命政府の方針ののっとって消費税をかけてやろうとしているんだけれども、事務的に間に合わないその一カ月分を自治体に負担せよというの

は、これは私はやっぱりどう考えてもおかしいと思ふんです。

それで、前のときに検討してくださいと言ったら、松田政務次官は、私の言うことを聞いていたら、なるほどこれは大変なことなんだなと思うので検討してみましよう、こう言っていました。大臣も大分突っ張っていただきましたけれども、一応検討はしてみようということだったんですけれども、この自民党のものをもう一度読んでみたら、ここにもなかなかいいことを書いています。『公共料金金の改定時期』というところですが、百二十九ページなんですけれども、『審議会への諮問の手続、利用者への周知期間が必要であること等それぞれ事情を異にすることから、公共料金等が必ずしも同時に改定されることは限らないものと考えられます。』と。私の言っていることと同じことを自民党のこの本には書いてあるわけ

です。なお、いろいろと調べてみましたら、よく新聞にも出ているんですけれども、高速道路なんていうのは現金に對しては転嫁できないと言っているし、道路公団なんかは審議会にかけないので八月までは値上げが不可能だと言っているんです。まさに私も心が配れていることが政府自体にもやっばり起きているわけですよ。念のために私、あちこち聞いてみたんですけれども、例えば神奈川県の水道なんていうのは七月一日からなんです。一生懸命やると言っているんです。しかし七月一日からでなければならぬ。どうしてですかと聞いたら、やっぱりPRの期間がどうしても必要だと言っています。住民に混乱を起こさせないためにはPR期間がどうしても必要なんだと。そうやって一生懸命やっているところが七月一日からということになれば、五月、六月分はかわって払いなさいというわけでしょう、自治体に。これはちょっと無理があるのではないだろうかと思ふんですけれども、どうですか。検討された結果、少しはいい結論が出ましたですか。

○政府委員(津田正君) 先生の御指摘もござい

すし、私もかねて十二月三十日から諸準備をするような連絡を地方団体に流しておるわけでございます。御指摘もございましたので、改めて厚生省とも連絡をとって見ておりますので、その実情につきましては公営企業担当審議官から御説明申し上げますが、私もとしてはそのように昨年来からよく地方団体に周知徹底をするようにしていると同時に、例えば認可手続等を要するものについては地方団体に認可手続申請をする準備をしていただくこともお願いすると同時に、認可官庁にはそのような状況を踏まえ、認可の処理に当たって協力いただきたいと、こういうような手配もしておるわけでございます。

いずれにしても四月一日から課税という事実、特に民間の方々もやはり相当の御努力をされておるわけでございますので、地方団体におきましてもさらに御努力をいただきたいと思ひます。状況等につきましては小島審議官から御説明申し上げたいと思ひます。

○山口哲夫君 詳細な説明はいいです、時間の関係もありまますから。

民間も努力をしているんだからというのはわかりまます。しかし、地方自治体と民間とは違ひまます。地方自治体は審議会にかけなきゃならぬんです。そして、水道料金とか下水道についての課税に当たってのPRも十分やっばりいかなきゃならないんです。民間の場合には審議会とかそういうものはないわけでしょう。法律に基づいて四月一日から課税しようと思えば課税できるんです。しかし自治体はそうはいかないです、いろいろな手続があるわけですよ。コンピュータに入れることだってあるし、民間とは一緒にならない。そのことを考えれば地方自治体に猶予期間を十分とらないというのはちょっと無理があるだろうと思ふんです。

これはたまたま補助金の関係で大蔵委員会でも質問する機会がありますから大蔵省にも質問しますけれども、これは自治省だけでは恐らく回答できないんじゃないかと思ふんです、なるほどなと思

ていてもね。だから、大蔵省と十分協議してくださいよ、こういうことについては。十分弾力的な運用を考えるという方針があるはずですから、この消費税可決に当たっては、弾力的運用の最たるものだ、適用されるものだと思うんで、その点は大蔵省ともよく詰めていただきたいと思っております。

それで、津田局長にもう一つ聞いておきたいんですけれども、これは共同通信の記事でしようか、二月の二十七日の千葉日報にこういうことが載っているんですね。「美術館やプールという一般会計の施設使用料などはそれこそ転嫁すべきだ」と言っている。美術館とかプールというのは一般会計でしよう、大多数が。これは納税義務がないんですよ。納税義務がないのに、それこそ転嫁すべきものなんだと。転嫁して入ってきた金はどうするんですか。これは税務署に納めなくていいんですよ。自治体にポケットせえと言っているんですか。

○政府委員(津田正君) 一般会計につきましては、要するに課税されるということは同様なわけでございまして、売り上げにかかる消費税と仕入れにかかる消費税額を同額とみなすと、このような特例を設けたわけでございます。その点の誤解をどうも私どもいろいろ聞くわけでございますが、この消費税の仕組みというのは、お客さんからも買った売上税相当額を税務署にそのまま納めるといふことは、むしろ絶対ないくらのことでございまして、必ず仕入れの方との差引き控除でございまして、端的に申せば竹を切るに当たって、のこぎりだとかなんかの仕入れ税額を差引くわけでございまして、竹を売った値段、それにかかります消費税相当分を国税に納めるものではないと、こういうことでございます。そこいらがお客様さんからいただいたものをそのまま税務署に持っていくんだという、何かどうも時々誤解が出るようでございます。

それで一般会計の扱いにつきましては、今申しましたようなことになった趣旨は、種々の行政を総合的に経理する会計であって、それぞれの経費に

対してそれぞれの財源をどういうふうに対応させるかということになりますと、せっかくの総額予算主義という仕組みというものを壊してしましますので、むしろ仕入れの方が多い、つまり税金だと交付税については税金はかかっていないわけでございますが、あれも一応売り上げのなものでございまして、当然のことながらこれは非課税のものでございまして、逆に言えば売り上げの方が少ない、むしろ仕入れの方、道路を発売すればそれに対して消費税がかかる、鉛筆一本買ってもかかると、こういうような事態でございまして、それよりもやはり予算総額主義というものを、今度税金のためだけに個々の財源をどの経費に振り向けるというようなことをやりますと、むしろ地方団体が混乱するという意味で、売上税額、仕入れ税額、同額みなしということにしたわけでございます。

それから、美術館、プールの点、申し上げたこともあると思うんですが、これはこれまで議論しましたような一般消費税あるいは売上税の議論におきまして、地方団体の提供します財貨、サービスの中でも民間事業と競合するものは課税すべきだということとでとられてきたわけでございまして。今回の消費税にはそれだけではなくて地方団体の行いますものについて原則的に課税するということとまで踏み込んだわけでございまして、もともと美術館なりプールというものを例示されますと、これはまさしく民間でもあるものでございまして、この十数年来議論してきた中でも非課税というような考え方はなかったものと私は理解しております。

○山口哲夫君 例えば美術館で十億くらいする絵を買ったとしましょう。そうすると、三%ですから仕入れに三千万払うわけです。それだけのものを払わなきゃならないですね。そうすると、今度美術館の入場料というものが三%だけで済まなくなるかもしれないですね。逆に消費税五%も一〇%もかけなければ仕入れにかかったときの三%を払えないかもしれません。そうすると、美

術館で高い美術品を買った年と買わない年とで毎年消費税の率が変わってくるんですか。そういうことにもなりかねないということが起きませんか。

○政府委員(津田正君) それはもととその売り上げでございまして入場料の設定の仕方と、それから美術館の経費の問題でございまして、正直申し上げてかなり一般会計と申しますか、一般財源を充当しておるわけでございまして。その部分は非課税でございまして、むしろ売り上げにかかる税額の方が少ない、こういうような事態になるわけでございます。

それで、それは美術館なり博物館という、やはり地域住民に対してどのような文化行政をするか、このような判断で一般財源の充当の仕方というのとは各地方団体あるかと思えます。ただ、税法におきましては、例えば五十円取りましても五十円の三%というものは課税される、こういうような仕組みでございまして。

○山口哲夫君 例えば美術館とかプールというのは民間企業もやっているから、それと競合するようなものについては課税すべきだと言っているので、例え住民の社会教育というものを振興しようじゃないかと、あるいは住民の体育を向上するためにはプールを自治体が経営するとか、あるいは小中学生に無料でもって提供して体育向上のために使おうとか、いろいろ目的があるわけですね。だから、そういう自治体の施設というものはすべて住民福祉という目的のものにつくられるのであって、そのために公共料金というものは政策的な料金であるべきだと思っております。それを一々民間と競合するからといって、その部分は一般会計なんだけれども課税しないというやり方というのは、これは設立の目的に反すると思うんです。少なくとも自治体が経営する諸施設については公共料金という立場で、これに課税することは反対です。おかしいと思うんです。設置の目的が失われると思うんです。

そういう点で、公共料金に対する課税というものは、前にも言いましたけれども、局長が事あるごとにこういう談話を発表してみたり、それから内閣でもって転嫁するのが当然のような言い方をすると、これは憤恨でほしいと思うんです。そのことについてはもう幾ら議論をやっても平行線ですから、強く要求しておきたいと思っております。それで、ちょっと細かいことになるんですけど、今自治体の中で大変混乱しているんです。先ほど局長のお話の中にもちょっと出てきたんですけれども、消費税導入に伴う使用料、手数料の見直しの方法というのがあるんです。これは一月十三日の財政課長内閣に補足的なメモとして何か出たものなんです。非課税となるものについてコスト計算せよというわけです。そして転嫁をせよというのです。非常にややこしいんです。現行端数処理前の原価のうち、消費税の導入によりコストアップとなる部分(物件費等)に三%を乗じて得た額を織り込んで見直しをせよと。そして、現行単価(端数処理前)プラス消費税の導入によりコストアップとなる部分(端数処理前)掛ける〇・〇三%イコール端数処理前改定後単価、そして四捨五入により端数処理をせよと。これを四月一日から単価改定を実施せよと、こういう計算でね。

これ、例えば非課税の部分ですよ。住民票なんかありますでしよう。例えば百円という住民票のメモをそのとおり解釈しますと、この住民票百円を分解せよというのです。直接費として印刷にかかる転嫁の部分、例えば三%ということになりますと、一枚十円で仮に印刷したとすると三十銭の価格転嫁をしなきゃならないんです。そのほかに今度は間接費というのがあるんですね。電気料だとか水道料とかリース料、コピー代そのほかの物件費、そういうものがもろもろあって初めて住民票が出されるわけでしょう。この間接費についても案分していかなくちゃならないんです。それに対して三%かけるというんですけれども、例えば住民票出すためにリース料が住民票の部分は一

体何割使っているのか、電気、水道とかというのは一体どのくらい使っているのか、そういうものを全部案分せいというんです。とてもそんなこと地方自治体が一々やれますか。それをやれというんです。そして銭単位までやれというんです。港灣関係なんか銭単位でもってちゃんと計算せいで、端数処理は銭単位だ。こんなことをやっていたら地方自治体それこそ幾人かあつたて足りないでしよう。混乱すると思いませんか、どうですか。

○政府委員(津田正君) 非課税の財貨、サービスの提供の点でございしますが、端的な例を申し上げますと、例えば税金の督促手数料、これは非課税でございします。しかし、これは六十円が六十二円になります。督促手数料の単価のつくり方というのはいろいろあるんですが、現在のやり方というのはまさしく切手代ということを経手手数料で決めておるわけなんです。それが非課税なんですけれども、郵便局は六十円を六十二円にすれば今度は督促手数料は六十二円になると、こういうようなことでございします。

それで非課税のものにつきまして、それは仕入れの方が丸々かかるものでございしますが、非課税のものについては人件費等が相当額あつて課税される部分の割合というものが少ないものもございします。私も授業料などの見直しもやっておりますが、大体授業料は八割が人件費系統、二割がいわゆる仕入れにおきます課税負担が出てくるというようなものでございします。結果的に〇・六%のアップと、こういうような計算をしておるわけでございます。これは各経費によりまして異なるわけでございますが、やはりそういうようなことで原価というものを考え、その原価の中で課税されるものについての見直しということが必要でございします。

それから、端数のとり方でございしますが、これは各団体の実情に応じて、十円単位の刻みあるいは百円単位の刻み、今までの手数料、使用料等の改定の場合におきます単位の中で端数処理を

して結構だと、このように指導しておるところでございします。

○山口哲夫君 住民票一通出すのに当たって、間接的な経費で既に仕入れの段階で転嫁されている三%の問題を全部案分をしないというわけでは。そうすると、一枚の住民票を出すのに電気関係でどのくらいの消費税がかつてきたのか、リース料に対してはどのくらいのものがかつてくるのか、この住民票を出すための機械代けというのはいくつですか。しかし、それだけに使わなければならない。ほかのものにも使うわけでしょう。いろいろなものに使うわけでしょう。そういうものを一々案分をしていうんです。こんなことやこしいことまでやる必要はないと思うんです。自治体では、もう何か自治体の説明を聞いた人の話を聞きまして、こんなことを一々やっていたら仕事にならないと言います。そんなことまで何でやらなきゃならないんだと言います。しかも、百円のものを出すのに何十銭くらいになると、そして四捨五入して一円だと、百円だと。何でそこまでやらなきゃならないんだと言いますね。

だから、それはやっぱり政策料金として、しかもこれは一般会計なんですから納税しなくたっていいんです。少くくはコストが上がってきてもそれは自治体の中にかぶりましよう。それは住民のためにかぶりましようという政策を決めればそれで済むわけでしょう。それを地方自治体のやることに對して一つ一つ細かいところまで介入するやり方というのは、まさに自治省が地方自治体を支配するよう、そういう趣旨につながる。あなたが言う地方自治の本旨に全く反するやうなやり方なので、その辺もそんなことのないように今後ぜひ注意をいただきたい。このことも強く要求しておきたいと思ひます。

せっかく大臣おられるので、税の問題とまるきり関係のない問題についてちょっと質問したいと思ひます。実は、これ私前にも質問をしたことが

あるんです。梶山自治大臣のときに。残念ながら梶山自治大臣のときは結論が出されてないもので、すなわち、新しい坂野自治大臣の考え方を聞いておきたいし、ぜひ実現してもらいたい問題があるんです。

それは一九七六年、昭和五十一年六月十八日の第十六次地方制度調査会の答申の中に、地方自治の日を制定しなさいということが出ています。「地方公共団体が国民にとつて最も身近な存在である」と。そういうことから、「地方自治の確立と健全な発展を図ることに對して国民の理解と協力を促し、自治意識の向上と確認に資するため、毎年十月五日を「地方自治の日」と定めることとすべし」と。そして、この日は「国民の祝日」とし、云々と書いてあるわけです。今、政府の中にも時間短縮というのは大きな国家的な課題になつていくわけなんです。そういう点からいいますと、こういった地方制度調査会の趣旨を生かして地方自治をもつと発展させるためにも、これはぜひ十月五日を地方自治の日制定して休日とするというところは結構なことだと思ひます。この点に對する大臣のお考えを聞きたいと思ひます。

選挙をこの日にできるだけ統一せよということになりますと、いろいろと手続があるので時間がかるかと思ひますが、それはそれなりに検討していただくことにいたしました。その結論が出るまで待つというのであれば時間がかり過ぎますからそれはそれとして、まず休日の方だけでも先にやるべきだと思ひますけれども、お考えはいかがでしょう。

○国務大臣(坂野重信君) 御趣旨は理解できます。それから地方制度調査会でもそういう提言もあるようにございします。これはひとつ検討させていただきます。

おっしゃるように、選挙の日を合わせるということになると一番理想的かもしれませんけれども、各党各派のいろいろな御意見もあるでしょうし、なかなか一挙には決まらぬと思ひますが、せっかく

の御提言でございしますので、また私どももひとつ御意見に従つて研究させていただきたいと思ひます。

○山口哲夫君 梶山自治大臣も検討すると言つたのですけれども、もう一年もたつとおやめになつて、結論はまだ出ていません。じゃ困るので、任期中にぜひ実現するように前向きで検討していただきたいと思います。

○国務大臣(坂野重信君) 約束はできませんけれども、おっしゃる趣旨を体してひとつ努力してみたいと思ひます。

○山口哲夫君 くだいようですけれども、前向きに努力をしますね、検討してくれませんか。——うなずいていらつしたつたので、ぜひひとつ前向きに検討していただきたいと思います。

それでは次に、租税特別措置の關係について質問をいたします。資料の要求をしておりましたら、けさ届きました。約二百項目あるわけなんです。細かくは見ておりませんが、どこにどういう問題があるかという点についてまで申し上げる時間的余裕がないのですけれども、ただちょっと見ますと、適用期限が書かれていないところがある。結構あるんです。こういう租税特別措置というのは、いわば該当するところに対する補助金と似たものだと思ひます。ですから、ある程度時間がたつとそれでもう効力を失うというか、そういうものもあるのではないかと。だから、原則としてなるべく適用期限というものをつけた方がいんじやないかなと思ひます。ただ、住民福祉という立場ですと永久にやっていたいというものがあつたわけですから、そういうものはまた別ですけれども、そういうものを除いてはできるだけ期限というものを明示するようにしていただく方がいんじやないかなと、そんなふうに思ひますけれども、それに対する考え方ですね。

それからもう一つは、平成元年一月の政府税調答申に、租税特別措置の整理合理化については、これをできるだけ図るとともに、創設及び拡充を

行うことは厳に抑制すべきである。なるべく新設はしない方がよいということが書かれてあるわけです。けさもった資料を読んでみると、結構新設のものも多くあります。それなりに必要理由は書かれておりますけれども、新設する場合にはこれは政府税調にかけていられしやるんでしょうか、どうなんでしょうか。

○政府委員(湯浅利夫君) 地方税におきまします場合には非課税等特別措置ということで統一して考えておりますけれども、これは国税におきまします租税特別措置に類するものでございまして、これらにつきましては基本的には税の公平というものの反するわけでございまして、他方、特定の政策目的を実現するというために税の公平というものを犠牲にしても実施すべきであるというものについてこれは行っていくことが基本的なものであると思ひます。そういう意味から申しまして、税負担の公平を犠牲にしてまで政策目的を実現するということは、かなり強いような要請、例えば住宅取得対策でございまして、地域政策でございましてとか福祉対策とかというふうな要請に基づいて設けらるべきものだというふうに私は基本的には考えているわけでございまして。

そういう観点から見ますと、この既得権化あるいは慢性化というものはやっぱり排除していかなければならないという観点から申しますと、今仰せのとおり、これらの措置については基本的には期限を付して、そしてその都度その都度の効果というものを直しながらやっていくというものが基本的なものではないかと思ひつゝございまして。ただこの中には、例えば公共的団体についての特別措置とかいうように、公共的な団体がある限りは特別措置をやつていかなきゃならぬというふうなものもございまして、すべてが期限を付するといふわけにはいきませんが、極力期限を付して、そしてこの特別措置の既得権化というものを排除していかなければならないという考え方に立っているわけでございます。

その上で政府税調調査会におきましても、非課

税等特別措置の整理合理化については積極的に実施するように、また新設する場合にもよく内容を吟味して安易に新設するべきでないという考え方を示していただいているところでございまして、これに基づいて私どもは一つ一つのものにつきまして関係省庁と御協議をしながら決めていくということでございます。この一つ一つにつきましても政府の税制調査会にお諮りするということはしていないわけでございます。

○山口哲夫君 これは政府税調にかけた方がいんじゃないですか。自民党の税制調査会にはかけているようですね。そうすると、公平な立場で審議してもらふ政府税調の方にかけないというのは私はちょっとまずいんじゃないかと思ひます。そういう点でぜひかけてほしいと思ひます。それからもう一つは、政府税調の方では整理合理化を図れというふうに言っているんですけれども、これは何かこれに基づいて具体的な基本計画というものを立てていられしやるんではないか。また、これから立てますか。

○政府委員(湯浅利夫君) 整理合理化につきましては計画というふうなものはないわけでございますけれども、ただいま申しましたように、できるだけ期限を付して、そして期限が到来したときにその政策効果が果たして効果のあるものというふうな理解できるかどうかということを見直していくということ、そういう観点からの見直しを行いたいということでございます。またさらに、期限の付されていないものにつきましても、毎年度その政策効果が実効を持っているかどうかにつきましても一つ一つ吟味をいたしまして、そして各省庁とは御協議をされているということでございまして、具体的に計画というものはございませぬが、毎年度そういう形で整理合理化のための努力を重ねていくところでございまして。

○山口哲夫君 政府税調の方は、
○政府委員(湯浅利夫君) 政府税調に一つ一つの問題をかけるという点につきましては、非常に技術的な問題等もございまして、限られた時間で一

つ一つの、かなりこれ項目数も多うございまして、これを一つ一つやることについて、これは直ちにそうすべきかという点についてはちょっと私どもも判断できないわけでございます。むしろ政府税制調査会においては基本的な考え方、方向というものを示していただいて、それに基づいて関係省庁と私どもの間で話を詰めていくという方がいいのではないかなという感じがしているわけでございます。

○山口哲夫君 私は、自民党の税調にさへかけて論議しているんですから、くだいようすけれども、公平を期すためにもできるだけ政府税調にもかけてもらいたいと思ひますので、検討していただきたいと思ひます。

それでもう一つ社会保険診療報酬。税調答申の中にも、「社会保険診療報酬に係る課税の特例措置については、累次の当調査会の答申において指摘したとおり、これを撤廃すべきである。」という何回も書かれてあるんですけれども、一体いつ撤廃するんですか。これは大臣にお聞きしたいと思ひます。

○政府委員(湯浅利夫君) ちょっとその前に私から答弁させていただきたいと思ひますが、前回の税制改革におきましても、社会保険診療報酬の取り扱い、いろいろな特例措置がございまして、これをどう扱うかという問題について検討したわけでございまして。この際には国税、地方税を通じて現在ございまして特例措置についてどのような考えかというところで検討したわけでございまして。

御案内のとおり、所得税、法人税、それから住民税につきましては所得計算の特例がございまして、一定の所得につきまして概算経費率を適用するという特例措置があつたわけでございます。それから事業税につきましても、御指摘の実質非課税の措置という二つの大きな特例措置があるわけでございます。さきの税制改革におきましてはこのうちの前者の特例措置、所得税、法人税、それから地方税でいえば住民税の概算経費率の特例の

見直しという点でこの見直しが行われたわけでございます。まして、収入金額が五千万円以下の医師に限って、それ以上の医師につきましては概算経費率の特例をやめるということにしたわけでございます。これは社会保険診療報酬に対する課税につきましてかなり大きな影響が出るというふうに言われております。

そういうことも踏まえまして事業税につきましても検討したわけでございますが、今回は所得課税についての見直しに限定いたしまして、事業税につきましては引き続き検討していくということで話が決まったものでございまして。この点につきましては、事業税については社会保険診療の公益性と公共性に照らして一般の営利事業とは同一視できないとか、あるいは地域医療の確保の問題等があつてなかなか難しいという意見もございまして、これらを踏まえて引き続き検討させていただきたいと思ひます。

○山口哲夫君 大臣、これはもう毎回なんです。もう何年にもなるんじゃないですか、それこそ累次にわたつて答申しているんだと言っているわけですから。もういいかげんに、これは今局長が説明したようなことを全部配慮した上で答申が出されているんですから、これはもう直ちに社会保険診療報酬に係る特例措置というのはやめるべきだと思ひますが、どうですか。

○国務大臣(坂野重信君) 事業税問題は随分議論されていることは私も承知しております。それから答申の趣旨もよくわかつておりますが、やつと所得税等について五千万限度で一步前進したわけでございます。また、事業税になりましてなかなか議論百出で、これ本当に自民党の中でも大変な激論が交わされているような次第でございましてけれども、まあしかし税調の方針、答申も出ておるわけでございますから、今後ともひとつこれは精力的に努力しなやならぬと思ひます。しかし議論の統一を図ることは極めて難しいということとはひとつ御了解いただきたいと思ひます。方向としては税調の方向に沿つて努力すべきだと

思っております。

○山口哲夫君 こういう言い方はしたくないんですが、何か医師会に押されているんじゃないですかね。日本医師連盟から自民党に対する政治献金をちよと調べてみたんですよ。これは国民政治協会に對するものですけれども、自民党に入ってくるお金でしょう。昭和六十年が一億三千五百五十万、六十一年が八千五百万、六十二年が七千万。これだけ医師連盟から寄附が自民党に行っているんですね。こういう大きな政治献金をする団体には弱いんですかね。こういうことはもつと真剣に考へてほしい。何のために税調があるのか、毎回毎回繰り返しているわけでしょう。それでもいまだに実現しないというのはこういうことがあるからだろうというふうに考へざるを得ないんですよ。これは恐らく厚生大臣が当面の責任者として圧力を受けているんじゃないかと、一回閣議に諮って閣議で議論してみたらどうですか。

○國務大臣(坂野重信君) 先生のおっしゃる趣旨はよくわかりますので、また厚生省とも十分相談をして努力してみたいと思っております。

○山口哲夫君 もう毎回大臣は努力する努力すると言ふ。だれも実現した大臣はいないんですよ。過去に。あなた、本当にわかるんだつたら一回やつて下さいよ。真剣に考へて下さいよ。国会の答弁さえ終わればそれで済むなんという問題ではないですよ。税調だつてもいいかげんにしてくれという気持ちでないでしょうか。税調が真剣に論議したつて何にもならないんじゃないですか、これは。こういうことを見逃しておくというのは私はおかしいと思ひますよ。都合のいいところばかり税調の問題を全部取り上げて、こういうことになるとおかふりすると思う、そういうやり方が国民の不信を買ふんだと思ふんです。どうですか、本間に閣議にかけてくれますか。

○國務大臣(坂野重信君) 閣議にかけます。厚生省ともいろんな話を詰めた方がいいかもしれませんから、そういうことで各方面と相談をしながら先生の趣旨に沿うように努力してまいりたいと思ひます。

おります。

○山口哲夫君 本間に真剣に努力してください。それで、医師の問題が出たときについてにも一つ関係する問題を質問しておきたいと思ふんです。

医師の固定資産税ですけれども、家屋だとかそれからいろいろな診療機械がありますね、自治体によつてはそういうものを初めから台帳にも載せないで非課税にしているところが結構あるんです。もし非課税にするのであればどのように条例をきちんとつくつてその上で非課税にするというならわかりますけれども、そうでなくて、ただ初めから台帳に載せないというやり方というのはちよとと税法上からもまずいんじゃないでしょうか。

○政府委員(湯淺利夫君) 医師の固定資産税につきましては地方税法上の非課税の規定はございませぬから、もしそういう措置があるとするならば、市町村におきまして条例に基づいて減免をするというところしか考へられないわけではございませぬ。ただ、減免の規定の仕方につきましては、例えば包括的に公益のために直接専用する固定資産について減免するという条例の規定を使つて、あとは要綱なりあるいは規則なりで処理をするという場合はあるかと思ひます。しかし、基本的にはやはりその基礎は条例に基づいていふにふに考へなければならぬわけではございませぬ。

ただ、減免する場合におきましても台帳に登録してないというものはちよと考へられないわけではございまして、やはり減免する場合でありまして台帳には登録するべきものだというふうに考へております。

○山口哲夫君 自治体の中にはそういうところが非常に多いようですから、その辺間違ひがないように指導していただきたいと思ひます。

それから租税特別措置の最後に、私は前に質問したんですが、国の租税特別措置が直ちに地方にはね返るといふやり方は好ましくない。当然そこには、国の政策として租税特別措置をやつたんですから、それを地方自治体にまで影響させないよ

うに遮断するべきだという提案をしたことがあるんですけど、それは非常に技術的に難しいというお話なんです。どういふふうな技術的に難しいんでしょうか。

○政府委員(湯淺利夫君) 国の租税特別措置と地方税の非課税等特別措置を一緒に行うという場合は、やはり一つは政策目的というものが地方税でも同じように軽減した方が適當だといふようなものもあるかと思ひます。それから今御指摘のようには、地方税で回避することが非常に技術的に難しいという問題がございませぬ。これは主として法人関係税に多くなつてゐると思ひます。例えば固定資産税とか独自に課税するものにつきましては、独自に判断すればいいわけではございませぬから、基本的にはやはり法人関係税が一番大きな問題だと思ひわけでありませぬ。

法人関係税につきましては、今二つの税目がある内のおりございませぬ。一つは法人住民税でございませぬが、法人住民税の法人税制というのは法人税額そのものを課税標準にして課税をしていふということではございませぬから、その法人税の中身をいじるといふことは、これは課税資料もございませぬのでなかなか難しいという点はひとつ御理解をいただきたいと思ひわけでありませぬ。

と同時に、この法人事業税はそれでは別ではないかという点でございませぬが、この点につきましても課税資料等につきましては、例えば一定の特別償却を国税で行つてゐる、あるいは圧縮記帳を行つてゐるというふうなものを地方税ではやらな

いでも、もとに戻して普通の償却にするとか、あるいは圧縮記帳をしないとかというふうなことをやることになりませぬと、その資料を一つ一つ納税者である企業からいいたいで全部吟味をしてやつていかなければならぬといふことになりませぬと、實際問題といたしまして企業の事務負担も相当ございませぬし、また課税側である課税庁の方もそれを一つ一つチェックしていくといふことは技術的になかなか難しいといふような点もございませぬ。

て、課税技術上の問題として、法人関係税につきましても、これはなかなか技術的に難しいといふことになるわけではございませぬ。

○山口哲夫君 ここで余り細かな技術論を論議するのは避けたいと思ひます。所得金額に関する計算書といふのがありますね。それを見ますと、例えば加算の中に、損金の額に算入した所得税額とか損金の額に算入した海外投資等損失準備金勘定への繰入額等いろいろ加算した額を記入するようになってゐるわけですね。そこに例えば引当金に関する控除額という欄をつくつて、そこに金額を書き込んでいきますと、そういう計算さえしていけば遮断といふのはそんなに難しいものではないと思ひます。何か技術論にすりかえてきてゐるんじゃないかなという疑いさえ持つわけですよ。真剣に遮断しようと思へばできないことではないんですよ。それを技術的に難しいからどうのこうのと言ふんですけれども、技術的には私は幾らでも克服する方法はあるんじゃないかと思ひます。

とにかく地方税そのものを国税の考へ方によつて支配していかうとする。いわゆる地方自治体の自主性というものを、それがもう損なわれてゐるわけですね、税の段階から。税独自の自治体の自主性といふものをきちんと考へるならば、こういう遮断といふのは考へるべきことだと思ふんです。余り技術論にすりかえないように一回真剣に考へてほしいなと思ふんですけれども、その点も特に要望しておきたいと思ひます。

それから最後に、キャピタルゲイン課税の問題について質問をしたいと思ふんですけれども、調査室の資料を読んでみますと、「所得税において源泉分離課税を選択した場合の株式等の譲渡による所得については、個人住民税は課税されないこととなつた。」といふ、これは前の法改正によつてそういうふうになつたんですけれども、これは私は当然課税するべきだと思ふんです。それで、有価証券の譲渡益課税、キャピタルゲインですね、源泉分離課税を選択した場合に支払

い調査というの出ないんです。当然支払い調書を出せば個人住民税を課税することができんすけれども、これなぞ支払い調書を出さないんでしようか。

○説明員(野村興児君) たいま御指摘ございまして、今回税制改革におきましてキャピタルゲイン、有価証券譲渡益課税につきましては、原則非課税だったものを今度は原則課税にする、こういう大改革をやったわけでございまして。そのときに、その具体的な課税方式といたしまして申告分離方式と源泉分離課税方式と二つの選択制度を設けたわけであります。

今御指摘の源泉分離課税につきましては、選択申告書提出などの一定の要件、こういったもののもとに、株式譲渡価格の五％相当額を所得とみなしまして、それに税率であります二〇％を乗じて所得税の源泉徴収を行う、こういうシステムになつてゐる。その限りにおいてその課税は完結をいたします。したがってその場合に、例えば総合課税であればそれを確認するための調査は当然要るわけでございまして。あるいは申告方式をとればその確認をするためにそういう調査を要るわけでございまして、所得税につきましてはそこで課税関係が完結いたしますのでそのような調査については特に徴収してない現状にございまして。

○山口哲夫君 所得税は完結するんでしようけれども、これは地方税の対象にはなるわけでしよう。支払い調査を回つてくれば、地方税の住民税として総合課税の中に含めることができるわけですね。そうでしよう。

○政府委員(湯浅利夫君) 仕組みにつきましてはたいま大蔵省から御答弁のあったとおりでございますが、源泉分離課税を選択した場合に、証券会社から支払い調査をいただくということで、この案をつくる過程におきまして随分検討していただいたわけでございますが、非常に事務が膨大になるということのために、これにつきましてはやはり技術的に難しいということになつたわけでござい

います。そういうことで、源泉分離課税につきましては課税関係がそこで遮断されてしまひますので住民税が課税できないという結果になつたわけでございまして。

ただ、この点につきましても、御案内のとおり総合課税への移行についての問題について検討をするようにというさきの国会におきましての修正もございまして、こういうものを含めて引き続きこの問題につきまして課税できるような方法を検討してまいりたいというふうに考へてゐるわけでございまして。

○山口哲夫君 大分前進されたと思うんですね、課税できるように検討してみたい。

今膨大な事務量と言ふんですけれども、それほどのことではないと思ふんです。もう既に支払い調査というのはやつてゐるわけですよ。例えば所得税法によりまして三十三、相続税法でも四つ、租税特別措置法で一つ、全部で三十八種類の支払い調査というのは義務づけられてゐるわけですよ。ですからそれに今の問題を一項目加えればいいのであつて、それは当然支払い者としてはそのくらのことは義務があると思ふんです。何でキャピタルゲインのことだけは支払い調査を書かないのか不思議でしようがないんです。これは氏名と性別と生年月日さえあれば確認できますからね、地方自治体では話を聞きますと、仮名を使つてゐる人もゐるんじゃないかと言ふんですけれども、それは中にはないでしようね。しかしマル優のときと比べてそれほどたくさんはないと思ふんです。もし仮名を使つてゐるとすれば、この三つだけわかれば、これは仮名を使つてやつたことだということとはすぐわかります。これは公文書偽造にもなりますし、脱税行為にもなりますし、そういう中から税の対象というものをきちつと把握していくことができると思ふんです。これは証券会社だとか銀行が事務の煩瑣だという逃げ道で、なるべく出したいくないという、そういうものが働いてゐるから今までは出してこなかったのだと思ふんですけれども、もうこれは事務の煩瑣だとかそ

んなことは理由にならないので、きちつと義務づけて、今局長がおっしゃつたように課税できるようにひとつ検討してほしいと思ふんです。そういう方法で検討してくれませんか。

○政府委員(湯浅利夫君) 今の源泉分離課税を選択してゐる段階で課税ができるかどうかということになりますと、私はなかなか難しい問題があるうかと思ひます。先ほど私が申し上げましたのは、一定期間内に所有証券譲渡益課税につきましては納税者番号制度の導入の問題等も関連させながら所得把握の環境整備をしていく、そういう中で総合課税への道を探つていこうじゃないかという、そういう規定を地方税法の改正の中でもこの前の国会で修正で入れていただいておりますので、こういうものを勘案いたしまして、総合課税への過程の中で課税できる方向というものを探つていけなかないかということをお願いしたわけでございまして。

○山口哲夫君 これが終わらうと思つたんですけれども、局長から番号制の問題が出てくると、やつぱりちよつと一言言わなきゃならなくなつたんです。

「地方税」といふ本がありますね。これは平成元年二月号ですけれども、自治省の企画課のある理事官が、きょういふしやと思ふんですけれども、「納税者番号等検討小委員会報告」について」といふ論文を書いてゐます。これをちよつと読んでみたんですけれども、納税者番号をやらずとも名寄せをきちつとすれば総合課税はできるといふ考え方が書かれてゐるんです。支払い調査がまず発行される。その支払い調査にはきき言つた氏名、性別、生年月日が書かれてゐる。それだけで名寄せがきちつと自治体ではできて、総合課税が可能だということを書かれてゐるんです。だから、総合課税制に話を持っていかなくても本当に課税しようと思へばすぐできるわけですよ。支払い調査さへ出したらええ。その支払い調査を出さないのは、証券会社とか銀行の都合で出さないんですから、それをきちつと義務づける。これはもう当

然課税の対象にするべき地方税の大きな財源ですから、そういう立場で検討してください。

○政府委員(湯浅利夫君) その問題につきましては、この有価証券譲渡益課税を課税する段階で私どもとしては最大限の努力をしたところでございまして、その結果がこういうような格好になつたわけでございまして。そういう意味からいって、支払い調査の提出を証券会社から求めて課税をするということとは、これは正直言つてなかなか難しい問題があるうかと思ひます。それよりも、一定期間内に総合課税への道を探るといふ修正の案文もございまして、そういう方向に向けてこの納税者番号制などと関連させながら総合課税への道を探ることしか、ちよつと今の段階でそれ以外の方法はなかなか難しいんじゃないかという感じがございまして。

○山口哲夫君 あなたの部下の理事官が書いてゐるこの論文を一回読んでください。そうすると、なるほど名寄せでもつてできるといふことがわかりますから。

以上で終わります。

○佐藤三吾君 大分時間が入り込んでまいりましたから簡潔にやりますが、大臣、個人的には私はよく承知をしておるんですけれども、大臣という初めのやりとりの場ですから、少し地方税にかかわる前に、これは委員長にもお願いして一遍一般質問の機会をつくつてもらおうと思つておるんですけれども、一つだけ大臣の考え方を聞いておきたいと思ふんです。

それは、けさの新聞でも、政治に不満が六八％、消費税不満が八二％、首相の改革姿勢六七％というところで、政治不信が連日数字でもつて、世論の動向がテレビ、新聞、ラジオ各方面で報道されておる。それを総合しますと、今竹下内閣に対しては支持率が一三％だとかつてない状態なんです。不支持率が逆に七〇％以上というんです。これは正直言つて政治をやれる状態じゃないと私は思ふんですよ。政治というものはやっぱり国民の信頼があつてできることであつて、こういう異常な状

態の中でどうして総辞職が出てこないのか、どうして国会解散が出てこないのか。これは私もバツジをつけている者として恥ずかしいぐらいなんです。正直言って。

先日、羽田で自民党の衆議院の委員長に会いまして、あなたは何をされているんだと言ったら、いや、帰ろうか帰るまいか今迷っている。何でなんだ、ちよつと日が高いからと。これが今の心境ですよ。本当に。ある大臣経験者は、私は今全国を走り回っているんですけども、ある県に行きますと、夜中に帰って朝暗いうちに出る、それは帰るの帰るよと、こういうことなんです。こういう状況というのは、正直言って、大臣だってそうだと思うんですけども、私なんか電車に乗っていると、やっぱり何か上にかぶらぬと恥ずかしくて。こういう日々なんです。これについて国務大臣としてどういふ認識をしておるのか、それをちよつとお聞きしたいんです。

○国務大臣(坂野重信君) おっしゃる様に自民党の支持率、内閣の支持率が低下しているということは私も承知しておりますし、総理を初め各閣僚ともこれについてはそれぞれの立場で認識されていると思う次第でございます。最終的には、これは総理・総裁の決めることでございまして、私はその動向に従って行動しなければならぬ立場でございますが、おっしゃる様にリクルート問題等を契機として政治に対する不信というものが広まってきたということは残念でございますし、私もそれぞれその立場で本当に今こそ倫理観、政治倫理という立場を貫いて、私どもの行動を律していかなければならない、これはもう確かでございます。

しかし、それを具体的にどういうぐあいにやっていたかということについては、きのうも総理が答弁いたしましたように、総辞職はもちろん考えていない、また解散ということも考えていない、そういう中でできるだけ国民の信頼を回復するような政治改革なり、あるいはまたリクルートに対する対応というようなこともこれからいろいろ総

理自身も考えておられると思いますし、党の中でもいろいろこういう問題については、若い人は若い人、それぞれの立場で、反省の中に立って、いかに政治不信といふものをできるだけ解消するよう努力を払うべきかという真剣な議論がされているのは当然でございます。

そこへもつてきて消費税問題、まあ今に思いうと、私も、消費税の問題についても国民の皆さんに対するPRの仕方をもちよつとやっぱり考えるべきじゃなかったかなという感じがございまして。しかし、消費税につきましても、消費税のいろいろな技術的な問題は言われているんですが、税制の抜本改革、消費税そのものが税制の中の一つの事項であるということがなかなか皆さんに御理解いただけない。そういうことが考えみると、自民党なり政府のPRの仕方といふ面では足りないかなとじゃないかとこのことをいろいろ考えるような次第でございます。私もはたして事態を考えているということとは間違いないわけでございますので、ひとつこれから身を引き締めながらやってまいりたいと思っております。何といたしても内閣でございまして総理の方、そういうものを体しながら私も身を処していきたいと思います次第でございます。

○佐藤三吾君 あなたは国家公安委員長で、同時に自治大臣で、四十九年の田中金脈事件で、田中内閣のときに、当時の副総理の三木さんは、この金脈不正について総理の対応について私は承知できないということで辞表をたたきつけた。福田さんも大蔵大臣だったけれども、同じように辞表をたたきつけたでしょう。あなたは公安委員長という立場もあるわけだし、同時にまた、あなた自身がこれは政治の常道としてこんなことを放置するわけにいかぬという認識がきちんとあるならば、堂々とどうしてそれが態度になつて出てこないんですか。それが私はわからないと言っているわけです。だから、あなたの国務大臣としての認識と同時に、あなた自身が一体どう決断す

るのか、そのことについて聞いておるわけです。いかがですか。

○国務大臣(坂野重信君) いろいろな法律的な問題は、もちろん今御案内のように検察庁が真剣に取り組んでいるわけでございますから、できるだけ検察庁が何物かとらわれないで早くひとつ解明を進めていただいて、いつまでも、もう一年から二年じゅう一年じゅうもかかって、あと一年も二年もかかるというようなことは、ますますこれはどうにもならぬわけでございますから、やはり法律的な問題が何といても解明されるということが私は大変大事だと思います。それと同時に、さき申し上げたように、私も私どももなりにまた政治的な立場で道義的な責任をいかに我々が感じ、これに対応するかということでございますが、これはもちろん私一人の考え方を言ってみてもどうもならぬわけでございますから、私も自民党の一員であり、また内閣の一員でございますから、自分自身が単独な行動をとれるわけではございません。しかし、私も私どももなりにそれぞれの立場で、今国民の信を失っている、そういう中で本当に厳粛な立場で身を処していかなければならぬという自覚だけは十分持っているつもりでございます。

○佐藤三吾君 私はもうこれ以上言いませんが、大臣、自民党の内閣であり、そして同時に自民党員であり、それは私も承知した上で議論しておるんですが、政治家というものは、不正の問題もあらうけれども、国民からこれだけ不信任を突きつけられておるわけですよ、言いかえれば、これはいわゆる検察庁のリクルートにかかわる問題もありましようけれども、それだけではなくて消費税もありましよう。ここにありますように八二%反対と、こう言っておるわけだ。農業の自由化問題もあるでしょう。いろいろ含めて今の内閣に対して不信任を突きつけておるわけです。この事態に対して政治家としてどう決断するか、判断するかというのを今真剣に考えてほしいと思っております。それは自民党というもののじゃないですよ。政

治家としてこれだけ政治不信を受けたときにどう決断するかという、これが私は大事じゃないかと思うので、この点はひとつぜひ私は大臣にきちつと対応してほしいなと思っております。

私はここに十二年間おるんですけども、十二年間の中であなたを含めて自治大臣がちょうど十四人目ですよ。こう振り返ってみると、一年おらないですね。大臣は、その一年おらない中で一体何を残すか、政治家として、そのことも大事なことにやないかと思っております。そういう点をひとつぜひ大臣の方でしんしゃくしていただいて、いずれにしても早急にこの事態を打開しなきゃならぬ。もう自民党とか社会党とかいろいろ言っておるすきはないんです。言うならば政治そのものが国民から見捨てられようとしている。そういう意味でもっと危機意識を持って対処してほしいと思う。特にあなたの場合には全国の治安を預かる国家公安委員長である。そして自治体にかかわる大臣でもある。そういう意味では非常に一挙手一投足とかその決断が大きな影響を持つだけに、ぜひひとつそれを大臣に要請しておきたいというのをまず申し上げておきたいと思っております。本題に戻ります。

さつき山口議員と自治体の転嫁の問題でいろいろございましたが、これは私はあえて御答弁いただくというふうには思っておりませんけれども、大体事の起りは東京都でしょう。その鈴木知事はあなたたちの大先輩なんです。そこに乗り込んでいったのは渡辺自民党政調会長です。そして、これでやりなさいということを示したんでしよう。それを今度は財政局長が地財法二十六条を持ち出して威嚇するようになつた方向が間違つておるんじゃないか。足元はばつとやらなきやいかぬところが交付税がなきゃできぬのです、こういう理屈があるかもしれませんけれども、こういうことがやられるんですから、それは大臣もそれは承知の上でしようが、そこに今日の問題のスタンプがある、地方自治体の場合、それをひとつぜひ踏まえて対応してほしいなと思っておりますので申し上げ

けておきますが、答弁は要りません。

ただ、消費税の問題でお聞きしておきたいと思ふんだが、タクシーで、いわゆる三千万以下の免税の個人タクシーと三%かかる法人タクシーが同じ運賃と。これは運輸省の同一地域同一運賃という行政指導によって云々ということはあるでしょうが、これは余りにも消費者をばかにしたことにじやないかと思う。政府みずから公然たる脱税を認めるのかということですよ。そうでしょう。その問題とか、さらに今度は商店会、烏山とか世田谷とかもうこれ全国に出ていますよ。ここでも免税店とそうでない、それが同一価格。それを公正取引委員会まで出て認めている。こんな公然たる脱税を奨励して、そして公正公平な税と言っているんですか。この点は私は何としても納得できない。この点は一体どういうふうな認識をしておるんですか。

○説明員(野村興児君) ただいまお尋ねございました免税事業者の關係の値決めの話でございますが、これにつきましては、免税事業者のような本来零細な事業者の方々に對しまして、仕入れに含まれる消費税額、これが一体幾らなのかということの計算自身が非常に困難であるといったような観点からかかる零細事業者についての特例という制度を設けたわけでございます。それがまず第一点でございます。したがって、そういった方々に厳密なコスト計算を求めると自身が有る意味では非常に困難ではないかという気がするわけでございます。

それから第二番目には、免税事業者といいますが、この税の性格からいたしまして当然ながらその仕入れの部分には既に消費税がかかっているわけでありまして、今タクシーの場合、あるいは商店街の場合、個々の零細な事業者の方々にその仕入れをされるところのものにはかかっている。

例えば、その方が仕入れ部分が売り上げの八割あるといたしますと、三%もし仕入れ部分にかかっているとすれば二・四%部分は売上価格

に転嫁をしなければその方の収益を圧迫することになる。しかし、零細な方々でありますから、個々に具体的にコスト計算をして、一体幾ら引き上げればいいのかというのには、なかなかそのあたりの計算は難しくしようというのが先ほど第一点の絡みで出てくる問題でございます。

したがって、それは事業者の収益、売り上げと仕入れの關係、すなわちマージンがどのくらいかということ、業種業態によつてそれぞれ違います。そのあたりを平均的なものをさつき二・四%と申しましたけれども、平均的な方でも二・四%程度は価格転嫁をしなければ収益が悪化する、こういった実態であるということでございます。

またもう一つ、これは蛇足かもしれませんが、これも、これらの零細事業者の方々の売上高と申しますのは、その取引高全体からいいますと本當に数%、計数上からいいますとそうなる。これは余計なことかと思ひますけれども、我が国経済全体の中で決定的な影響を与えるものではない、こういうふうな考え方もしております。

かれこれ申しましたけれども、こういったようなことから免税事業者が周囲の同業種の課税事業者に倣つて、例えば売り値を三%ないしはそれ近く引き上げをする、これについてこれを便乗値上げとして指導することに、これはやや過酷かなと、こういった認識を持っております。

それから、お尋ねございましたタクシーの場合でございますけれども、これも具体的な実例に即して言いますと、個人タクシーの場合確かに免税事業者でございます。免税事業者でございますが、その仕入れというものは当然あるわけでございまして、その分については既に三%かかっている。したがって、そのマージン率がどのくらいになるかはそれぞれの業者の方によつて異なると思ひますけれども、そこはある程度の転嫁を行わなければならない、これは非常に困難な事態に立ち至るであらう。しかも、タクシーの場合は同一地域同一運賃

という運輸省の行政上の一つの政策があるわけでございます。そういったものも兼ね合わせまして、やはり免税事業者、課税事業者同一料金とするということが適當であるとの運輸省の御判断もございまして、そういったことから個人タクシー事業者についても転嫁ということをおもひ言つておるわけでございます。

○佐藤三吾君 それを言うなら、例えば自動車の場合には仕入れに税が入つておるといふのは、個人タクシー、自動車の物品税下がるでしょう。それなら料金下げていいんじゃないの。現に大阪など結局三%分は転嫁をしないで料金は据え置くという自動車会社もほとんど出ておるでしょう。むしろ行政指導をやるとするならば、これは運輸省だろつと思ひますが、あるべき姿というのはやっぱり料金の据え置きという、転嫁なし、こういう指導があつていいんじゃないですか、あなたが仕入れ云々言うなら、ところが、今あなた二・四%要つておるなんて言うけれども、二・四%なら二・四%掛けりゃいいじゃないですか。何も三%にするとはしない。こういうふうなことが、逆に今度は不動産会社の場合には、あなたのところは、これははもろ差があつてもやむを得ぬ、だから三千万未満と三千万以上のところについての転嫁があるなしというところはやむを得ない、こういう指導でしよう。

それかと思ふと今度は便乗値上げで、おたくの、新聞に出ておるかどうか、中身はよく私はまだ調べておりませんが、食堂の物品についても四捨五入で大体六円値上げするところを十四円値上げしたとか、これは明らかに便乗値上げ、大蔵省食堂。それかと思ふと今度はキヨスクなどは二百円以上についてこれはもう面倒くさいから十四円値上げして便乗値上げ、それ以下は転嫁しない、こういうことがどんどん起つてきておるわけですね。

こういうことについて、それは大蔵省にしてみれば私のところの知ったことじゃない、通産省だ運輸省だのいろいろ言うだろうけれども、あなたがこの消費税を出してきた経緯からい

てこういうことは当然予測されたと思うんです、実施されれば。そういう面で見ても、きょうの新聞で見ると、竹下総理の答弁の中で、ひとつ今後検討して免税点であるとか簡易課税制度であるとか、こういうものについては是正をしていきたい、こういう答弁もしておるようですが、是正するものなら初めからしなきゃいい。それは当然予測できるものを予測しておつて、それに対して混乱は起らないという前提のもとに税というものを施行するのがあなたの方の基本的な考え方であらう、そう思いませんか。

○説明員(野村興児君) 個々の免税事業者あるいは課税事業者の実態、それぞれ業種業態によつて相当事情を異にすると思ひます。しかしながら、この税の性格というものが広く薄く負担を求め、そして事業者の方に納税義務者になつていただく。例えばタクシーの話が出ましたけれども、それはこの制度を導入いたしました關係でメーターをつけかえなくちゃいけないとか、あるいはいろいろな勉強をしていただかなくちゃいけないとか、いろんな意味での負担もかけるわけでありまして、あるいは小規模零細な事業者の方々にある意味でいろいろな御負担をかけることになる、こういったようなことを勘案いたしましてその零細事業者の方々に對する一つの配慮ということをお願いをしたわけでございます。

御指摘のとおり、いろんな意味で精緻さを欠く面もあるかと思ひますけれども、このあたりについては我が国はかかる新しいタイプの間接税は全く経験ございません。そういった意味でいろいろ御負担をおかけすることもあるかと思ひますのでそういったような特別措置をお願いしているわけでございます。

先ほど御指摘ございました制度の見直しということについては、国会の議論の中で今後これらのものについては一定のその制度の定着を見まして見直すべきものは見直す、こういった税制改革法の修正に一応なつておるわけでございます。私どもそういった規定につきましても規定の趣旨を踏

まえて誠実に対応してまいりたい、こういうふう
に考えております。

○佐藤三吾君 これは大臣、あなたはさき消費
税のPRの仕方とかちやうと拙速過ぎた嫌いが
あったという表現がございましたが、PRの仕方
というものがなくて、今大蔵省も初めての経験
だからと言っていました、各国の場合でも、ア
メリカにしてもヨーロッパにしてもどこでも、韓
国だってそうですが、この消費税問題、付加価値
税を入れる場合には大体四、五年ぐらい議論をし
点検をやって、そして導入しておるのが普通の例
ですね。

皆さんからいえば十年と、大平内閣のとき云々
と言いますけれども、あれはもうあのときに出し
てきて、そしてだめと、ターアと、こうなって皆さ
んの方も口にチャックしちゃって何も議論してい
ないわけです。議論をし始めたのは何かといえ
ば売上税の問題がスタートですね。そしてそれも
やっぱりだめと。こういうことを見れば消費税が
あんなに拙速的に、しかも衆参両院で多数でやっ
ていく、そのことにもうどい無理がある。だか
らそれが当然出てきたと言っているんじゃないか
と私は思うんですよ。

この際ひとつ国務大臣として聞いておきたいの
は、こういう事態を、地方自治体もそうでござい
ますが、このまま見過ごしていくのかということ
でいくべきじゃない、こら辺にきたら事態が鮮
明に出てきたわけだから、これ以上国民の皆さん
に迷惑かけるべきじゃない、こういう決断をして、
もう少し議論を国民の中に起こして、そして理解
を広めていく、こういう努力に変えていく、こう
いう姿勢があつてしかるべきじゃないかと私は思
うんです。これはひとつ自治大臣というんじやな
くて国務大臣としてどういう認識かを聞いておき
たいと思います。

○国務大臣(坂野重信君) おっしゃるようにいろ
いろ疑問もあり、いろんな問題点も指摘されてい
るということはおく私も承知しておりますが、さ
つきおっしゃいましたように、考えてみると大

平内閣から積算するともう十年もたつておるわけ
です。いろんな議論を繰り返しながら、残念なが
ら先般の臨時国会のときには、参議院の方は、十
分とは言えないにしても九十時間ぐらいいのう
ちで、衆議院と比べてかなりの審議をやっていた
いたわけですね。参議院は六十時間、衆議院の方
は十六時間とよく言われているんですが、かなり審
議していただいたんですけれども、審議ストッ
プというふうなこともあつて十分な議論ができな
かった。法律ができてからむしろいろんな議論が
展開されてきたというのは確かに事実でございま
す。

しかし、公共団体にしましても、私もまだ
はつきり数字は把握しておりませんが、大
勢はルールに従つてやっておりますと思ひ
ますし、民間の方も大蔵省初め通産省、それから
各省がそれぞれ努力される中で大体四月一日から
はやっていくこと。いろんな問題をほらみな
とにかくスタートする態勢は私はできてきたと
思っているような次第でございまして、や
つて悪いところがあるなら直すというなら初めか
らそんなものは直したらよかつたんでないかとい
う議論もありましかつても、考えてみますと大
変な歴史的な大改革でございまして、確かにや
つてみてはまずかつたというふうなことは、
やつてみた結果でないとそういうものは出てき
ませんから、そういう段階で近い将来に必要に
応じて法律の改定というものはあつてしかるべき
ものであるというぐあいに考えておるわけでござい
ます。

そういう中であつてもう数日しかありません
から、現実にはそういうことで事は進んでおりま
すし、何とか各界の御了解を得て実行にひとつ
四月から持っていきたい。既に十二月から施行
されていることは事実でございまして、税の徴収
は四月以降ということになっておりますので、ひと
つぜひ御協力をいただきたいというのが私の気持
ちでございます。

○佐藤三吾君 金丸さんは、悪ければ命をかけて

とめる、廃止すると。そのくらいの勢いはないで
すかな。

私は、やっぱり足を踏んだ者は痛みがわからぬ
と思うんですね、踏まれた者から見れば、今、地方
自治体は大変な苦悩をしておると思ひます。です
からああいう決議がやられて、怒っておるわけ
だよね。ましていわんや、商店会にしてもどこに
たつてみんな、その苦しみの表現がどどん肌
に感ずるでしょう。そこら辺はひとつそれにこた
えらうの大蔵省のきつとした態度を私はお願
いしたかつたんだけれども、なかなかそれ出てこ
ないからこれ以上はその問題言いませんがね。

それから二月に、各都道府県の税務課長会議を
開いて、法人事業税、法人住民税の超過課税につ
いて引き下げの見直しを指示した、こういう報道
がなされておるんですね、これは事実ですか。現
在の超過課税の実態もあわせてひとついかがです
か。

○政府委員(湯浅利夫君) 超過課税につきまして
は、これは地方団体が財政上の特別な必要がある
場合に住民のコンセンサスを得て行うということ
で、その判断というものは基本的には地方団体の
自主権にゆだねられておるものだというふうに考
えらるるわけでございまして。ただ、この超過課税
というのは、基本的には納税者に対して通常以上
の負担を求めるといふことでございまして、そ
の実施に当たりましてはこれを必要とする財政需
要の緊要性というふうなものを明確にしなければ
いけないでしようし、また納税者の方々の理解と
協力が得られなければならぬというふうなこと
で、これは毎年度の財政運営通達の中でこれを毎
年指摘しているところでございまして。

そういうこともございまして、この超過課税と
いうものが慢性化したり、あるいは既得権化する
ということ、これはやはり注意しなければなら
ないということ、税務課長会議におきまして私
からそういう点の御注意は申し上げました。それ
からまた、この超過課税は、通常の場合には期限
を設けておりますから、その適用期限が到来する

段階ではその見直しを十分また行つていただきた
いというところを申し上げるというふうなことで、
適正な超過課税制度というものを運用していくべ
きではないかということでございます。

現在、超過課税につきましては、いろいろな税
目もございまして、一番多いのはやはり法人関係
税の超過課税でございまして、住民税の法人税割に
つきましては都道府県で四十五団体が実施いたし
ております。市町村におきましては千四百八十二
団体が実施をいたしております。法人事業税につ
きましては七団体が実施をしております、こういうよ
うな状況でございまして、こういう団体につき
まして、先ほど申しました趣旨で、必要な見直し
をするときはぜひお願いしたい、こういうことで
ございまして。

○佐藤三吾君 あなたさつきおっしゃつたように、
自治体が財政自主権に基づいて議会の承認を求め
て条例を改正して、そしてこの超過課税というの
はやられておるわけですね。しかも、それもちゃん
と上限の幅があつて限度の中でやっておるわけ
です。そこにあなさがさういうくちばしを入れるの
は一般論として結構だが、それは率直に言つてそ
こまでこの時期にくちばしを出さぬで、これは自
治体の自主性に任すといふことで私は足りるん
じやないかと思うんです。あなたのところのさ
つき出ました租税特別措置、これすらぞろぞろや
つていじやないですか、いまだに。税制調査会が
何遍もこれはもうやめろやめろ、こう言つてもど
うしようもなく続けるわけだ。これの方が問題な
んですよ。これは今あなたの言葉を聞いておると、
一般的な意味での指示であつて、特別改めて今回
指示したという意味じゃない、こういうふうに関
こえるんですけれども、どうもそうじやないん
じやないですか。いろいろ私も耳にすると、今
度法人税下げましたね、消費税というのと同時
に。それがせつかく五十億を割つたものだから地
方税でついでおれば意味がない。そういう意味で、
企業その他からの圧力があつて自民党の税調が何
かでその問題が出されて、そして自治省があえて指

示をした。これが真相じゃないんですか、いかがですか。

○政府委員(湯浅利夫君) 先ほど申し上げましたとおり、この超過課税というのはあくまでも地域住民に通常以上の税負担を求めようということでございますから、これは財政需要がそれだけやっぱりあるということを理解をいただいて実施するというのが本来の建前ではないかと思うわけでございます。もちろんその財政需要がどういふものがあるか、あるいは住民の方々にどういふふうな理解を求めるかということは、これは地方団体の自主性にお任せする問題ではございませんけれども、この制度のもととてきていふ考え方というものはそういうところにあるということ、その点はひとつ十分御理解をいただきながらこの超過課税制度というものを運用してまいりませんと、先ほど先生からも御指摘のようなそういう問題も出かねない問題でございますので、こちら辺はやはり課税する立場からもこの超過課税制度を適正に運営するように私もお願いしていかなくやならないと思うわけでございます。

○佐藤三吾君 一般論的な話はいんです。私が今聞いているのは、消費税施行に伴って法人税も下げましたね、国が。その一環として超過課税はだめだ、そういう考え方がどうか聞いておるんです。どうなんですか。

○政府委員(湯浅利夫君) これは、すべてがそれはだめだという趣旨ではございません。しかし、そういうことが巷間言われていることでもございまして、こういうことを慢性的にやっていると、ことによつてそういう声が強くなつてくるということ、これを私も恐れるわけでございます。

○佐藤三吾君 慢性的にやると言つたてあな、今さっき出たように、租税特別措置の問題については、大蔵省の方でやるのは、これだつて安易なかけ方をやっておるんですか。そうじゃないでしょう。慎重に審議をしておるでしょう。毎年毎年改めていっているでしょう。自治体だつて同じじゃないですか。その上で議会にかけて条例を制

定してやっておるわけでしょう。そういうことから見れば、自治体だつて必要だからこそお願いして企業から超過課税を取つて、そして財政需要に充てておるんですから、そのことについて、まあ一般論としてわからぬことはないですよ。しかしどうも今度の二月のあなたのところの指示というのはそうじゃなくて、消費税の施行に伴つての一環としての措置、こういうふうな感じがするんですが、それはないんですか。

○政府委員(湯浅利夫君) そういう点からのことを申し上げたつもりではございません。

○佐藤三吾君 そういう点、ひとつ十分留意してほしいと思います。

時間がございせんから、二つだけしか聞かれませんが、一つは、不公平税制の中でさつき租税特別措置として医師の問題が出ました。これはもうさつき聞きましたから私はあえて重ねませんが、医師の首都圏における六十二年ですか、確定申告の中で疑義のあるものについて千七百名の調査をした結果、九割が事実上の脱税というんですか、申告漏れということが報道されておるんです。しかもそれは百三億、一人当たりしますと六百六十万円、サラリーマンの平均収入の二倍、こういう脱税現象が起つておるわけですが、この実態と脱税の特徴についてお調べがあるならひとつそれをお聞かせたいんです。

○説明員(阪田雅裕君) 今先生御指摘のものは、東京国税局管内で昨年の十二月までに調査を実施した医師等の六十二年分の所得にかかるケースというところでございまして、御指摘のケースのとおりでございます。

所得の脱漏といひますか所得隠しといひますか、その手口というのはこれは医師等に限りませんが、一般的に言ひまして大きく分けると二つあると。一つは収入を計上しない、除外するという方法、それからもう一つは経費、これを水増しするという方法、大きく分けるとその二つがあると

思ひます。医師につきましては、先生御承知のように、社

会保険診療報酬については一定の経費率を法定しておるといふ特例がございまして、実際の経費のいかんにかかわらず選択すれば一定の経費率を認められるという制度がございまして、そういう制度を適用している者にとりましては経費の水増しというものは余り意味がない。少なくとも社会保険診療に係る収入については意味がない。専ら社会保険診療以外の収入、自由診療ですね、この部分の収入を抜くといひますか、漏らすということによつて所得を圧縮するといふのが一般的にありまして、しかしながらこの特例を適用しない者、実績の收支、実際に得た収入、それから実際に使つた経費、これらの差額を所得として申告されている方、こういう方も決して少なくございません。特に平成元年分からは収入五千万超の者につきましては制度改正により今年度社会保険診療報酬特例が廃止されますので、今後ますます当然多くなるわけでございますが、そういう者にとりましては、むしろ収入除外もさることながら、経費の水増しという方法によつて所得を圧縮するといふ手口が非常に意味を持つてくるということでございます。

最近の傾向としましては、これは医師の収入がふえたといふのか、あるいは病院等の経営が苦しくなつたといふことなのか、ちよつとよくわかりませんが、特に所得の高額な者につきましては社会保険診療報酬の特例を適用する者が昔に比べて減つてきているといふことでございまして、したがひまして所得脱漏の手口といひましたとしても経費を水増しするといふ方法によるものが比較的多くなつていふふう聞いております。

○佐藤三吾君 要約すると、今のあなたの場合、五千万以上の収入のある診療報酬に係らないという人のところに脱税が集中しておる、こういうことですか。

○説明員(阪田雅裕君) それは必ずしもそうではございません。先ほど申し上げましたように、所得の脱漏の方法といひますか、手口としましては両方あるわけでございまして、五千万に社会保険

診療報酬は満たなくても、それ以外に、例えば特に多いのは産婦人科とか外科医というふうなことになるかと思ひますけれども、自由診療分、自主診療が多い者、こういう者の場合にはそういう収入の除外あるいは計上を漏らすということによつて所得を圧縮するといふことがございまして。

○佐藤三吾君 これは大臣、さつきあなた、この問題議論がありましたけれども、例えば事業税について今非課税ですね。そして診療報酬という特例をつくつての恩典もある、その上に脱税をする、これがあなた許せますか。こういう者に対してむしろ怒りが出てしかるべきじゃないですか。これは大臣、さつきの答弁もございしましたが、私はもう一遍ひとつ大臣のこれに対する認識を含めて御意見を承つておきたいと思うんですが、いかがですか。

○国務大臣(坂野重信君) 今の先生と国税庁のお話を聞いても、本当にこれは姿勢を正すべきものは正さなければならぬと、同時に事業税問題、もうはつきり申し上げると自民党の中でのいろいろな意見が分かれましてなかなか統一するのが困難な情勢であることは御承知のとおりでございますけれども、それにいたしまして所得税の方はやつと一歩前進したわけですね。これでもいろいろ議論がありまして、五千万以上のものは考えようといふようなことに一応なりましたから、この次の段階は事業税に当然さらに徹底した議論をして、それで結論を出すように持つていかなきゃならぬと思つております。私も厚生省等ともよく相談をいたしたいと思つております。

○佐藤三吾君 そのほか地籍調査とかいろいろ用意しておつたんですが、国土庁、ちよつと時間がなくなりましたので、また次の機会にしたいと思ひます。

いろいろございしますが、時間もございせんので、十分を過ぎましたのでこれでやめさせていただきます。大臣、さつき申し上げたように、国民の皆さんから見ると、今の竹下内閣は一体何をしておる、同時に国会は何をしておる、自民党だけじゃないん

です。よ、今政治家全体が問われている。下手をするとか政治そのものの根底が崩れるんじゃないかという危機感を持って。その点をひとつぜひ認識を改めたい。国務大臣としてとるべき態度は何かということとをせびとてほしいということだけひとつ加えて、終わります。

○委員長(向山一人君) 午前の質疑はこの程度にとどめ、午後一時まで休憩いたします。

午後零時十二分休憩

午後一時三十分開会

(理事松浦功君委員長席に着く)

○理事(松浦功君) ただいまから地方行政委員会を再開いたします。

まず、委員の異動について御報告いたします。本日、馬場富君が委員を辞任され、その補欠として片上公人君が選任されました。

○理事(松浦功君) 休憩前に引き続き、地方税法の一部を改正する法律案を議題とし、質疑を行います。

質疑のある方は順次御発言願います。

○片上公人君 従来からも国に偏っておりまして租税の配分割合は、昨年の税制改革によりまして今回一層国に集中することになったと思っております。このようなことは竹下首相が提唱されておられるさと創生や特色ある地域づくりを行うという自治省の方針と矛盾するのではないかと、こう思いますけれども、大臣の御見解を伺いたいと思います。

○国務大臣(坂野重信君) 御指摘のように、国と地方との税の配分といいますが、それを見ても地方が三七、これは六十三年度見込みでございます。それが税制改革によって確かに六四・六対地方が三五・四、平成元年度でございます。それに対して、御案内のように、地方交付税等によって補正をするといいますが、消費課税と税というものを消費税の中から五分の一を持つてくるということ

もございましたし、それから交付税の方もそれを除いた消費税の二四％を地方に充てるといような操作をやりました結果が、最終的には平年度で四六・九が国で、地方税の方に相当するものが五三・一ということになったわけでございます。地方の一般財源の確保という立場からいって地方の財源というものが確保できたということに思っておりますので、この税制改革によっていろいろな事業というものが執行できないというわけじゃないと思いますので、その辺御理解いただきたいと思っております。

○片上公人君 国に集中しました税源につきまして、今後は何らかの方策によって地方に移すべきである、こう考えますけれども、この点について自治大臣の御見解を伺いたいと思います。

○国務大臣(坂野重信君) 消費税の導入によりまして、電気税であるとかガス税、木材引取税というものが廃止になり、また娯楽施設利用税それから飲料消費税というような見直しも行われたのは御承知のとおりでございます。こういうことによつて地方の税源が減つては困るというようにございまして、さき申し上げたようなことで消費課税と内とのものを創設したわけでございますが、御案内のとおり地方の財政というものはまだまだ厳しい情勢でございますし、いろいろな仕事をやっていく上からいっても地方の自主財源というものの充実はどうしても必要であるわけでございます。そういう立場から、国と地方を通ずる事務配分のあり方あるいは地方団体の間での格差があるわけでございますから、そういうものの調整ということも考えながら、地方行政全般のあり方について、税制調査会であるとか地方制度調査会等の審議経過を見守りながら、地方財政の税源の充実は今後とも努めてまいりたいと思ふ次第であります。

○片上公人君 消費税の問題ですが、昨年我が党の強い反対にもかかわらず消費税法が強行成立し、四月一日実施を目前にしまして国民の反対の声はますます今強まっております。このような

国民、市民の声を反映して、各自自治体におきましても公共料金の消費税転嫁を見送ることを決めたところが続出してあります。自治省はこのような転嫁見送りは好ましくない、恒久財源あるいは企業としての内部努力によるものでなければ認められないとの姿勢のようでございますけれども、しかし公共料金価格は自治体の政策判断に任されているものでありまして、消費税分を転嫁するかしないかは住民負担、自治体の財政等を考慮して自治体がみずから決めるべきものでありまして、自治省のこのような指導は行き過ぎたものと思っております。

○政府委員(津田正君) 消費税の問題と地方団体の使用料あるいは料金等の関係でございますが、税制改革法の第十一条によりまして、地方団体も財貨あるいはサービスを提供する場合には事業者、このような性格、位置づけにされておられるわけでございます。そして、この税制改革法十一条の第一項は、政府原案におきましては、適正に転嫁するように努めるものとする、こういうような政府案でございまして、国会審議の過程におきまして国会修正として、適正に転嫁するものとする、こういうような国会の御意思もいただいております。

そののみならず地方団体は、国と並びまして今回の税制改革の円滑な推進に資するための環境の整備にも配慮しなければならぬ、このような責務も負つておられるわけでございます。したがって、転嫁するということが法の趣旨でございまして、仮に適正な転嫁措置を行わない場合には、結局のところ住民生活に不可欠な上下水道等のサービスの安定的な供給という面に支障を来すことも考えられます。また、消費税を住民税等によつて肩がわりすることは、本来利用者に転嫁すべき消費税を住民全体に転嫁するといった不合理を生じまして、住民間の不公平という問題も出てまいりわけでございます。

したがって、自治省、国の一環としまして転嫁等のために必要な施策を講ずる責務も負つて

おります私どもとしましては、このような観点から地方公共団体の料金等について、消費税の導入に合わせてその円滑かつ適正な転嫁を図るよう指導しております。

もうすぐ四月一日が到来いたしました、現実に地方団体の提供いたします財貨、サービスについては消費税がかかる、このような厳粛な事実というところもあるわけでございます。地方団体におきましても適正に対処するよう指導を続けなければならぬ、かように考えております。

○片上公人君 最近の地方公共団体の中で、都道府県別、政令指定市別、一般市における消費税の転嫁について、その状況を自治省としてどう把握されておられるのか、具体的に述べていただきたい。

○政府委員(津田正君) 各地方団体の使用料等の改正は条例等によるものが大部分でございます。条例については、各団体の議会におきまして審議を経て決定されるものでございまして、御承知のとおり二月そして三月、現時点においても条例についての審議が行われておられるわけでございます。そういう意味におきまして私どもは、執行部が条例案を議会に提案する段階、こういうような時点で調べております。

それで、その後の状況ということでございますが、これは御承知のとおり、議会におきましても一つの大きないわば政治問題にもなつておられるわけでございます。それについての動向、自治省としてこの団体はこうなるであろうと言ふことも僭越な話でございますので、そこらは私どもとしては言えないわけでございます。執行部が議会に提出した状況ということで数字を申し上げます。

都道府県の普通会計でございますが、四十七都道府県中四十一団体が四月一日から使用料等の改定等により消費税の転嫁を行うように条例案を提案してございます。ただし、うち十五団体、大部分が公営住宅関係でございますが、この四十一団体のうち十五団体は、公営住宅等を中心とした使用料等について実施時期が四月以降と

なるような提案をしておるわけでございます。ほかの六団体は四月一日からの使用料等の改定を見送ると、こういう状況であると、このように承知しております。

それから公営企業関係につきましては、都道府県の代表的な例として水道事業、工業用水道事業について私も承知しておる限りでは、上水道事業においては二十六団体中二十三団体、工業用水道事業では四十団体中三十九団体と、ほとんどの団体が消費税の導入に合わせて消費税の転嫁のための料金改定を行うと、このような条例案を提出しておるような状況でございます。市町村については、指導を各都道府県を通じて行っているところでもあり、また先ほど来申し上げましたように、この問題はいろいろ政治的な問題もございますし、端的に申しまして、私も聞いてもその担当者自身が最後の帰趨というものが言えるかどうかという点もあるわけでございまして、私も承知しては承知してない、また調査も難しからうと、かように考えています。

しかし、議会関係が終了した四月以降につきましては、都道府県、そして市町村の大きいところでは、大体は私も状況を、まあ結果でございしますが、把握したいと考えておるところでございます。

○片上公人君 去る三月の十四日ですが、消費税の転嫁を守るように通達を出して指導されたという聞いておりますが、その通達、指導の内容を示していただきたいと思います。

○政府委員(津田正君) 三月十四日、私の名前で各都道府県知事等に出した通達の内容でございますが、かがみは別として、いわゆる私のこの消費税転嫁問題についての考え方ということの要点を御説明申し上げますと、第一点としましては、消費税法は既に昨年十二月三十日、公布と同時に施行され、本年四月一日から適用されるといふ、こういう事実をしっかりと踏まえていただきたいということでございます。

第二点目は、消費税は、今回の税制の抜本的な

改革の一環として創設されたものであるということとございまして、直接税を軽減し、その財源の一部をこの消費税に求めると、こういうこととでございます。地方団体に与りましては、消費税収入の約四割を地方に還元するような措置をとっておるところでございます。しかし、地方財政の面から申しますと、このような消費税の約四割というものを地方団体へ配分するというにいたしましても、約八千八百億の減収超過が生ずると、こういうような事態につきましても十分承知していただきたいと思います。

第三点は、この消費税の導入に伴い、地方団体の財貨、サービスの提供の対価としての料金等についても一部の非課税となるものを除き三割の消費税がかかる。そして、この課税というものが四月一日から現実に行われ、地方団体も納税義務者となる、このようなことについて、これは十分御承知と思いますが、改めて確認的に申し上げております。

第四点は、転嫁の考え方でございますが、消費税が最終的に消費者に負担を求めるとを予定している税であるという基本的性格にかんがみると、地方公共団体は消費税相当分を料金等に当然転嫁すべきものであること。各地方公共団体においては定期的な料金等の適正化のための措置を講じているところであり、各地方公共団体の現行の料金等が適正なものである限り、現行の料金等に消費税相当分を単純に上乗せせざるを得ない、このような性格を持つておるということを指摘しております。

それから第五点は、四月一日以降は料金改定の有無にかかわらず、地方団体の料金等についても民間事業者と同様消費税が課税されるものであること。仮に適正な転嫁措置を行わない場合には、住民生活に不可欠な上下水道等のサービスの安定的供給に支障を生ずることとなり、また、消費税を住民税等によって肩がわりすることは、本来利用者には転嫁すべき消費税を住民全体に転嫁するといった不合理を生じ、先ほど申し上げましたよう

に、結果的には住民間に不公平が生ずるということになるというのを指摘してございます。

それから第六点は、いわゆる内部努力の点でございますが、なお、地方行政財政運営の改善合理化のための内部努力は、消費税の導入の有無とは関係なく、常に各地方公共団体において行っているところであり、また今後とも行っていくべきものであることは当然のことであること。消費税の導入を契機に、内部努力等により地方公営企業の料金等を引き下げた上で消費税の転嫁を行うこととしたいところもあるようであるが、この場合には、新たに恒常的な財源を捻出することにより対応すべきであり、資産の処分など安易な一時的措置で対応するようなことは厳に慎むべきものであること。消費税の転嫁問題と合理化努力というものは別次元の問題でございますが、たまたま一緒にやるという場合におきましても、消費税負担というものは恒常的な課税関係が出るわけでございします。で、財源自体でも恒常的な財源で対処しなければならぬ。

このような六点について指摘しておるところでございます。

○片上公人君 通達に則した措置をしない地方自治体に対して、今後交付税等により制裁をするとか個別指導をしていくとか言われておりますけれども、制裁の考えがあるのかどうか、その個別指導は既にしておるのか、そういうことを伺いたいと思います。

○政府委員(津田正君) 消費税の問題につきましては、先ほど来申し上げましたように、地方団体は事業者としての立場があるということで、適正に転嫁するものとされておるところでございます。そういう点におきまして、私も今後はともそのような考え方に基づいて、消費税の円滑かつ適正な転嫁をしていただきますよう引き続き粘り強く指導してまいりたいと考えております。私も今後は、もう既に消費税法は昨年の暮れに成立し、四月一日から課税が始まる、このような現実を踏まえ、民間の方々もいろいろと

準備が進められ努力されておるところでもあるわけでございますので、先生御指摘のような制裁をするというようなことよりも、地方団体が国と協力して税制改革が円滑に進むよう努めてほしいと考えておるところでございます。

なお、指導の仕方としまして、先ほど申しました一般的な通達のはかに、やはり私も個別の団体におきます種々の事情という点のことにつきましても地方団体から事情を聴取し、また適切な個別な対応というものも相談をしていかなければならない、かように考えておりました。必要に応じ、直接または都道府県を通じて機会をとらえ適宜適切な指導を行ってまいっており、また今後ともそのつもりでございます。

○片上公人君 地方自治体の消費税の扱いにつきましては、現在事態が大変深刻になって扱いの内容もそれぞれ複雑になってきております。先ほど述べましたけれども、個別指導というのは、これは自治省による地方自治の侵害あるいは阻害になると思われまうけれども、この辺の認識はどうでしょうか。

○政府委員(津田正君) 私どもとしましては、この問題につきましても一般的あるいは個別的な指導をし、適切に地方団体が対応していただくよう今後も続けてまいらなければならぬわけでございしますが、指導に当たりますれば、やはり地方自治の本旨というのを十分わきまは、地方団体の自律性第一という観点におきまして、個々の団体におきまして意思決定におきまして判断材料等必要な情報を提供し、また必要な御相談をいたしてまいりたい、かように考えております。

○片上公人君 自治省は、消費税を転嫁しない地方自治体は財政力があるから転嫁しないことがでけるというふうな考えにしているんじゃないかと思われ点もありませんが、今の地方自治体の消費税の扱いで大変苦悩している実態がよくわかっていないのではないかと、こういう声もあるわけでございしますが、この点の認識はどうでしょうか。

○政府委員(津田正君) 私どももこの消費税の転

嫁問題というものは大きな地方税制改革の一環、
 こういう中で考えていかなければならない。それ
 と同時に、やはり消費税というものがよく言われ
 ますように我が国になじみのない税制の導入とい
 うようなことで、この円滑な実施というものにつ
 きまして相当な努力を要するものでないかと思
 い、かような認識は持つておられるべきです。
 ただ、その場合におきましても消費税法は既に成
 立しておりますし、この四月一日から現実に課税
 される、民間でもいろいろな御苦勞、御苦心もさ
 れて準備が進められておられる状況でございます
 す。地方団体は事業者であるという観点と同時に、
 さらに税制改革の環境づくりという使命も持つて
 おるわけでございますので、適正な対応につきま
 して努力していただきたい、かように考えており
 ます。

○片上公人君 次に、軽油引取税について伺い
 たいと思います。

軽油引取税におきましては脱税が行われている
 というマスコミや資源エネルギー庁等の指摘があ
 りましたし、私も以前この問題を質問したことが
 ございましたけれども、今回の見直しは結構なこと
 だと思っておりますが、軽油引取税課税問題研究会の
 報告書等で指摘されておること、その他積み残し
 になっている問題について若干伺いたいと思いま
 す。

まず、今回の改正で課税団体を特約業者ないし
 元売業者の所在する都道府県から軽油の引き取り
 を行う販売業者等の所在する都道府県に変更した
 理由について説明をお願いしたい。また、これに
 よつてどの程度税収の移動があるのか、あわせて
 お伺いしたいと思います。

○政府委員(湯浅利夫君) 現行の軽油引取税につ
 きましては、各県によりまして、特約業者を誘致
 し合うという問題とか、あるいは特約業者
 そのものが納税地を選択いたしました、比較的有
 利な県と申しますが、そういうところを選択する
 というようなことによりまして、納税地と軽油の
 消費地とが必ずしも一致しないというような点が

ございまして、現実に税収の偏在が起つており
 ます。

それからまた、軽油引取税というのは地方の道
 路目的財源であるという関係から考えますと、税
 収の偏在というよりむしろ実際に軽油を使つてい
 るところで、都道府県で課税をするということが
 望ましいわけでございます。そういうような観点
 から今回の課税客体につきまして、現在は軽油
 の引き取りということにしておりましたが、これを
 軽油の引き取りで現実に納入を伴うもの、いわば
 単なる契約上の引き取りではなくて、実際に軽油
 そのものの、物が納入されるというものをとらえま
 して課税をするという形に改めたいと思つてい
 るわけでございます。

そういう関係で、課税団体も現在は特約業者等
 の営業所の所在する都道府県ということになってお
 りますが、これを特約業者から実際に軽油を引き
 取りしたその軽油の納入地の所在する都道府県に改
 める、こういう形にしようとするものでございま
 す。こういうことをすることによりまして、販売
 業者が軽油の現実の納入を受ける場合にはその納
 入の事業所所在の都道府県が課税主体になる。ま
 た、消費者が特約業者から直接軽油の現実の納入
 を受ける場合にはその納入地の所在する都道府県が
 課税団体になる。こういうような形になりまして、
 消費地と非常に近いところで課税ができるという
 ことになるのではないかと思つてございま
 す。

そういうような結果、従来は特約業者の営業所
 が比較的集中しがちな都道府県に軽油引取税が偏
 在していたということがあつたわけでございま
 す。今回の改正によりまして軽油の消費に対応し
 た全国の都道府県に均てん化していくのではない
 かなというふうに考えております。計数的にどの
 くらいということとはなかなかわかりませんが、こ
 も、この改正によりましてそういう均てん化が図
 られ、現実の軽油の消費に対応した納税というも
 のが行われるんではないかというふうに考えてい
 るわけでございます。

○片上公人君 軽油引取税については、特別徴収
 義務者に対する交付金が認められて、交付金率が
 各都道府県ごとに任意に定めることができた結
 果、過度の誘致合戦が行われたことも税収の偏在
 の原因であると言われておりますが、そもそも軽
 油引取税について交付金を認めたことその理由は
 何なのか、また必要なのか。また、交付金率は、自
 治省の通達におきましても、昭和四十八年通達に
 おいては二・二％までと定めていたのを六十年四月一日
 の通達では二・二％まで認めることとしたが、そ
 の理由は何か。

なお、今回の改正でこのような交付金制度は今
 後もなくなると理解してよいのか、この辺をお
 伺いしたいと思います。

○政府委員(湯浅利夫君) この地方税の特別徴収
 義務者につきましては、これは地方税の課税客体
 となるものを直接管理しているということで、そ
 の徴収を的確に行い得る立場にあるということで
 ございまして、税法上そういう特別の義務を課さ
 れておりますけれども、こういう方々に一般的に
 は徴収取扱費というようなものを交付するという
 制度はないわけでございます。

ただ、軽油引取税の場合には免税軽油が非常に
 多いわけでございまして、そのための免税証とい
 うものを都道府県が発行しております。それを受
 け取つて整理をしなければならぬという問題がこ
 ざいます。また軽油の課税済みの証明というもの
 の承認申請をしなければならぬ。それから、一番
 大きいのは石油業界の慣行としてほとんど商取引
 が掛け売りで行われているというふうなこともこ
 ざいまして、代金の回収に非常に時間がかかる。
 こういうような事情を勘案いたしまして、通常必
 要とされる事務経費を超える経費を軽油引取税の
 特別徴収義務者は負担しているのではないかと、こ
 ういう考えから交付金というものを交付してい
 ただくように各県にお願いをしているところでこ
 ざいます。

そういう意味で、この交付金の率は、本来は各
 都道府県のいろいろな事情によつて決めらるべき

ものでございすけれども、私どもとして一応の
 基準をいたしまして、たゞいま御指摘のように、
 四十八年に納税額の一％というところでお示しを
 したわけでございすますが、昭和五十五年には二％
 六十年には二・二％というところで私どもの通達で
 その引き上げの御通知をしているわけでございま
 す。これは結局は売掛金の回収等による諸経費が
 非常に増大してきたというのを勘案いたしまし
 て二・二％という率を一応お示ししているところ
 でございます。

そういうことでございすので、今回の改正に
 よりまして特別徴収制度というものが存続され
 まして、軽油引取税の特別徴収義務者には依然と
 いたしまして他の場合とは異なる特別な事情があ
 ると考えられます。そういうこともございすので、
 交付金というものは現行の交付金率のまま維
 持をさせていただきたいというふうに考えている
 ところでございす。

ただ、各県によりまして、従来はこの二・二％を
 境にして高いところと低いところとがございま
 した。それは一つにはこの特別徴収義務者である特
 約業者を誘致するというような意図もあつたのか
 もしれません。しかし、先ほど申しましたように、
 今度は納税地が消費地に近いところで課税される
 ということになってまいりましたので、特定の県
 がこの交付金率を高くしてもその意味がないわけ
 でございすので、おのずから二・二％という私
 どもがお示ししている率にだんだんと取れんして
 くるのではないだろうかというふうに考えている
 ところでございす。

○片上公人君 今回、元売業者の特約業者からの
 軽油の引き取りに係る非課税措置の廃止、また、
 元売業者及び特約業者の指定、取り消し要件が厳
 格化したこと。また、仮特約業者の制度の創設等の
 見直しが行われたわけでございすますが、特別徴収
 義務者は依然として特約業者でありますから、従
 来から問題となつておつたのはまさにこの特約業
 者がペーパーカンパニーとして暗躍していること。
 違法な軽油を卸しては税が課される前に行方をく

らましてしまふ、そういう手口が横行したためだ
と思うんです。根本的な解決策としては、特約業
者に対する課税ではなくして販売店に対する課税
に切りかえていかなくてはならないのではない
か、こういうふうに思いますが、どうでしょうか。

○政府委員(湯浅利夫君) 軽油引取税につきま
しては、先ほども申し上げましたとおり、道路目的
財源として消費地に近いところで課税をするとい
う考え方はこれは非常に貴重な考え方だと思いま
す。そういう意味でいきますと、一番末端は販売
業者でございまして、販売業者に対して課税す
るといふのは消費地課税という点からは非常に制
度としてよろしいわけでございまして、た
だ問題は、軽油引取税の場合、販売業者の大半の
方々が中小零細企業であるということで経営基盤
が脆弱でありまして、軽油引取税の徴収の確保が
非常に難しくなるんじゃないかという問題もござ
います。それから、納税義務者の数が販売業者に
なりますと非常に数が多くなりますので、この点
についての問題が出てこないかという問題が一つ
ございます。

それから一番大きな問題は、未課税の軽油が一
番末端の販売業者までずつと行くわけでございま
して、この未課税軽油が転々流通することによつ
て脱税がいろいろ出てくるという事態が現在でも
あるわけでございまして、これが販売業者課税にな
ることによりまして一層未課税軽油が広範に流通
するということになります、かえって脱税が容
易になるのではないかと、こういうようなおそれも
ございます。そういうこともございまして、今回
は従来どおり特約業者というものを納税義務者に
するということには変えなかったわけでございま
す。しかし、その特約業者を特別徴収義務者とす
るといふことを前提といたしまして今まで脱税な
どで非常に問題のあった点を是正したいというふ
うに考えているわけでございます。

例えば今御指摘のペーパーカンパニーとかとい
うようなものが横行しないように、従来はこの特
別徴収義務者は都道府県の包括指定という形で比

較的安易に特別徴収義務者になれたわけでござい
ますが、今回は、例えば特約業者になるのには仮
定の特約業者と申しますか、一定期間はひとつ仮免制
度みたいなものをつくりまして、それによって一
定の実績の上がつたところについては正式の特約
業者として指定をするというようなことを考えた
いと思っておりますし、その際の特約業者の指定
要件も厳格にしていきたいと思います、また取り消し要件
も厳格にしていきたいと思います、こういうようなことを考
えているわけでございまして、そういうことで、今
回の改正によりましてペーパーカンパニーの横行
と申しますか、こういうものは相当防げるという
ふうに考えているところでございまして。

○片上公人君 軽油の混和等の販売につきま
して今回承認制がとられることになったわけですが、
今回の承認制では具体的には軽油と炭化水素油の混
入割合については触れておられない。従来の例で
は、随分ひどいものになりますと灯油が九割も混
入されて軽油は割しかないとというような事例も
あったようでございまして、軽油と称して中身が
灯油であるというようないしからぬ販売が行われ
たこともあったようであります。この点につきま
して、通産省の方では着色剤、識別剤などの検討
をされていると伺っておるわけですが、現在どこ
まで検討が進んでいるのか、あわせてお
伺いしたいと思います。

○説明員(岡本巖君) 御説明申し上げます。

お話しのように、軽油に灯油等をまぜまして軽
油と偽って販売するのは、私どもの立場から見ま
しても大きく三つの観点から非常に好ましくないと
考えております。第一は消費者利益の擁護とい
う観点であり、第二は今御議論のありました脱税
という点であり、さらに石油全体の流通という面
から見まして、軽油の流通秩序の混乱をもたらし
ている。以上三つの観点からこの問題を何とかし
なければならぬというところで、六十二年の八月
から石油審議会の中に小委員会を設けて御検討い
ただきまして、六十二年の十二月に中間報告をい
ただきまして、その中で、識別剤による混和

チェック方式の導入を検討すべしという御指摘を
いただいたわけでございます。

それを受けて、六十三年の三月以降、省内
に対策検討委員会というのを設けまして、かたが
た海外、イギリス、ドイツ、フランスの三国に調査
団も派遣いたしまして、検討委員会の検討の過程
では安全性なりあるいは分析の方法などにつきま
しての実証試験を行いまして、これらの検討結果
を踏まえまして、ことしに入りまして二月に小委
員会から、路上チェックの容易性等の事情も考え
まして軽油の周辺油種、灯油とかA重油とかそう
いう軽油にまぜられる可能性の高い周辺油種にク
マリンという識別剤を添加するのが適当である
という意見の取りまとめをいただいたところでござ
います。この意見を踏まえまして、通産省として
は事は急を要すると考えておりますので、平成元
年度中にも識別剤の添加を暫定的に実施したいと
考えております。

ただ、この実施のためには当面石油業界に百億
以上のかかり大きなコストの負担をお願いする
ということになりますので、実施に先立ちまして自
治省なり地方公共団体に、識別剤を添加しまして
混和をチェックする、そういうことの意義を十分
御認識いたしまして、特に地方公共団体において路
上チェック等の体制を整えていただくという見
えをさせていただくのが不可欠だと考えており
まして、この点につきまして自治省初め関係の
方々とこれから十分御相談申し上げていきたい
と考えております。

○片上公人君 脱税対策として取り締まりに対す
る都道府県間の協力体制の整備が定められたわけ
ですが、この条文によつて、軽油引取税課税問題
研究会報告書が提言している各県にまたがる合同
調査機構の設立までこれは進めるのかどうか、そ
れとも設立は不要になると考えておられるのか、
この辺をお伺いしたいと思います。

○政府委員(湯浅利夫君) 軽油の取引の広域化が
進むにつれて、脱税につきましても非常に広
域にわたる問題がたかさん出てきているところで

ございまして、一都道府県内の動きでそういうも
のをとらえるというのはなかなか難しくなつてき
ていくということがございまして、こういうような
ことで、研究会の報告書にもございまして、とり
軽油の流通過程というものを全国的な視野で調査
していくというようなことがどうしても不可欠で
あるというふうに考えているところでございま
す。

そういう意味で、今回の改正におきましても、
都道府県同士で軽油の取り締まり、保全に関しま
して緊密な連絡をとり合いながら相互に協力し合
わなきゃならないという規定を入れさせていた
くことにしておるわけでございまして、結
局、この規定によりまして広域的に脱税を行つて
いる業者に対する合同調査の実施が実際には可能
になるわけでございまして、これをどういう形で
具体化していくかという点につきましては、今御
指摘のような合同調査機構というような一つの団
体をつくつてやっていくのが適当なのかどうか、
それとも調査の内容をチェックし合う何かネット
ワークのようなものをつくっていくのがいいのか
どうか、こういうようなところがこれから検討
課題ではないかと思ひます。直ちに合同調査機構
を設立するかどうかにつきましては、なお検討の
余地があるのではないかと考えております。

○片上公人君 報告書では軽油の流通を全国的に
一元的に把握するために軽油の流通情報管理シス
テムを図るべきと、このような提案をしておりま
す。これについても課税側の事務量の増大、軽油
の売り渡し情報等につきましてどの程度関係団体
の協力が得られるのか、まずそういう疑問がござ
います。これらの問題につきまして自治省として
はどのように考えていらっしゃるのか何一つおき
たいと思ひます。

○政府委員(湯浅利夫君) ただいま申しましたよ
うに、油の流通というものが非常に全国的に広域
化しているというようなことを考えますと、これ
らの脱税を防止するためにはどうしても一元的に
油の流れというものを把握するということが必要

なのではないかということで、先ほどの御説明にもありましたように、都道府県間の協力義務と同時に元売業者なり特約業者に各種の報告義務をお願いしたいと思っております。

そして、その報告を受けた都道府県が、関係都道府県と連絡を合せて、一つの相互チェックシステムと申しますが、そういうようなものを考えていくということが当面必要なのじゃないかなというふうに考えているところでございます。そういう意味で、先ほどの協力義務とそれから特約業者、元売業者の方々の報告義務というようなものをセットにいたしました軽油の流通情報管理システムというものはつくっていかなければいけないのじゃないかな、そのやり方につきましてどういうやり方があるかというのを検討してまいりたい、このように考えております。

○片上公人君 次に、国民健康保険税について伺いたいと思っております。

まず、国民健康保険税の課税限度額を引き上げているけれども、どのような理由なのか。また、現在限度額に達している世帯割合はどのくらいなのか。この引き上げによってどの程度の収入増が見込まれるのか。まず、厚生省にお伺いしたいと思います。

○説明員(大塚義治君) 三点のお尋ねでございますが、第一点の引き上げの理由でございますが、限度額につきましては、所得の伸びが毎年ございまして、そういったしますと、限度額の引き上げを行います。そういった限度額に該当する世帯が増加をする、こういうことになるわけでございまして、これは反面、仮に引き上げをいたしませんとその所得以下の層、いわば低所得層でございまして、相対的にその低所得層の負担が重くなる、こういうことになるわけでございまして、このために来年度におきましては、被保険者間の負担のバランスということを考慮いたしまして、課税限度額を四十万円から四十二万円に引き上げることになったしております。この限度額に該当する世帯の割合でございます

が、推計をいたしますと大体六〇程度というふうな承知をいたしております。なお、実際には、限度額が法定限度額まで引き上げをしております市町村もございまして、実態調査、これはサンプル調査でございますが、実態調査によりまして一〇〇程度ということになっておるわけでござい

す。それから、この引き上げによりましてどの程度の増収になるかという御趣旨の御質問でございますが、国保税はそれぞれの保険者が必要としたしる費用、それから国庫負担等を除きました費用を保険料としてちょうだいするわけでござい

ます。したがって、被保険者間の負担のバランスに影響がございしますが、国保税総額を増加させるというものではございません。以上でござい

ます。○片上公人君 国民健康保険税については、従来から他の社会保険に比べて負担が大変重いと

言われておりますが、特に年金所得者や低所得者にとりましては負担が大変重くなっている。新聞の投書等では、例えば、藤沢市から柏市に住所を変更した人の意見では、国民健康保険税の負担が四倍にもふえたとされている。どうしてこのような差が生じるのか説明してもらいたいと思

います。また、根本的には、現行の国保税制度が所得割におきまして三つの課税方式を認めていることに起因するかと思いますが、これを一本化してはどうかと思いますが、そういう検討をするつもりはないのか、自治省、厚生省にあわせてお伺いして、質問を終わります。

○政府委員(前川尚美君) 国民健康保険税につ

きましては、御承知いただいておりますとおり、各市町村において市町村単位で実施をされております国民健康保険に必要の費用に充てる、そういう観点から、当該市町村の被保険者が使いました医療費を基礎にいたしましてそれぞれ被保険者に割り振って計算される、こういう性格のものでござ

いますので、国民健康保険税の負担水準と申しますのは、やはり当該市町村の被保険者の医療費総額の水準によって変わってくるという点が一つござ

います。また、この国民健康保険税の課税の方式につきましても、当該市町村の事情に即した課税が行えるように、例えば応益負担部分の割合でありますとか応能負担部分の割合についても当該市町村の選択ができる形にいたしております。その中で、所得割を課税する場合につきましては、課税方式が三つござ

います。これもやはり当該市町村の実情といたしたようなものに即して当該団体で条例で決めることによって選択ができる、そういう非常に幅のある仕組みになっておるわけでござ

います。そういうところから、市町村を異にすることによって国民健康保険税の負担水準に違いが出てくるという要素もござ

います。これは、一つには、そういった市町村の賦課方式の選択の自由をどの程度認めるのが国民健康保険制度の趣旨に照らしてふさわしいのかという問題もかかわってまいると考えるわけでござ

います。しかし一方では、国民健康保険というものの成り立ちからいまして、所属する、あるいは住所を有する市町村が違ふことによつて余り大きな保険税の負担差があるものもい

かが、こういう御指摘もかねてございまして、そこで、今お尋ねがございしましたように、この所得割の課税方式、現行は三つございまして、それを一本化してはどうか、こういう問題も出てまいるわけでござ

います。現実のところを申し上げますと、三つある所得割の課税方式の中でもただ書き方式を採用して

けれども、負担と給付の一元化、公平化といったような観点から医療保険制度の一元化というものを将来考えていくべきではないかという御議論も

あります。将来の国民健康保険制度の安定的な運営を図っていくためにどうしたらいいの

かというふうなことをお尋ねしております。現在社会保障制度審議会におきましても国保基本問題特別委員会を設けて専門的な立場からいろいろそういった問題点も含めて検討がなされているというふうにもお伺いいたしております。

私もといたしまして、国民健康保険税を取り巻くさまざまな今申し上げましたような問題点につきま

して、この審議会における検討の状況なども見ながら、ひとつ適切に対処するよう検討してまいりたいというふうなことを考えております。

○説明員(大塚義治君) 国保税あるいは国保料につきましましては、一般的に申しますと、医療費の状況でござ

います。一般的に申しますと、医療費の状況でございまして、さ

まざまな要因がございまして、市町村、保険者間によりまして差が生ずる場合があるということは事実でござ

います。お示しのケースの場合におきましても、そういった要素の中で、藤沢市の場合には市民税をベースにした課税、柏市におきま

いう方向で考えていく必要があらうという点につきましては私も認識をいたしておるところでございます。

○藤山博君 私は、三月六日の当委員会、公共料金への消費税転嫁で自治省の指導に従わない自治体が出てきた場合に、自治体に対して行政上、財政上の制裁を加えることができるのかどうか、この問題について何回も質問しました。会議録から私の質問を抜き出しますと、「自治省の指導に従わない自治体があった場合に何らかの制裁が可能なか、可能だとすれば根拠法を挙げてくれ、」こうなっています。これに対する津田財政局長の答弁は、「私も制裁ということではなくて、あくまで指導と、このように考えておるわけでございます。」と、こういう答弁を繰り返しておられます。この方針は現在も維持されているのかどうかお答えください。

○政府委員(津田正君) 今お示しの前回の当委員会におきます答弁は、現在でも私の考え方でございます。

○藤山博君 三月二十四日の毎日新聞の記事については既に山口委員が質問されました。ところが、同じ日の日経新聞は、「消費税転嫁しない自治体に制裁考へず」と全く反対の報道をしています。この記事の方が津田さんの真意に合っているのではなからうかと思えますけれども、どうですか、全く反対の報道がされていますから。

○政府委員(津田正君) 先日の衆議院の地行委員会の翌日の新聞で実はいろいろな書き方が出ておるわけでございますが、新聞の書き方、これ記者の方々あるいは整理の方、いろいろなことでやっただんだと思いますが、私が御答弁申し上げたのは、午前中の質問に対して御答弁したとおりでございまして、基本的な趣旨、先ほど来出ておりますように、制裁は現在のところ考えていない、粘り強く指導してまいりたい、こういうことでございます。

○藤山博君 国民は会議録で自治省の方針を知りよりか新聞紙を通じて知る場合が多いと思いま

す。毎日新聞が津田財政局長の答弁として、「自治体制裁も検討」「交付税減額する」自治省局長が強圧姿勢、こういう報道をしているわけですよ。どうもこれはあなたの答弁の趣旨とは違うように思われます。しかし、日本じゅうの自治体が大きく報道された毎日新聞の立場を自治省の方針と理解したのではないかと思います。何らかの誤解を解く措置をとる責任があると思えますけれども、どうですか。

○政府委員(津田正君) 午前中の質問にもそういうようなお話がございました。私は、答弁のときにあえてどの新聞が間違っている、どの新聞が正しいと言ふこともできないわけでございまして、それぞれ記者の、取材の方々の判断もあるかと思えます。しかし、まさしく三月二十四日の新聞、いろいろ書かれておりますけれども、考え方というものは私が先ほど来答弁しておることでございますので、先生方の御認識もそのような観点でいただいておりますと考えております。殊さらにどの新聞が悪かったとかいうようなことを申すつもりはございません。

○藤山博君 山口委員から、新聞に誤解を与えるような発言をした責任について質問がありました。しかし、これは現に誤解を与えていますよ、転嫁しなかったら交付税が減額になるんだと多くの自治体は考えているはずですよ。この誤解は解かなくてもいいんですか。

○政府委員(津田正君) 誤解を与えたかどうかという事実自体も、先ほど先生が御指摘になったもう一方の新聞は大体私の言った趣旨で書いておるわけでございまして、誤解をさせたのが私の責任というものでないのだと思います。

○藤山博君 あなたの真意を割合に正確に伝えた日経新聞の記事は小さいんです。自治省が強圧的な態度という記事は大きいんです。この点は新聞に責任は負いませんというのでは済まないと思えますから、私はぜひ自治大臣の方でも検討していただきたいと思います。いかがですか。

○国務大臣(坂野重信君) 衆議院で答弁を局長が

したときに私もおりました。局長は強圧的なことであるとか制裁というようなことは全く言っておりません。

その前に私も質問されて、大臣も、閣議で何か交付税の問題が出たそうだがどうかということが出ましたので、閣議である關係が、消費税をどうしろこうしろということじゃなくて、三二%の率を、仮に転嫁しないというようなことになってくると、地方団体が裕福だから地方団体の中でそういうことを転嫁しないでも一般財源を振り向けてやっていると、交付税の率を下げていいんじゃないかというよう議論が出はしないか、それは困るんじゃないかという発言があったので、いや、私はそういうことは考えていないし、しかも全部の地方公共団体に交付税が行っているわけではない、富裕団体については交付税が行っていないところが二百近くあるんだ、そういうことを考えるときに、交付税の率を下げるとか交付税でどうこうするということは考えていないということもはっきり言ったことは、私はその前段に答弁しているわけです。衆議院の段階で。

そういうことでございしますから、局長の答弁はそういう誤解を招くような答弁でなかったことは事実でございますから、それは新聞の皆さんがそういうぐあいに勝手におとりになったということしか言えないと思うわけです。だから、局長の答弁にはまさに責任はないと思っております。

○藤山博君 次の問題です。

福岡県の苅田町で収入役が裏口座をつくって町の公金をため込んだ、そしてこれを不正に支出した。そのために町の財政に対して約一億程度の大穴があいたという事件が起こりました。住民代表は収入役を業務上横領で告訴し、福岡地方検察庁は不起訴にしました。ところが、福岡検察審査会は不起訴は不当という結論を出しまして、今福岡地方検察庁は再捜査をしなければならぬ立場になっております。ところが、地元の話聞きますと、再捜査がされている模様は全くないと言っ

ております。

法務省にお聞きしますけれども、不起訴不相当の結論が出た後の再捜査はどのように進められましたか。

○説明員(古川元晴君) 御指摘の事件でございしますけれども、福岡地検におきましては、検察審査会の不起訴不相当の議決を受けまして事件を直ちに再起いたしました。現在改めてその処分を検討しているものというふうな形に承知いたしておりますけれども、具体的にどういう形で捜査を行っておりますかというふうな事柄につきましては、ここで具体的なことを申し上げることはお許しいただきたいと思ひます。いずれにいたしましても、議決の趣旨を踏まえまして適切に対処するものというふうな考えておるところでございます。

○藤山博君 検察審査会の不起訴不相当の結論というのは、ただ法律的に結論を検討し直せというだけではなくて、さらに証拠を集めなさい、再捜査をした上で結論を出しなさいという趣旨だと思ひますけれども、再捜査をしておりますか。

○説明員(古川元晴君) くだいようでございますけれども、福岡地検におきましては、検察審査会の議決の内容につきましましては十分承知した上でそれなりの適切な対応措置をとっているものというふうな考えておる次第でございますが、あくまでも具体的な中身につきましては申し上げるのは御容赦いただきたいと思ひます。

○藤山博君 自治省に質問します。

検察庁はこの事件を刑事事件として捜査していただきますけれども、これは刑事事件として問題になるだけではなくて地方自治体の財政のあり方という点から見て大問題です。福岡地方検察庁は、一たん不起訴にしましたけれども大きな穴があいてある事実は認めています。ただ、何に使ったか特定できないというところで不起訴になったようです。自治省は当然この問題を地方財政の問題として調査し把握していると思ひますけれども、自治省の把握している事実を説明してください。

○政府委員(紀内隆宏君) 事件のあらましにつき

ましては今お話しのとおりでございますが、数字をもつて詳しく申し上げますと、この住民税不正の中身につきましては、特定の事業所、これは町外でございますけれども、そこに勤務する町内の居住者、おおむね百五十人程度と思われまゝ。その住民に係る住民税の特別徴収分につきましてこれを調定から除外したというものでございまして、現在判明してありますところでは、これは五十六年度分から昭和六十年年度分まででございます。五十六年度分といひますのは現存する書類では一番古いものでございまして、それから六十年年度まで約一億二千九百万円というところでございまして、また、福岡県からの報告によりますと、このうち個人県民税の徴収率を一〇〇％達成ということのために補充したと称せられるものの額が約二千八百万円、それから昭和六十一年五月に前収入役名義の銀行口座から市田町の一般会計に繰り入れられたものが約二千百万円、これを除きますと約八千万円の使途が不明となっている、このように承っております。

○諫山博君 非常に長期にわたって膨大な金が不正に使用されたわけですが、これが一収入役だけでできるかどうかという疑問を持っています。町長のかかわりについてはどういう認識を持っていますか。

○政府委員(紀内隆宏君) 私どもの、県を通じて調べたところによりますと、八千万円の使途は全く不明ということでございます。したがって、その使途不明金についてだれがどのようなかかわり方をしたかということについては承知いたしておりません。

○諫山博君 自治大臣にお聞きします。企業が裏金をつくって不正に使用したという話は我が国には幾らでもあります。地方自治体が公金の裏金をつくって八千万円もの金が何に使ったかわからぬ、収入役とか町長の責任がどうなっているのかも把握できていない、こんなことが今の法治国家であり得るのかというのが私たちの率直な疑問です。しかもこの支出は、当時市田町の町

長をしており、その後自民党から衆議院選挙に立候補した政治家のために不正に使われたのではなにかという疑いが非常に広まっております。当然これは刑事問題でもありますが、地方自治上の大問題として自治大臣は無関心ではおられないはずだと思います。自治大臣の見解を聞かせてください。

○国務大臣(坂野重信君) 本件は御指摘のように極めて異例な事件でありまして、地方公共団体に對し不信を招くということにもなりまして、まことに残念で、かつ遺憾でございます。自治省としては、このたぐいの事件を防止するためには、何よりも地方公共団体自身において長の監督が十分に行われ、また議会、あるいは監査委員等による自律機能というものが十分に発揮されるということが肝要であると考えております。そのような方向で県を通じて今後とも厳重な指導を行ってまいりたいと思っております。

○諫山博君 私の地元で大変な事件が起こっているが、これが結局うやむやにされようとしているというところは私我慢できません。法務省に対しては、檢察審査会が不起訴不当と言っている人です。迅速な厳重な捜査を要望いたします。自治省に対しても、やはりどこに欠陥があったのか、なぜ長期にわたって発見できなかったのかというような問題を積極的に調べていただくということをお願いいたします。

次に別な問題ですが、競輪場、競艇場、競馬場などの競走場で働いている労働者、非常に数は多いんですけれども、この競走労働者の労働条件、とりわけ年次有給休暇の問題について質問します。

競走場で働いている労働者は五年、十年、長い人では二十年、三十年と継続して勤務しています。就労日数も年間百日から百五十日、あるいはそれ以上になる人もたくさんいます。このような競走労働者は現在年次有給休暇がとられているのかとられていないのか、この結論だけをお聞かせください。

○政府委員(紀内隆宏君) 公営企業の臨時従業者に対して有給休暇がどのように与えられているかということの実態については私も承知しておりません。

○諫山博君 知らないというのは余りにも無責任だと思いますけれども、年次有給休暇は現在とられていないんじゃないですか。知りませんか。

○政府委員(紀内隆宏君) 存じておりません。

○諫山博君 労働省に質問します。

○説明員(氣賀澤克己君) 労働基準法の第三十九条で、労働者の心身の疲労を回復させ、労働者の労働力の維持培養を図るといふ趣旨で使用者に週休日のほかに毎年一定日数の有給休暇を与えるべきことを規定をいたしております。

○諫山博君 一九八八年四月一日に、労働基準法の年次有給休暇に関する部分が改正されました。労働基準法三十九条第一項、第二項の要件に該当しない労働者であっても一定の要件があれば年休を与える、こういう改正です。これはパート労働者や競走労働者などに年休の規定が適用されていないのは現実的ではない、是正を要する、こういう立場で法律が改正されたという聞いていますが、そのとおりですか。

○説明員(氣賀澤克己君) 昨年の四月から施行されました改正労働基準法によりまして、所定労働日数が通常労働者に比べまして少ない労働者につきましては年次有給休暇を与えるべきことを明確にするための改正が行われております。

近隣五市が主催する。形の上では三ヶ月と九ヶ月、雇い主がかわるようには見えません。しかし、労働者の就労形態というのは全く同じです。こういうふうな競走事業の施行主体がかわるといふのは政府の方針に従ったものだ、施行権の均てんという政府の方針からこういう措置がとられていると理解していただけますけれども、間違いありませんか。

○政府委員(紀内隆宏君) 私ども施行権の均てんを図っていることは御指摘のとおりでございます。しかしながら、それとそこに就労する人たちがどういふ就労の態様をとるかということとは直接は関係ないことだと思います。

○諫山博君 施行権、または収益の均てん化という言葉が使われているようですが、具体的に、今私が言ったような主催をするを言っているんじゃないんですか。

○政府委員(紀内隆宏君) 施行権の均てん化の場合に、要するに施行の主体が広がる、あるいは一部事務組合という形式で競技を施行する、そういうものを私どもは均てん化と呼んでおります。

○諫山博君 同じ北九州市の若松競艇場を調べますと、北九州市が月に十二日間主催、近隣二市が月に二日間主催、B G開催が一日、こういうやり方が繰り返されております。こういうやり方がいゆる施行権の均てんと呼ばれているのではありませんか。

○政府委員(紀内隆宏君) 施行権の均てんの結果がそのような開催の形をとることはあり得るかと思います。

○諫山博君 わかりました。労働省にお聞きします。競走労働者を例にとりますと、どういう条件が満たされれば年休権が発生することになりますか。

○説明員(氣賀澤克己君) いわゆる競走事業従事員の年休につきましては、去る三月の十日に私どもといたしましての行政解釈を通告として示したところでございます。その内容といたしましては、おおむね毎月就労すべき日がありまして、かつ雇用保険法に基づく日雇労働者給付金の支給を

受ける等の継続勤務を否定する事実が存在しないという場合に労働基準法第三十九条の継続勤務であるというふうに解しまして、年次有給休暇を与えるべきであるというふうに考えたところでございます。

○諫山博君 今指摘された通達の中には、それぞれ施行主体ごとに労働基準法第三十九条の要件に合致するかどうかを判断するとなっております。ただ、これは原則としてそういう取り扱いをするとなつていますから、当然例外的な取り扱いも予想されているわけですが、どういふ場合を例外的なものと考えておりますか。

○説明員(氣賀澤克己君) 今御指摘ございましたように、継続勤務に該当するかどうかの判断につきましては、複数の施行主体に雇用されている者につきましては、原則としてそれぞれの施行主体ごとに法律の三十九条所定の要件を満たすかどうかを判断することによりまして、その例外的な場合といたしましては、当該雇用に係る採用あるいは賃金支払い等の事務処理が一体的に行われているなど、実態的に見まして一の使用主に雇用されているという場合を考えております。

○諫山博君 採用と賃金と何でしたか。

○説明員(氣賀澤克己君) 採用、賃金支払いその他諸事情を総合的に勘案いたしまして一体的に行われているというふうに考えられる場合でございます。

○諫山博君 私が例に引いた北九州市の小倉と門司の競輪についてです。

形の上から見ますと、九か月間は施行主体は北九州市、三か月間は近隣五市と、こうなっております。しかし、競走労働者の採用業務は全部北九州市が行っています。非常に厳しい選考試験を通じて競走労働者になれるわけです。賃金は北九州市が払います。人事管理も北九州市、就業規則も北九州市の就業規則、近隣五市の場合はこれを準用する。団体交渉は北九州市と行う。北九州市と団体交渉を行って決められた賃金が近隣五市の

行っている競走事業の場合にも適用される。期末手当も北九州市。例を挙げれば切りがありませんけれども、そこで働いている労働者から見れば、今月は北九州市の仕事、次の月は近隣五市の仕事というふうな意識は全く持ちません、仕事の内容は同じですから。こういう場合は、形の上では複数の施行主体のように見えますけれども、さっきの原則としてという言葉を弾力的に運用すれば同一の事業主体として取り扱っていいのではないのでしょうか。

○説明員(氣賀澤克己君) 先ほど申し上げましたように、労働基準法第三十九条の年次有給休暇につきましては、特定の使用者のもとで一年以上継続して勤務をした場合に付与すべきであるというふうに規定をいたしておりますので、原則として別個の施行主体に雇用されているというふうに判断される限りは、それぞれの施行主体ごとに所定の要件を満たすかどうかを判断することになるかと思っております。先生お話しのことにつきましては、具体的な実態に即して適正に対応していく必要があらうかというふうに思っております。

○諫山博君 この競走場ではどうと結論的なことは言いたくないと思っております。一般論として申し上げますと、賃金にしても採用にしても、その他のすべての就労条件にしても、実質的には一人の雇い主のところで働いていると同じ雇用形態、こういう場合は例外的な措置として同一の雇い主という処理をすべきではないでしょうか。

ついでに申し上げますと、そういう雇用形態が行われるというのは、施行権の均てん、収益の均てんという政府の立場に従って行われているのだという事です。見解を聞かせてください。

○説明員(氣賀澤克己君) 私ども先ほどの通達によりまして原則あるいは例外的な場合について一応の考え方をまとめてございますので、具体的にそのそれぞれの実態を十分把握した上で適正に対応していきたいというふうに考えております。

○諫山博君 この労働基準法改正というのは、どういふ労働者を念頭に置いて行ったものですか。

○説明員(氣賀澤克己君) 先ほど申し上げましたけれども、通常の労働者に比べて年間の所定労働日数が相当程度少ないという労働者につきましても年次有給休暇を与えるべきであるという考え方で改正が行われたところでございます。

○諫山博君 典型的にこれに該当するのはパート労働者あるいは競走労働者などではありませんか。つまり、仕事の実態は継続的に行われている、ところが勤務は必ずしも普通のサラリーマンのようには固定したものではない、しかしそこで十年も二十年も働いている、この人たちに年休を与えないのは現実には沿わないという立場からの改正ではなかったのでしょうか。

○説明員(氣賀澤克己君) 先ほど御指摘ございました改正部分につきましては、典型的にはパートタイム労働者を念頭に置きまして改正を行ったところでございます。かつ法律の三十九条におきましては、一年間継続勤務をするという要件がございますので、一年間以上継続して勤務をするような実態にある場合にこれらが適用されていくということになるわけでございます。

○諫山博君 北九州市の門司と小倉の例を挙げましたけれども、これは単なる例示というふうに理解してもらいたいと思っております。門司とか小倉でこういう公権的な解釈を示したとされますとなかなか窮屈になりますから、例示としてお聞きいただきたいと思っております。

九か月と三か月と、形の上では施行主体は違いますが、これは政府の方針に従ってそうなるというわけです。働く労働者は施行主体が違つたという意識は全然持たずに同じような仕事をしています。そうすると、やはりこれは毎月働いているというふうな理解をすべきではないですか。

○説明員(氣賀澤克己君) 私ども御指摘の事例につきましては実態を把握をいたしております。いづれにいたしましても、具体的にはそれぞれの実態を十分把握をした上で適正に対応していく必要があるのではないかと考えております。

す。

○諫山博君 雇用の形式ではなくて実態が問題だという御説明が繰り返されていきますけれども、どういふ実態であつたらこの要件に当てはまりますか。

○説明員(氣賀澤克己君) 先ほど例外的な場合として御説明をいたしているわけですが、採用なり賃金の支払い等、その他総合的に勘案をいたしまして、実態的に見て一の施行主体、一の使用者に継続して勤務をしているというふうに判断される場合であらうかというふうに考えております。

○諫山博君 実態から見ても継続的に勤務していると思われる場合という説明ですね。競走労働者の場合はどうなつたらそうなるんですか。私が今指摘したような場合こそまさに実態としては継続的に勤務している場合に当たるのではないですか。

○説明員(氣賀澤克己君) 先ほどから繰り返し申し上げているわけですが、形式的に見ますと施行主体が違つているという形で勤務をしておられるわけですが、例外的な取り扱いとして一の使用主に継続的に勤務をしているというふうに見られるかどうかにつきましては、採用なり賃金支払いなど総合的に勘案をいたしまして実態上の判断をしていく必要があるというふうに考えているところでございます。

○諫山博君 もうそれ以上のことは説明したくないようですが、あえて聞きます。ただ、競走労働者の数は非常に多いんですよ。そして、この人たちに年休権が保障されていないのは問題だという立場から法改正が行われたと思えます。そうすると、通達にも原則としてという運用の幅のある言葉が使われていますから、今私が指摘したような場合は同一雇い主のもとで継続して働いているというふうな取り扱いをしてほしい、これが労働基準法改正の原点だと思つて繰り返し繰り返し質問したんです。見解を聞かせてください。

○説明員(氣賀澤克己君) 私どもといたしましては、今回競走事業従事員につきましても年次有給

休暇についての行政上の取り扱いについての考え方を示したので、労働基準法第三十九条の趣旨にのっとりまして今後適正に対応していきたいというふうに考えているところでございます。

○藤山博君 労働者に重なるお願いしたいのは、法律の解釈を弾力的に運用してもらいたいというのが第一です。もう一つは、どのように法律を弾力的に解釈してもなかなか年休の要件に当たらないという競争労働者も出てくると思います。しかし、労働基準法というのは労働条件の最低を決めたもので、労働基準法の年休の要件に当たらないまでも労働間で年休の協定をすることは結構だし望ましいことだと思います。ですから、労働基準法の改正部分の弾力的な運用と同時に、長い間十分な権利が保障されない状況に放置されている競争労働者に対して労働間で年休が与えられるような行政指導をしてほしいと思いますけれども、どうです。

○説明員(氣賀澤克己君) 私ども、法律に基づきます年次有給休暇の問題につきましては、それがきちんと遵守されるべきであるという立場で行政指導をいたしてきているところでございます。法律を上回ります休職等の問題につきましては、労使の話し合いで自主的に決定されるべきものであるというふうに考えているところでございます。

○藤山博君 労使が自主的に交渉して決定すべきであるというのは当然です。ただ、労働基準法の趣旨からいけば、法律の要件には当たらないけれども労働間で年休の協定をして労働者に年休を与えることは好ましいというのが労働基準法の趣旨でしよう。違いますか。

○説明員(氣賀澤克己君) 労働条件につきましては、御指摘のとおり労使の自主的な話し合いの中で決定されるのが一番望ましいというふうに考えております。

○藤山博君 どうも労働省は、労働基準法というのは労働条件の最低を決めたものだ、これを上回ることは望ましいんだという労働基準法の原則をお忘れのようですね。

今度は自治省に質問します。

競争労働者の置かれた勤務形態というのはなかなか複雑なんです。今も開きのように、同一の雇い主かどうかということが一つの大きな争点になるわけですね。そして、形の上から見ると同一の雇い主ではないような雇用形態が一般的だと。日本じゅう共通にそう出ているわけですから、これは政府の方針でそうなっているわけですよ。例えばある自治体だけで競争をやらせるのではなくて、一つの競争場を幾つかの自治体がかかわるがわるに使っていくというのが政府の方針で、その方針に従っているからこそこ雇い主が二人あつたり三人あつたりするようなふうに見えるわけですね。労働基準法が改正されたばかりですから、これからこの問題をめぐって当然自治体では問題が出てくると思います。その場合に自治省としては、なるべくそこで働いている労働者がせつかく行われた労働基準法改正の恩恵を受けられるように指導すべきだと私は思います。現在、競争場とか競争場で働いている労働者に年休が与えられていないかどうかは知りませんというのでは余りにも冷たいと思います。ぜひその点は大いにこれから関心を持って指導も強めていきたいと思いますけれども、いかがですか。

○政府委員(紀内隆宏君) 先ほど来従事員の勤務の形態がそのようであるのは、均てん化というのは国の方針の結果である、こういうお話がございました。実は国がいれば均てん化を推し進めているというところは紛れもない事実でございますけれども、これは労働法の改正には先立って昔からやっていることでございまして、そういう実態の後に労働法の改正が行われたわけでございまして、したがって、そのような労働関係のもとで労働基準法三十九条をいかに適用するかという問題は、まさしくその所管省庁のお考えであるというふうに思っております。

○藤山博君 それは余りにも冷たい説明ですよ。地方自治体のもとで働いている労働者ですよ。日本全体で何万人といますよ。そして、そういう勤務実態を十分承知の上で労働基準法が改正された

と聞いています。

労働省にもう一遍聞きますけれども、競争労働者の就業実態、雇用の実態というのは十分調査した上で今度の法律改正が行われたんでしようか。

○説明員(氣賀澤克己君) 昨年四月から施行されました労働基準法の改正につきましては、事前に関係の労働者の就業の実態といえますが、労働時間の実態等を十分調査した上で法律改正をいたしましたところでございます。

○藤山博君 大臣にお聞きします。大体お聞きのとおりです。競争場で働いている労働者、この人たちに年休が保障されていないのは現実的ではない。特に、労働省では労働の実態を調査した上でそういう結論に到達して労働基準法を改正したわけですね。だとすれば、均てん化はもう昔からあることだということ冷たい回答で突き放すのではなくて、地方自治体のもとで働いている競争労働者から、この人たちに年休が与えられたいという指導をするというのは自治省の仕事だし、自治大臣の責任ではなからうかと思えます。そうでなければ、せつかく法律改正ができていないのにパート労働者には適用されるかもしれないけれども、何万人とおる競争労働者には適用されないというところさき起こり得るんです。大臣の見解を聞かしてください。

○国務大臣(坂野重信君) 競争労働者の問題は私も今まで余り勉強しておりませんが、諫山委員のお話を聞けばおっしゃることももっともだというふうな気がしますが、実態は私自身も握っておりませんし、よくまた労働省の皆さんのお話も聞いて対応してまいりたいと思っております。

○藤山博君 自治省にもう一遍聞きますけれども、これは自治省と労働省の協力が必要だと私は思うんです。年休というのは労働省の分野だと言われればまさにそのとおりですが、自治体で働いているわけですね。そして、自治体がどういう雇用形態を採用するのかとか、そういうことになり

省には積極的にこの問題を労働者と話し合っていたら。労働省は積極的に自治省と話し合っていたら。何しろこれは法律改正がされたばかりで実施はこれからなんです。これから始まる問題ですから初めが大事だと思う。自治省と労働省に協力を特にお願したいと思えますけれども、それぞれ答えてください。

○政府委員(青尾長司君) 公務員部の立場からちょっと一言申し上げておきたいと思いますが、公営企業従業員の年休付与の問題については、先ほど来解通知が示されたことは御承知のとおりでございますが、地方公共団体においてはこの通知に従いましてこれから適切な対応がなされるものと思えます。

ただ、先ほど来御質問をさせていただきますけれども、継続勤務ということと、それからまた対使用者との関係ということとは、これはひとつ区別して判断をしていかなければならぬではないか。ただ、先ほど労働省の方からも御答弁ありましたが、その実態というのにつきまして、これはこれからの十分把握していかなくてはならぬと思うわけですが、いずれにいたしましても、今後必要に応じて労働省と連絡をとってまいりたいというふうに考えております。

○説明員(氣賀澤克己君) 私ども、先ほど申し上げましたとおり三月十日に行政解釈を示したところでございますので、自治省あるいは関係機関との連携をとりながら、この考え方が周知されるように努めてまいりたいと思っております。

○柳澤謙造君 最初に私が取り上げてお聞きしたのは、若干基本的な問題になるんですが、所得税、法人税、酒税がその三三％を地方に交付しているのはもうだれも御存じのとおりなんです。私が今こどもでもって申し上げたいのは、国税として徴収しておきながら地方の方に交付している税がかなりたくさんあるわけなんです。これは昭和六十一年度のところを調べたんですが、国税で徴収する税金が四十二兆八千五百十億、地方税が二十四兆四千七百九十二億、国税の方が六

三・五％で地方税が三六・五％です。それが今言つたようにいろいろ譲与税だとか交付税だとかで地方におろされるがゆえに、実質的な配分でもって比較をしますと、国の方は二三兆九百九十二億、三四・一％、地方税の方が四十四兆四千六百億、六五・九％と、こういうふうな振り分けになるわけです。

言うならば国税として徴収した税金の四六％が地方において徴収するわけなんです。だったら国税として徴収するんじゃないやなくて、これとこれの税金はもう初めから地方税にして地方自治体に渡してしまふ、そうやった方がむだなロスはなくなるし、何かにつけて効率がいいと思う。ですからその辺の国税と地方税の割り振りというのか、そういうことについて基本的に御検討をして改めるという気持ちがないかどうか、この点は大蔵省と自治省と両方でお答えいただきたいんです。

○政府委員(湯淺利夫君) 御指摘のとおり、税の面だけで見ますと国税と地方税とで徴収したものがいろいろ国から地方に交付されるものによりまして逆転をしているという形になるわけでございます。この国と地方との財政関係につきましては、まず基本的には仰せのとおり国税と地方税というものでそれぞれの財政基盤をつくるということでございますが、一つには地方におきます地域間の財政力のアンバランスと申しますか、財政格差というものがございまして、これを地方税だけで処理をしてまいりますと財政力の格差がいよいよ広がってまいりますという問題がございまして、どうしてこれを、財源調整という形で現在の地方交付税制度があるわけでございますが、そういうものが補充的に機能しない以上は地方税だけでこれを処理することはなかなか難しいという問題が一つあるかと思ひます。

それからもう一つは、やはり国と地方とで仕事を分担し合うという意味で、これは税の分野というよりむしろ財政の分野かもしれないませんが、国と地方での負担関係と申しますか、例えば義務教育でございますと、義務教育の教員の給与は国が二

分の一、地方が二分の一という形で出合せて義務教育というものを運用していく経費の負担関係というものを基づいて国から地方に財政資金が交付される、こういうやり方があるわけでございます。財源調整とそれから国と地方との負担関係、そういう大きな枠組みの中で現在の国と地方の財政関係というものができているんじゃないかというふうに考えるわけでございます。したがって、国税と地方税だけでこれを処理するということはなかなか困難ではないかというふうに感ずるわけでございます。

○説明員(野村興児君) 国と地方の間の税源の配分の御指摘でございますけれども、これについてはたゞいま税務局長から御答弁されましたとおりでございます。一つは地方団体間の財源調整が行われている、これが先ほどお示しになりましたところの計数の差の原因になっているわけでございます。もし、仮にこのような財政調整制度というのを廃止いたしました地方団体の財政需要すべてを地方団体みずから徴収する、そういう形にしてしまふとするならば、地方団体間で税収に偏在がありますところの現況からしますと、財政力の弱い団体におきましては相当大幅な増税をしなればいけないとか、あるいは逆に富裕な団体におきましては必要以上の税収が上がる、こういうことのようなことも起こり得る話でございます。そういうようなことから現在の財源調整が行われているわけでございます。

したがって、国、地方の財源配分の問題というのはいさういさうな問題を抱えているわけではございませんが、これについてはいろいろ御議論がございまして、単に地方税だけではございませんで、今申しました地方交付税あるいは国庫支出金、さらには国と地方の行政事務の配分、そういったもののあり方も含めて検討されるべき問題であらう、このように考えているわけでございます。○柳澤謙造君 私が聞いていることにもう少しまともにお答えになってください。そういうことを

言うならば、地方税を全部やめちゃつて、もう税金は全部国税でいただいて、それでどういふふうな分け方をするかといへば今言っているような問題は起きはせぬわけだ。

私は何も一切国から地方に交付するのをやめろなんて言っているんじゃない。国税として国民からいただいたお金の半分近くも地方におろすなんて、そんなむだなことをやめたらどうですか。大体地方におろしている税金は幾つあるんですか。数え切れないくらいあるでしょう。その辺の点を少しは整理をして、そして徴税事務やいろいろなそういうことについてのむだなことをおやめになつたらどうですか。今のような答弁を聞くならば、もう税金は全部国税でいただく、それでそれをどういふふうに分けるかを一つの算定方式を出してやるということにしたいいいことだ。私はそんなことを言っているんじゃない。もうちょっと質問したことをまともに受けとめてお答えいただきたい。

○政府委員(湯淺利夫君) 地方団体の立場から申しますと、地方団体の財政を自主的に運営するためにはこれをすべて地方税で賄うというのが一番私どもにとつては望ましいという考え方でございまして。しかしながら、現実には地域間に大きな財政力格差があるということを考えますと、どの地方公共団体を基準にして地方税制というものを仕組んでいくかというのを考えなければ、現実的には地方税だけでございましてした場合、余りにも税収が上がり過ぎる団体がある一方、他方で税収が上がり過ぎないという団体が出てまいりますので、ここをどういふ税制を仕組んだといたしまして、実際の経済力に地域間格差がある以上はどうしてもこれは難しい問題があるわけでございます。

したがって私どもは、基本的にはこの地方税というものを基本の財源といたしまして地方自治は運営してもらいたいわけでございますけれども、そういう実態を踏まえて財源調整制度といたしまして設けていただいている、こ

ういうことでございまして、決して地方税が要らないということではなくて、基本的には地方税を中心にして運営したいということを前提にした上でそういう財源調整制度というものを設けていただいている、こう私どもは理解しているわけでございます。

○柳澤謙造君 今の点は大蔵、後でもって大臣からお答えをお聞きしたいと思います。今のような答弁聞いてみると、地方自治とは何かと言いたくなるんです。大蔵省の方が今のようなことを言っているんなら話はわかるんだよ。自治省の方がそんな答弁しているということになると、地方自治というものは何かということと言いたくなるんです。それはまた一番最後にでもしします。

次に消費税の問題でお聞きをしたいと思います。これは大蔵省の方にはまずお聞きしたいんですが、けれども、昨年の税制改革関連六法案を審議している過程で、十一月に税制改革法案の十七条の第二項を追加して、「国税当局においては、昭和六十四年九月三十日までは、消費税に代つての薄利我が国の現状を踏まえ、その執行に当たり、広報、相談及び指導を中心として弾力的運営を行うものとする。」ということが追加になったことは御存じのとおりだと思ふんです。

この弾力的運営ということについて、自民党の安倍幹事長と我が党の大内書記長が十一月二十四日に会談して、そこで安倍幹事長が言われたことは、延長に等しいような効果の出るようになることとで大蔵省に指示すると言っているわけなんです。私どもはこの弾力的運営というものをそういう理解をしてきたんです。その後の大蔵省のいろいろのところでもその発言あるいは新聞報道なんかを通じて私どもが理解する点は、この弾力的運営といたして少なくともあの中でもってお決めたことについて大蔵省がそのような行動をとっていないんです。なぜきちんと公党間の約束を守つてやらないんですかというところをお聞きしたいんです。

○説明員(野村興児君) ただいまお尋ねござい

した弾力的運営に関する事柄でございます。

ただいま先生の方から御指摘ございましたように、国会におきましてまさに公党間の合意に基づきまして、この種の税になじみの薄い我が国の現状を踏まえまして、新制度の発足当初の配慮いたしまして議員修正によりまして今先生御紹介ございました十七条第二項を新たに起こしてその弾力的運営を行う旨規定されたところでございます。政府としてこのような修正の趣旨を踏まえまして制度面において必要な措置、例えば申告期限あるいは納付期限の猶予、これは九月三十日まで猶予する、こういった規定を新たに設けておるわけについては例えば四月一日までに提出すること、こういった原則がございまして、そういったものも実は九月三十日まで、すなわち半年間延長する、こういったことも先ほど申しました公党間の約束ということですべて新たに設けさせていただいているわけでございます。

また執行面におきましても、税務執行の弾力的運営、すなわち初めから調査を行う、こういったことではございませんで、指導あるいは相談あるいは広報、こういったものを中心に一生懸命やっていく、こういったことを執行面についても適切に対処していきたい、こういったことで今いろいろ努力をしている最中でございます。いずれにいたしましてもこの弾力的運営は、消費税に關します納税事務手続について事業者が十分な余裕を持つて行えるようにするための措置でございます。多くの事業者の方々から公党間のこの約束、合意に基づく措置、これについては時宜を得た措置である、こういった御評価をいただいている、こういったふうに思っているわけでございます。公党間の約束でございますので、決してそれをいがない、こういったことは実際何もやっていない、こういったことではございません。具体的にもし時間がありませんでしたら御紹介をさせていただきますが、先ほど申しましたように制度及び執行両面におきましていろいろ努力している最中でございます。

○柳澤謙造君　しかし、きのうも本会議で私聞いておったって、大蔵大臣はそういうことを何も言わないんですよ。改めて今御答弁があったようなことを国民全部がわかるような方法でもってお示しする方法をお考えいただきたいと思うんです。きのうは竹下総理自身が四月一日から実施です、絶対にこれは変えません。それで大蔵大臣は総理の御答弁に何もつけ加えることございませんというふうな答弁の仕方をして引き下がった。今の御答弁は、言うならば公党間の約束はきちんと私たちが守るんですけど、そのこと、そのことをもとと公にみんなが理解ができるような方法をお考えになってやっていただきたいということをお願いしておきます。

それから今度は、これは自治省の方に関係してくるんですが、先ほど出ておりましたが、地方自治体がこの消費税相当分をいろいろ合理化努力をやって生み出して、住民には負担増にならないようにしようとしているところがあるわけなんです。それは悪いことですか。自治省の判断をお聞かせいただきたいと思ひます。

○国務大臣(坂野重信君)　基本的には別にこれは悪いことじゃありません。ただ、前々から申し上げているように、各自治体の企業努力といいますが、合理化努力というものはふだんから一生懸命やっていた問題である。たまたま消費税があるからといってそうばかり名人芸みたいなことは実際のにはなかなか難しいんじゃないかと。東京都の話を事務局から聞いたところによりますと、一部は確かに企業努力ということが言えるけれども、全部がその辺の恒久財源というところと必ずしも結びついていない。東京都はたまたま余裕なところですから、転嫁するかかりに東京都の一般財源を振り向けるというところは可能でしょうけれども、富裕でない県が、もし転嫁するのが難しい、そして何かやりくりして県の財政から出さなければいけません。あるいは市町村の財政から出さなければいけません。三％はもう法律で決まっておりますから、転嫁しようとしてもいかかわらず税

務署に納めていたたかなきやならないことは皆さん御案内のとおりでございますから、その辺を私もは心配しておるわけでございます。いいか悪いかと言われますと、現実に本当にそういう、時期の問題は別といたしまして、合理化によってコストを下げて、そしてその範囲内で三％の転嫁をやるといふことになればこれは別に差し支えないと思ひますけれども、そんなにできるんならなせう今までやっていなかったという議論も別にあるわけでございますので、その辺を踏まえて私どもはいろいろ申し上げているわけです。

○柳澤謙造君　じゃ、言うならば自分で努力をしてそういうものを生み出せるならばそれはそれでよろしいんだ、別に悪いことではないんだと、そういう理解をします。

それから次に、これもあつちこつち出ておるのは、いわゆる地方自治体がこの転嫁を見送るといふことを決めているところがかなり今出てきた。これは自治省も大分頭を痛めているんだと思うんですけれども、どのくらいそういうのが出てきているように把握をしているのか、それを発表していただきたいし、それに対する対策というものはどういふことをしておるんですか。

○政府委員(津田正君)　料金等の転嫁の問題は、料金改定でございますので条例等によっていることとがほとんどでございます。そういう意味におきまして、各団体の議会におきまして大部分が審議中と、このように承知しております。執行部が議会に送り込んだ段階、これで私も都道府県について承知しておるわけでございますが、普通会計におきましては、四十七都道府県中四十一団体が四月一日から使用料等の改定により消費税分の転嫁を行う、このような条例案を提出しております。ただし、うち十五団体は、公営住宅が大部分ですが、そのようなものの一部使用料について実施時期を四月以降よりもう少しと時期をずらす、このように承知しております。ほか六団体は四月一日からの使用料等の改定を見送ると、こういった状況でございます。以上が普通会計でございます。

それから公営企業関係でございますが、これはいろんな事業をやっておるわけでございますので、都道府県でやっております代表的な例として、典型的な水道事業、工業用水道事業について申し上げますと、水道事業を実施しております都道府県が二十六団体ですが、そのうち二十三団体、工業用水道事業自体をやっている団体が四十団体でございますが、そのうち三十九団体、ほとんどの団体が消費税の導入とあわせて消費税の転嫁のための料金改定を行っており、このように承知しております。

○柳澤謙造君　完全に全部が四月一日から実施の状態にない。自治省の方は個別指導をすると、こう言っているわけですけども、具体的にどのようにな御指導をなさろうとしているんでしょうか。

○政府委員(津田正君)　個々の団体それぞれの具体的な事情がございまして、例えば東京都の例をとりますと、いわゆる合理化努力を以て四％程度従来のコストを下げる、そして下がったものに三％の消費税を転嫁する、こういったことでございます。先ほど大臣が少しおっしゃっていましたが、要するに合理化努力の内容が定数削減と申しますか、定数の合理化、こういったものは消費税が恒久的にかかるというのに対応した恒久財源として出てまいります。ここいらは私も評価すべき問題だと思ひます。

ただ、企業用財産で今売れるのがある、それを売つたればその財源で当分消費税負担が出せる、こういったようなことも考えておるようでございますが、そういったような恒常的な財源じゃなくて臨時の財源で恒久的な税負担の問題を対処するのはおかしいじゃないか。あるいは今剰余金がある、しかし大体地方団体の公営企業関係の料金の設定の仕方は三年間でやっております。三年間を見通して料金設定をやっておりますから、例えば一年半ぐらひはむしろ若干剰余金が出て、それで残りのあと一年半でそれを食いつぶして、三年間で平均した適正な料金設定をしておるわけです。それをその前半、今剰余金があるから、これは

三年間で使わなければ料金設定の趣旨と反するわけでございます。今あるからこれを使おうということはおかしいじゃないか。こういうような個々の団体、個別的なそれな事情がございます。審議会等の手続もございまして、あるいは機械等の改良とかございしますが、そういうような個別問題につきましても御相談しておる最中でございします。

○柳澤鎌造君 要は四月一日から完全に実施ができるような状態にないということはお認めになると思うんです。

大蔵省にもう一回お聞きするんですけれども、先ほど弾力的運営ということについてきちんとそういうことを言っておりますというお話だったんですけれども、町の商店連合会なんかいろいろのことを今みんな集まって相談をしているわけなんです。そういうところもその弾力的運営のそういうことについてお話をしているのかどうか。ある商店連合会ではカルテルを結んでやる。それからあるところでは、一切これは自分たちでもって消費税三分は負担をしてお客さんには御迷惑をかけませんと、もうはつきりそういうことを決めていくところもある。いろいろのケースがあるんだけれども、じつとそういうのを見ておりまして、弾力的運営という先ほど申し上げたようなことについて、商店連合会の人たちなんかその辺の点をよく理解をしておたならば、もう少しやり方があったと思うんですけれども、そうではなくて、何故でもこの四月一日からというように、先ほど言っているようなカルテルを結ぶ。いやこれはもう転嫁をするといつてやっているところもあるし、転嫁をしないでもって自分らが負担をしてお客さんには迷惑をかけないといつてやっているところもあるんだけれども、これらについて大蔵省のお考えをお聞かせいただきたいんです。

○説明員(野村興児君) ただいまお尋ねの点でございますが、消費税の実施、適用につきましては、これは四月一日から行われるものでございます。

ただ、先ほど来申し上げておりますように、納付の期限、申告の期限、こういったものについては半年間延長する、あるいはいろいろな届け出等のたぐいのもの、こういったものも半年間延長させていただく、こういったようなことで弾力項目、七項目の実施はあるわけでございますけれども、そういったことを納税者の方々、特に事業者の方々には説明会等あらゆる機会を通じて周知徹底を図っているところでございます。

ただいま先生から御指摘ございましたところのいろいろな商店街のいろいろな問題がございます。これは先ほど来より申し上げておりますように、この新しいタイプの間接税、消費税は我が国で初めての試みでございます。全く経験もございません、あるいはなじみも薄いものでございますし、こういったようなことから国民、特に事業者の方々あるいは消費者の方々も不安とかあるいは懸念もいろいろお感じになつておられるわけでございます。新税なるがゆえに導入に当たつての摩擦の現象、こういったものも各方面で出てくるかもしれません。しかしながら、とにかくこの消費税が円滑に実施できましように、私もとしましては、新税制実施円滑化推進本部、こういったものも総理みずから本部長となつていただきましていろいろ広報、相談、指導、こういった施策をやつていくところでございますし、消費税の円滑かつ適正な転嫁といつたことがまさに今の商店街の大きな問題になつておられるわけでございます。こういったことについて、きめ細かな対策を実施いたしまして、関係行政機関の相互の緊密な連絡をとりつつ、現在実施ある総合的な対策に万全を期しているところでございます。

消費税の実施を控えました現在、消費税をめぐる活発な議論が行われているわけでございますが、ある意味ではこれは消費税に対する関心の高まりを示すものでございまして、こうした議論につきましても一つ一つ丁寧にお答えをしていきたい、こういう心構えで現在当たつておられるわけでございます。

いずれにいたしましてもこの際、消費税の導入ということと同時に今回行われますところの一連の改革、税制改革全体の姿というものを改めて思い起こしていただまして、二兆六千億円の大幅な減税が行われるという、こういった側面も含めまして、ひとつぜひとも今回の改革の意義を再確認をし、そして広く国民各層に訴えて理解を求めたい、こういうふうな考えでいるわけでございます。

いづれにいたしましても、この新税の円滑な実施にぜひともひとつ御理解と御協力をいただきたく思います。私が私どもの立場でございます。

○柳澤鎌造君 ちよつと引かかるところは、法律では四月一日からこれが適用になる。しかし九月三十日までの半年間は、極端な言い方をすれば、四月一日から入ることにはなつておられるけれどもうしたものと考えるとあぐねていて、それで九月三十日までに自分は簡易課税方式をとるのかどれをとるのかというそういう届けのあれを出してもよろしいんです。そういうことでしょうか、この弾力的運営といふことは、そのところをちよつと……

○説明員(野村興児君) 弾力的運営の中身につきましてちよつと御説明をさせていただきますと、まず一つは、先ほど来申し上げておりますように、税務署へ提出いたします書類の期限の猶予、これは本来であれば三月三十一日までに出さなくちゃいけない、こういうものも原則的にはあるわけでございますが、そういうものはすべて九月三十日まで期限を延長するということになっております。それから税務執行の弾力的運営、これは先ほど申しましたように、いきなり調査に入るといふことは慎もう、広報、相談あるいは指導、こういったものを税務執行の中心に据えていこう、こういうことでございまして、また、消費税計算事務に対する関係についてもいろいろな配慮をしております。し、記帳事務の関係についてもそうでございます。特に先ほど申しましたように申告、納付期限、今先生がおっしゃいましたそういうものの猶予、こういったことは、要するに本来であれば九月三

十日までに納付期限が来るものもございしますが、そういうものはすべて九月三十日まで納付期限を延長する、こういう措置をとつておられるわけでありまして、このことと、ほかの部分も関係があるわけでございますが、例えば個人の事業者の方であります、最初の納付期限、申告期限が参りますのは実は平成二年の三月末日になるわけでありまして、それまでに、言うなれば税の関係についてはいろいろ御勉強いただくといったことも可能であるわけでございます。ただ、先ほど来申し上げております、あるいは商店街のいろいろな御議論というのは、四月一日を境にいたしましてこれは転嫁という問題、価格の設定というものはその時点から行つていただかなければ、その企業あるいは事業者にとつてみれば収益に關係する話であるといふことでございまして、そういう問題とは別途ございまして、しかしながら税の關係につきましましては、そういう弾力的運営といふことで、今申しましたのは例示でございましてけれども、その他いろいろの点に配慮しているわけでございますが、九月三十日までいろいろのものについて配慮していく、こういうことがその弾力的運営の実態でございます。

○柳澤鎌造君 したがって、九月三十日までに届けを出して手続をとればよろしいといふことは、それを出してから徴税の作業といふか物を売る者が自分の手でそれについてかけるわけでしょう、消費税を。そうでなければどういふふうなやり方をするかといふことが決まらないわけなんです。その辺は——その首かしたところはどういうことですか。

○説明員(野村興児君) ただいまる申しましたように申告期限、納付期限、これは税の關係でございまして、こういったものについての期限はそれぞれ延長をしておりますが、税そのものの実施、適用は四月一日からあるわけでございます。したがって、それぞれの事業者の方々は、消費税の部分を転嫁されないと、これは

その企業の収益に關係する話でございまして、そこについては価格設定、価格問題については四月一日からの確に對應していただかなければならない、こういうふうなことを申し上げているわけでございます。

○柳澤謙造君 これはきちんとしておいてもらなければいけないと思うんだけど、安倍幹事長が言っていたことは、実質的に半年延期の効果があるようにいたしまして、去年の場合に私どももやっておいて、答弁で明確でなかったのもう一回私も書記長に言って再度幹事長と会談を持ってもらって、今言ったようなことについてきちんとして大蔵省に指示しますということになって、その辺は私どもも納得しておいたわけですから、その辺はむしろ誤解のないように、公党間の約束は約束で守っていただいて、それでその弾力的運営ということについて誤りのないようにやっていただきたいということを申し上げておきたいと思ふんです。

次に、またこれは自治省の方ですけれども、個人住民税で、寝たきり老人それから通称言われるところのばけ老人、およそそういう人たちがいるのはどのくらいいるんですかということが一つ。これらの老人にも、特にばけ老人の方になるわけけれども、別にこれは寝ているわけじゃないですから、特別障害者控除及び同居の場合だと加算控除が適用されるというふうに理解してよろしいんですかということをお答えいただきたい。

○政府委員(湯淺利夫君) 厚生省の統計でございまして、寝たきりとかあるいは起きれるけれどもトイレなどに行けないというふうな方々、要介護老人ということになるかと思いますが、こういう方々の数は、昭和六十一年現在で約六十万、このうち在宅が二十二万人、特別養護老人ホームの入所者の方々が十三万人、それから長期入院患者の方々が二十五万人、大体こういう数えども承知いたしております。そしてこういう方々、特に痴呆性老人という方々、今の要介護老

人以外に痴呆性老人の方々は、昭和六十年現在の数値でございまして五十九万人、これは在宅の方々、こういうふうな承知をいたしております。

○柳澤謙造君 老人の方々が特別障害者であれば、当然のことながら特別障害者控除、これは住民税の場合ですと、今回の改正案では平成二年度以降は二十八万円というところをお願いしておりますけれども、これが適用されると同時にこの老人の方々と同居している場合には、その同居の場合の加算控除、これは改正案では平成二年度から二十一万円お願いしております。現在は十四万でございまして、それを二十一万円に、これも適用になります。と同時に、その老人の方々が納税義務者かその配偶者の方の同居の直系尊属の場合、これは通常同居老親と呼んでおりますが、そういう方々であれば、先ほど申しました二十一万円の加算控除のほか、さらに同居老親等に係る加算控除七万円が適用になることとなります。

○柳澤謙造君 だから、痴呆性老人というのはいゆる特別障害者控除の適用はあるんですということでしょう。

○政府委員(湯淺利夫君) 痴呆性老人が直ちに特別障害者になるということではないようでございますけれども、この辺の認定は具体的にどういふ方を認定するかという問題がございまして、心神喪失の状況にある方は特別障害者になるということでございます。特別障害者と痴呆性老人というものは多少違うようでございます。ただ、認定の段階で痴呆性老人のうち心神喪失の状況にある方は特別障害者になる、こういうふうな形に税法上の扱いはなっております。

○柳澤謙造君 それはまた厚生省の方と連絡をとっていただいて、私が確認したのでは何か難しいことを言っておたけれども、結果的には痴呆性老人、ばけ老人もこういうしかで適用になるんですということをお願いしておたですから、あれしただけだと思ふんです。

ないんですけれども、地方公務員の給与ですが、行政改革をやったときに、余りにも国家公務員との格差があり過ぎるんじゃないかということであれまして、あの当時はラスパイルズ指数がどうだこうだといってよく議論したけれども、そんな指数で言っておたつてしょうがない。大阪周辺なんかは、国家公務員に比べて、言うならば年間約百万円の給料を余計もらっていることなんです。余りにも不合理じゃないかということ、これは自治省から次官通達を出してございまして、地方公共団体の職員の給与というものは地域住民の税金によって賄われているのであるから十分理解をしないといけないということでもって、公表せいと。

ところが、私が方々で聞いてみても公表しているところは最初のころは少なかつた。その後、今度は何かのときに聞くと、これこれしかで九〇%以上もこうやって公表していますと言ふんだけれども、当初に行革の特別委員会でもやってるときに私が言ったのは、サラリーマンが、自分は年齢が幾つで勤続が幾らでもって、どのくらいのサラリーをもらっている、その自分と比較して、市役所なら市役所に勤めている公務員がどのくらいの給料をもらっているんだという比較ができなければわからないんだから、平均賃金が幾らでずなんというのを発表したって意味がないんだから、比較のできるようなものを公表してやってくれと言ってお願いをして、滋賀県とどこかが非常に詳しい公表をしました。しかし、あとは数えるほどしか数字のあれを見てわかるころがなかったくらいなんです。自治省の方はこれだけの地方公共団体が発表していると言っているんだけれども、最近の状況はどうなっているか、それをお聞かせいただきたいんです。

○政府委員(戸尾長司君) 地方公務員の職員給与等の住民への公表の問題でございまして、ただいま御指摘ございましたように、昭和五十六年の十月、それから五十九年八月付の自治事務次官通知で「地方公共団体における職員給与等の公表につ

いて」ということで通知を出しまして、指導を行ってございまして、

それで、六十二年度におきます給与公表の状況でございまして、公表するようになっていることと指導をいたしておりますのが都道府県、市、それから特別区、こういうことになっておるわけでございますが、既に都道府県と指定都市、特別区、これはすべてもう公表をいたしております。それからまた、市のうちで六百六十市はもう既に公表をいたしております。そういう意味で、全部合わせまして六百八十六団体は公表をいたしておるわけでございますが、未実施がまだ三十九市残っております、そこまではきておるというふうな状況になっておるところでございまして、現在の状況でございます。

○柳澤謙造君 その公表という中の、どこなと言ふといかぬから言わなければ、市長さんに会って、きちんとやっておられますかと言ふんです。そうしたら、次官通達を受けてきちんと公表していますと。どういふやり方をしていますかと。言ったら、住民の代表は市会議員ですから、市会議員にそれを配っていますと。市会議員にデータ配つたぐらいいは公表にならないんだから、その辺住民にわかるような公表の仕方をしろと。税金を納めてくれるサラリーマンの人たちが自分との比較ができるようなデータでもって公表してやらないとわかりません。

それから、これもいつか私は言つたけれども、逆に国家公務員に比べて低過ぎるところもあるわけだ。それは税金が入つてこないからあれだろうけれども、今度はそういうところは逆にできるだけある程度引き上げてやれという指導もしていただきたいと思ふんです。それはもうおやりいただければ結構です。

次に、今度の改正でもって、共同募金会に十万円以上寄附したならば所得控除を認めるという制度を新しくつくられて、これは私は大変いいことだと思ふんです。いいことだと思ふんだけれども、あの共同募金に十万円以上寄附するというのは一

般庶民の中にはほとんどおられない。だからそういう点からいけば、こういう制度をおつくりになつても対象というものはごく限られてしまふ。おやりになるならば、それをもつと下けて、一万円以上とかなんとかいつてやつたらいいではないかと思う。それから、せっかくこういうことをおやりにするならば、いろいろとボランティア活動をやってゐる者がありますね、ああいうふうな団体への寄附なんかも所得控除の対象にするというところはおやりになつたらいいと思うんですけれども、その辺はいかがでしょうか。

○政府委員(湯浅利夫君) 御指摘のように、個人住民税におきまして今回初めて寄附金控除の制度を導入いたしました。共同募金会に対して十万円を超える寄附を行った場合に所得控除を創設することにしたわけでございます。御指摘のとおり、金額をもう少し引き下げるといふ御意見もあつたわけでございますが、課税庁なりの事務手続等の問題もございまして、当面十万円というところを出発をさせていただきたいというふうに考えているところでございます。

御指摘のボランティア活動に対する寄附控除という問題でございますが、ボランティアという場合には、これは今の段階では法律上の位置づけというのには特にございせんから、この活動そのものの態様が非常に多様化しているわけでございまして、いろんな運営のやり方があるというふうなこともございまして、これを直ちにボランティア活動をしている方々に寄附をしたから住民税の所得控除をするというのではなかなか現段階では難しいんじゃないかと思うわけです。

ただ、例えば社会福祉事業に係るボランティア基金に充てるために共同募金会を通して支出した場合、こういう場合には今度の寄附金控除で控除の対象にしたいというふうに考えているわけでございまして、直接ボランティア活動に寄附した場合といふのについてはもうちょっと活動の内容など検討しませんとちょっと難しいんじゃないかと思ひます。

○柳澤謙造君 局長、アガベハウスというのを御存じですか。恐らく私知らないから今のような答弁が出てくると思うんです。これは日本でじやなくアメリカでやつてゐるんです。ケン・ジョセフ君ですけれども、十八歳ぐらいまで日本で育つておつたものですから、それで八年前アメリカに帰つて、アメリカでやつてアメリカじやうの主要なところからお金をカンパしていただいて、ロサンゼルスでもって電話四本持つて三十人ぐらいボランティアの人たちがかわりばんこでその電話へついで、これはもう二十四時間体制。アメリカじやうのどこからでも、日本人が向こうへ行つて何か困つたことがあつた何があつたというふうなことになる、そのところへ電話をしてくるとすぐその地域におる人のところへ協力を、何万人と登録されてゐるわけですから、そのところへ行つて、今どこその空港で日本人のただれが困つてゐるから助けてやつてくれと、ところが、これは日本のNHKが何かでも報道したはずですが、けれども、みんなお金をアメリカ人が出してやつてゐる。そしてそのうちに、アメリカのそういうお金を出している人たちが、日本人が何人おまえさんのところへカンパしてゐるんだと言つて、しようがないから本当のことを、三人ですと。あんな景気がいい日本人がたつた三人しかカンパしない、我々がこれだけ失業で苦しんでおるのに、その日本人のために何でおれたちが銭出さなきゃいかぬのだ、やめたと言つて次々とやめていく。それでそのアガベハウスの人たちが今日本に来て、日本で日本人の人たちにそのためのカンパをしてくださいといつてやつてきてゐるんですよ。

何ででもかんでもボランティアでやつていたからそれを認めるなんというところはできることじやないんであつて、何らかのところ、それは大蔵省でも自治省でもどこでも、どこかのところでもつてそういう認定はする必要は私はあると思うんです。だけれども、もうちょっと共同募金のあれを認めるということになるならば、それ以上のそういうことをやつてゐるところがあることなんだ

し、そういうことも頭の中へ入れていただいて、そして今後のためにもぜひお考えいただきたいと思ひます。御検討いただけるかどうかだけお聞きしておきたい。

○政府委員(湯浅利夫君) 実は住民税につきましても今までの寄附金控除の制度、所得税は随分前からやつてゐるんですが、住民税ではやつていなかったその理由は、寄附をされる方とそれからその寄附金控除をする団体との関係で寄附と受益との間に対応関係がなかなか認めにくいというのが一番大きな理由だつたわけでございます。

今回の共同募金会については、自分の住んでゐる都道府県の共同募金会に寄附をするということ、その受益もそれから寄附の対象も、それから寄附控除をする団体もそれぞれ対応関係が認められるというところで、今回初めてこの寄附金控除の制度を導入させていただきたいというふうに考えてゐるわけでございます。

そういう趣旨からいいますと、いろんな福祉活動や何かに住民税の寄附金控除をやるといふ点につきましても、いささかまだ今の私が考えた枠の中でやるということになりますと問題も多いわけございまして、この辺はこれから検討課題というところで、特にボランティアというものは今先生が御指摘のような非常に大きな団体から地域だけの小さなボランティア活動までいろいろございまして、またその支援のやり方も、補助金を地方団体が交付してやるというふうなものもございまして、いろんなやり方がございまして、この辺をよく見きわめながら検討させていただければと思ひます。

○秋山肇君 四月一日、消費税の実施というのを目前に控えているわけですが、私のところに来ていますのは、マンションに入つてゐる人たちが、管理をしてゐる不動産屋さんから、四月から消費税3%が家賃に上乗せになる、その分を含んで払つてくださいという通知が来ているわけですが、それが三千万を超える大きな経営をやつてゐるマンションを持つてゐる人もあれば、そうでない人

もあるわけです。そういう人はその3%を預かつてそのまま僕に入れてしまつて払わないで済ませていいということになるわけで、先ほど佐藤先生から個人タクシーのお話がありました、また商店のお話もありましたけれども、この三千万という限度が、今度マンションに入つてゐる人からすると、大家さんは果たして三千万の収入があるのかどうかというようなことを税務署に聞く人も出てくると思ひますが、その点についての対応というのはどうお考えですか。

○説明員(野村興児君) 今先生お尋ねの家賃の問題につきましても、これは家主さんとたな子と両者の関係でございまして、これは他のいわゆる取引とは違ひまして、非常に言うなれば密接な関係でございまして、そういう事情も含めまして建設省の住宅局長から実は通達が出ております。

これについては、「免税事業者となる家主については、賃貸住宅経営のために必要な資材の購入や役務の提供」のうち課税仕入れとなるものについて、「消費税込みで購入し、又は提供を受けることとなるので、一般的にはその分のコストが上昇することとなり、このようなコストの動向をふまえた家賃の改定が必要となる」と考えられる。と。これはよく言つておられますように、仕入れにかつたもの、これは転嫁をしないと家主さんの結局収入が減少すると、こういったことであるかと思ひます。「この場合については、その理由を借家人に対し十分説明することが望ましい」、要するに、よく事情をお話しして、家主とたな子とお話し合ひをした上でその家賃の決定に当たつてほしいと、こういったような趣旨の通達が出されてゐるところでございまして。

○秋山肇君 そうしますと家主とたな子という信頼関係というのが、ただ説明をすれば納得するといふことではない、もつと親子の関係のような親密な関係から腹のさぐり合ひのような状況になつていくんじゃないかなというふうに、そういうところもあるんじゃないかなと、全部とは言ひませんが、心配をするわけです。というのは、税と

いうのはやはり納税者が払う、それは直接税にしても間接税にしても、払ったものが確実に納まるところに納まっていこうというものでなければならぬわけでありまして、その辺の基本について今お答えをいただいたわけですが、

昨年の三月三十一日の地方行政委員会、私は軽油引取税の脱税問題について質問をさせていただいたわけですが、その際当局から、県の実務担当者やメンバーとする研究会を設置し、脱税防止あるいは課税の適正化、脱税の早期発見等について研究を行っているとのことでしたが、その後どのようになっておりますか。

○政府委員(湯浅利夫君) 軽油引取税の問題につきましては、ただいま御指摘のように、十四都府県の実務担当者をメンバーといたしまして軽油引取税課税問題研究会というものを設置してもらいまして、そしてここで主として脱税防止のための課税の適正化をどうしたらいいだろうかということを検討してもらいまして、昨年の三月にその検討結果の報告書をお送りいたしました。この報告書にいろいろこの改革案をお述べいただいているところがございますが、これを踏まえまして、さらにこれに、適正化の充実を図るために、この研究会の指摘に加えて幾つかの点を加えた改正案を今回提案をしているところでございます。

○秋山肇君 今の、いろいろ対策を講じられていると思うんですが、昨年質問したときにも、九州や北海道で石油販売会社等をつくって三十億円以上上がる軽油引取税を脱税していた事件、問題になったのは、脱税がばれ、追及を受けそうになると会社を解散、倒産させていたという点であります。今回の改正でそういうことがいろいろ規制をされていような要件として厳格になるんではないけれども、具体的にどのようになっているか、お答えいただきたいと思います。

○政府委員(湯浅利夫君) 軽油引取税の脱税問題はいろいろあるわけですが、御指摘のように、いわゆるペーパーカンパニーを設立いたしましたしてこれを使って脱税をするという事案はかな

りあることが私もわかりましたので、そのためにはまずこの元売業者なり特約業者の指定制度というものを整備する必要がありますのではないかと、いうふうに考えているわけですが、その趣旨から今回の改正案におきまして、まず特約業者を指定する場合に、一度に特約業者には指定しないで仮特約業者というふうな制度をつくって、いわば仮制度と申しますか、そういうものをつくりまして、そこで一定期間油の取引をしてみよう。その上でこの要件にマッチした場合には特約業者に指定をするという二段構えでやってみよう。いわゆるペーパーカンパニーというものの防止に役立つのではないかと、ということで、そういう改正案を考えているわけですが、

特に、従来は特約業者は各都道府県で条例で包括指定をしていたというふうなことで、比較的容易に特約業者になれたわけですが、今度はそのようなスクリーンを通して個別指定でやってみよう、しかもその指定要件というものを厳しくする、それから取り消し要件も厳しくする、こういうような形で特約業者の指定につきまして厳格な対応をしてみたい、こういうことでこの改正案はつくっているわけですが、

○秋山肇君 しっかりと厳しく取り締まって、脱税行為というものの再発がないようにしていきたいと思っております。

そうすると、先ほどの大家さんとたな子さんの話で、やはり三%を取って三千万円以下の大家さんで消費税を払わないという人は、善意で、別に税金をこまかそうという気持ちもなくてたな子さんから預かってしまおうという人が多いと思っております。ですから、その辺等も含めて、この税になれば、まず税の理解、先ほど柳澤先生のお話にもあったんですけども、なかなか答える側にしても何かちよつと私が聞いていてもおかしいなというか、そう言ったら失礼なかもしれないんですが、相互理解というのがまだまだ時間がかかるんだらうというふうな思っている、お互いに税というのは正しい形で運営をされていかないといけないとい

うことを申し上げておきます。

次に、留保財源の問題について幾つかお伺いをしたいと思っております。

いわゆる留保財源とは、地方財政計画上の地方税収入のうち基準財政収入額に算入される部分以外の部分を指し、地域住民が標準的に負担すべき地方税収入の一部として地方財政計画上の歳出を賄うこととされているのは御承知のとおりであります。

そこでまず、昭和五十七年七月に出された臨時第三次答申において地方公共団体間の財源調整の強化策が出されたかと思いますが、留保財源についてはどのような方向性を打ち出しておりますでしょうか。

○政府委員(津田正君) 五十七年の臨時行政調査会の基本答申におきましては「税源の偏在にもかわらず標準地方税収の一定率とされているため、各地方公共団体間で格差が大きい留保財源については、例えば、当該率の引下げ等の方法による財源の一層の均てん化を検討する」、このようにされております。

○秋山肇君 また、同じく昭和五十七年九月には地方制度調査会から、地方行政財政改革のあり方についての意見書が出されましたが、このときの内容はどうなるものだったのでしょうか。

○政府委員(津田正君) 地方制度調査会の意見は、「地方交付税の基準財政収入額の算定に用いる基準税率の引上げ等による地方公共団体間の財源の均てん化については、地方公共団体の財政運営の自主性、自律性を損なうおそれがあること」から「その検討に当たっては、慎重に処すべきである」、このような答申をしております。

○秋山肇君 地方財源の問題を議論するに当たり、地方財政計画の策定を通じて地方財政政策で交付税総額が決められております。そのために交付税において財源不足額が構造的に生じる部分については恒久的な地方財源として移譲することが必要であると考えますが、いかがでしょうか。

○政府委員(津田正君) 地方交付税の総額につき

ましては、特定の国税の一定率、このように決められておるわけですが、そういうように機械的に決められておりますものと毎年の地方財政の必要財源額というものは必ずしも合わない場合がございます。ある程度合わないという場合には一々交付税率の見直し等するものではございません。ある程度安定的にいわゆる地方団体の共通財源としての交付税というものを確保を図っておるわけですが、しかし、毎年度分として交付すべき普通地方交付税の総額が引き続き各地方団体について算定した財源不足額の合算額と著しく異なる場合には、地方行政財政制度の改正または交付税率の変更を行うものとされている、引き続き著しく食い違った場合にはそのような対処をしろうということで、その面での見直しの規定も六条の三で入っております。

○秋山肇君 現在の地方財政制度のもとで留保財源の割合を引き下げることは、かえって地方自治体の財政運営を硬直化させる結果にもなりかねないと思っております。そこで、地方自治体の施策の自主性、自律性を保持するためには現行の留保財源は必要不可欠であると考えますが、いかがお考えですか。

○政府委員(津田正君) いわゆる基準税率の私どもの考え方でございますが、三点の意義を持っております。

第一点は、基準財政収入額の算定に当たりまして、地方団体のあらゆる財政需要を完全にいわゆる客観的統一的な資料で把握できるかどうか、こういうような技術的な観点からある程度の弾力性、幅というものを残しておかなければならないということが第一点。それから第二点として、自治体としての地方団体がそれぞれの地域の特性に応じて自主的に独自の施策を展開していく余地を残しておくべきではないか。いわゆる地方団体の自主性、自律性の幅というものはある程度残す必要があるのではないかということ。それから第三点目に、例えば工場誘致等、当該団体がまさしく税

源をふやそうという努力をした際に、ふえた税金は交付税上これは全部基準財政収入額に入れてしまふ、全然残らない、こういうことでは地域の自主財源、自主税源努力というものを失わせるのではないか。これがひいては地域の活力というものを停滞させるおそれがあるのではないか。そういうような努力をしたところには、努力した部分はある程度地元に残すべきではないか。こういうような観点から設けられておると私もは考えておるわけでございます。

したがって、この基準税率の問題は、単に財源の均衡化ということだけではなくて、地方の自主性、自律性をどの程度認めるか、あるいは地域の活力を、その団体がどの程度努力すればその見返りがあるか、こういうような総合的な観点から論議をしていかなければならないと考えております。

○秋山鎌君 今のお答えにもありましたけれども、したがって、もし留保財源の率の引き下げを行うと地方行政が一層画一化されるばかりでなく、地域の振興を図って税収を上げようとする地方自治体の努力に水を差す結果となり、他方本願の姿勢になるのではないかと懸念します。また、これは竹下首相がテーマにしておられる地方の活性化を目指したふるさと創生の理念にも反することになると思うのですが、この留保財源の引き下げ問題については自治大臣、どのような御見解をお持ちでしょうか。

○国務大臣(坂野重信) 先ほど財政局長が三つの点から留保財源の効能についての説明がありましたが、また先生が御指摘のように、ふるさと創生の問題であるとかあるいは多極分散に向けての活性化ということを考えますときに、軽々にこの率を下げるということになってまいります。これは留保財源そのものの目的にも反することになりますので、この問題は慎重に今後検討してまいりたいと思っております。

○委員長(向山一人君) 他に御発言もなければ、質疑は終局したものと認めて御異議ございませんか。

か。

〔異議なし〕と呼ぶ者あり〕

○委員長(向山一人君) 御異議ないと認めます。これより討論に入ります。

御意見のある方は賛否を明らかにしてお述べ願います。

○洲上貞雄君 私は、日本社会党・護憲共同を代表して、ただいま議題となりました地方税法の一部を改正する法律案につきまして反対の討論を行います。

以下、主要な反対点を述べます。

まず、本案は昨年の税制基本改革と称する消費税の導入と表裏一体の関係にあるものであり、本案そのものにかかわる改正点が入っております。消費税は、近代国家における民主主義の根幹とも言うべき税制に關して公約違反を犯し、あまつさえ衆議院及び本院においてすら与党単独で強行採決を繰り返して成立したものであります。国民の大多数が政府・自民党を痛烈に批判しているところ、到底容認できません。しかも、昨年十二月末に強行成立させた消費税をわずか三ヶ月の準備期間で導入実施しようとしているのですから、今消費者も企業も、そして行政も大混乱の状況となっております。

自治省は、昨年末から全国の自治体に消費税転嫁に関する通達等を再三出しておりますが、実際は中央政府の勝手な言い分となっております。せん。むしろ全国の自治体は統々と料金等への転嫁見送りを決定し、消費税の廃止決議等も採択されている状況となっておりますが、その責任は華けて政府にあります。政府特殊法人においても転嫁できず、自治体の転嫁見送りの先駆けである東京都の場合には、与党政策責任者が介在しているのではありません。まさに消費税の構造的欠陥は白日のもとに露呈したと言わざるを得ません。私も日本社会党は、全国の国民の声を代表して消費税の四月導入中止を断固として要求いたします。また、国税たる消費税の創設によって地方の自

主税源たる電気税、ガス税等の廃止、料理飲食税、娯楽施設利用税の縮小などが行われたことは地方自主税源の縮小、自治の基盤たる地方財政、なかんずく自主財源の縮小であります。これらの措置によって地方財政における自主財源は減少し、依存財源がふえたことは税制改革の本質を物語っております。そして、昨年の税制基本改革においては、地方税改革の懸案事項のほとんどが見送られました。それは本案においても同様であります。

すなわち、個人住民税については、中低所得者の負担軽減のため物価調整減税制度の導入や総合課税への移行のための納税者番号制度は検討すら行われていず、所得税と課税最低限の格差なども放置されたままにあります。

第二に、税負担の公平を推進するため社会保険診療報酬課税の適正化は緊急の課題であり、事業税その他の地方税における非課税等特別措置の整理合理化の推進が求められているときに何ら評価に値するものが含まれておりません。

第三に、法人事業税の分割基準の見直しは本案に含まれていますが、これによって地方財政が豊かになるわけではなく、横の財政調整に道を開くこともなくなり、必要な法人事業税の外形標準課税の導入については置き去りにされております。また、移転価格税制等についても改善されていないことは極めて遺憾であります。

第四に、都市税源の充実を図るための事業所税の課税団体の範囲の拡大等についても懸案事項であるにもかかわらず盛り込まれておりません。

第五に、固定資産税、都市計画税について、最近の地価高騰の状況にかんがみ、小規模住宅用地等に係る負担軽減措置のさらなる改善などを今から講ずるべきところ、これも何ら検討の跡がないことは極めて遺憾であります。

第六に、生活協同組合への課税強化が盛り込まれていますが、営利を目的としない生協を消費税の犠牲にすることは、我が国税制の道をゆがめる重大な問題であります。

なお、本案には若干の減税案が含まれておりますが、消費税の導入によって逆に大増税となることを勘案すれば評価に値しません。年金所得に係る国保税の控除引き上げも我が党の強い要求によって実現したものであります。これはもともと政府の過ちであり、是正すべきは当然と言えましよう。

以上、主要な反対理由を述べてまいりましたが、全国の自治体において消費税の見直しの声が高く鳴り響いております。政府は、みずからの責任を自治体に押しつけることなく、交付税率の見直しなどという言語道断の恫喝を直ちにやめ、消費税を撤廃し、国民の声に基づく税制改革のやり直しを図るよう強く求めて、私の討論を終わります。

○委員長(向山一人君) この際、委員の異動について御報告いたします。

本日、金丸三郎君が委員を辞任され、その補欠として二木秀夫君が選任されました。

○松浦功君 私は、自由民主党を代表いたしまして、ただいま議題となりました地方税法の一部を改正する法律案に対し、賛成の討論を行うものであります。

本法律案は、最近における社会経済情勢等にかんがみ、住民負担の軽減及び合理化等を図るため個人住民税について所得割の非課税限度額の引き上げ等を行うとともに、法人事業税の分割基準、自動車税の税率構造及び軽油引取税の課税の仕組み等について見直しを行うこととするほか、非課税等特別措置の整理合理化等を行うこと等を主要内容とするものであります。

我が国の税制は、昨年の第百十三回国会においてシャープ勧告以来の抜本的な税制改革の実現を見たところであり、当面は、この新税制の円滑な実施を推進することが何よりも重要であります。それとともに、新年度の地方税制改正に当たりましては、社会経済情勢の変化に対応して早急に実施すべき措置を講ずる必要があると存じます。

政府案は、このような要請にこたえ、適切な措置を講じようとするものであり、現時点の改正として妥当なものと思うのであります。

以上の理由により、私は本法律案に賛成するものであることを表明し、討論を終わります。

○片上公人君 私は、公明党・国民会議を代表して、ただいま議題となりました地方税法の一部を改正する法律案につきまして、反対討論を行います。

以下、反対の主な理由を申し述べます。

まず初めに税源配分についてであります。

今日の国、地方の税源配分は、国が二に對し、地方は一と、国に偏重しております。特に、昨年の税制改正により、地方税の比重は一層低下し、国への依存財源が増加する結果となりました。現在、多極分散型国土形成、特色ある地域づくり、町づくりが求められておりますが、そのためには、恒常的な財源、それも自主財源である地方税の確保こそが最も重要であります。しかしながら、今回の改正案では自主財源の充実が全く図られておりません。これが反対理由の第一であります。

次に不公平税制の是正についてであります。

税負担の不公平は、政治、行政に対する国民の不信を招く重大な問題であります。しかし、現行の地方税制においては、社会保険診療報酬制度に係る事業税の特例措置を初め、不公平税制の是正が一向に解消されず存続したままであります。これが反対理由の第二であります。

次に住民税についてであります。生活保護基準額は、毎年引き上げられておりますが、現行制度では生活保護基準額しか所得のない世帯にも課税されることから、改正案は住民税の非課税限度額を二百九万二千円に引き上げることとしております。しかしながら、この額は、生活保護基準額を一万円上回るにすぎず、生活保護基準程度の所得しかない世帯に住民税が課税されることを回避すればよいという小手先の対策にすぎません。住民税負担の軽減を図るには課税最低限の引き上げ等により行うべきであります。政府案はこうした

改革が行われておりません。これが反対の第三であります。

次に、国民健康保険税についてであります。

近年、老人保健、退職者医療制度の創設等の改革が行われたものの、国民健康保険制度の財政基盤は依然脆弱であり、経営は安定するに至っておりません。このため国保加入者の保険料負担は年々増加し、他の医療保険との格差は広がる一方であります。また、国保の保険料負担も地域によつて著しい格差が生じており、不公平感を増長させております。今、国保に求められておるのは、保険料負担の軽減措置と平準化、そして、給付水準を他の医療保険制度並みに改善することであり、この点についての改革が行われておりません。これが反対理由の第四であります。

最後に消費税について一言申し上げておきます。

昨年、我が党を初め野党の強い反対にもかかわらず、消費税法が成立しました。消費税は、逆進性が著しく、税率の引き上げの歯どめもなく、また価格転嫁が困難であること等、総理が示した九つの懸念が一層顕著になり、国民の反対の声はますます高まっております。また、地方自治体においても公共料金への負担転嫁等をめぐって混乱が続いております。このような状態で実施に踏み切るならば、国民の政治不信は深まり、行政にも重大な支障を来すことは必至であります。したがつて、この際、消費税は撤回すべきであります。

以上、主な理由を申し述べ、反対討論といたします。

○鎌山博君 私は、日本共産党を代表して、地方税法の一部を改正する法律案に反対の討論を行います。

昨年暮れ、政府・自民党は国民の強い反対を押し切り、消費税導入を柱とした税制改革関連六法案を成立させました。この税制改革は、歳入歳出合わせ約一兆四千億円の地方負担と同時に、電気・ガス税の廃止等によって地方自主財源の減少をもたらすなど、地方財政に大打撃を与えるもの

となつています。さらに、地方公共料金の一斉引き上げを求める政府の指導にもかかわらず、多くの自治体が公共料金への消費税転嫁を見送るなど、住民との矛盾が表面化し、大問題になっております。地方自治体がこのように次々に転嫁を見送るのは、消費税が地域住民の支持を受けていないということであり、政府は自治体がこれだけ消費税に抵抗している姿をよく見きわめるべきであります。地方自治の精神からいっても、地方自治体の判断を尊重するのは当然のこと、制裁のおどかしをかけることなどは絶対にあってはならないことです。地方自治体と住民に苦痛と混乱をもたすだけの消費税は直ちに廃止すべきであります。

次に、本改正案に反対する具体的な理由を述べます。

反対理由の第一は、大企業優遇措置を温存し、新たに拡大していることです。

多極分散型国土形成促進法や民間事業者の能力の活用による特定施設の整備の促進に関する臨時措置法等に規定する土地及び施設について、固定資産税、不動産取得税、特別土地保有税及び事業所税の非課税措置や、課税標準の特例による軽減措置を講じようとしていますが、これらの法律は、基本的には民活の名のもとに、一部大企業の利益追求を容認するものです。税制改革で自主財源比率の低下が問題になっている中で、担税力のある大企業へこそ相応の税負担を求めるべきであります。非課税措置や軽減措置を温存、拡大してまで優遇措置を講ずる理由は全くありません。なお、今年度もいわゆる他法改正でこの種の改正が行われているようですが、昨年も要望したように、本委員会での審議の対象となるよう、今後政府がその内容を事前に明らかにされるように再度要求しておきます。

反対理由の第二は、国民健康保険税の課税限度額の引き上げです。

現在の国民健康保険制度の危機の原因は、根本的には国庫負担の大幅削減にあります。国保財政

の収入に占める国庫負担の割合を見ると、八一年度の五八％から八七年度には四二・四％へと年々減る一方です。反面、保険料は三三・三％から三九・七％へと大幅に増加しています。国庫負担の実質削減額は七千四百億円で、保険料を三四・三％にまで引き下げる額に相当します。既に、国保税の徴収は限界に近い状況にあり、住民に負担を求めるのではなく、国庫負担率をもとに戻すことこそ、今政府が直ちに行うべきことでもあります。

反対理由の第三は、一部の生活協同組合に対する事業税の課税強化が行われようとしていること

であります。

消費生活協同組合は他の協同組合と同じく公益性が認められ、また、民間事業者と異なり自由な営業活動が法律により規制されている非営利法人であります。したがつて、税制上も税率の軽減特例措置が講じられてきました。消費生活協への課税強化は、この公益性及び非営利法人という性格を否定し、生協の自主的な社会活動に対する規制へとつながるもので、絶対に反対であります。

最後に、本改正案の中には、国民健康保険税の限度額引き上げ、大企業に対する新たな非課税措置の新設など、いわゆる日切れ扱いをしなくてもよいものまで含まれており、これを日切れ法案と称して審議を急ぐことは到底容認できるものではありません。

以上、本法案に反対する理由を述べて、私の討論を終わります。

○柳澤謙造君 私は、民社党・国民連合を代表して、ただいま議題となりました地方税法の一部を改正する法律案に對し、反対の討論を行うものであります。

我が党の強い反対にもかかわらず導入された消費税によつて国民の間には強い不満と不安が渦巻いています。消費税を転嫁することが難しい下請業者や末端小売業者の経営の深刻化、便乗値上げを心配する消費者、公共料金引き上げに関する自治体の対応の相違などさまざまな矛盾と混乱を引き起こしており、その原因は一にかかつて昨年末

の税制改革関連六法を強行採決をもって可決、成立させた政府・自民党にあると言わなければなりません。

今回の地方税法の改正に当たっても、政府はさきの国会において我が党が主張した資産課税の強化、租税特別措置の整理合理化、公益法人への課税強化など不公平税制の是正、行政改革の徹底した推進と大幅減税の断行等の諸施策について抜本的な改革を行うことを全く考慮することなく法案を提出したのであり、我が党は断じてこれを容認することはできないのであります。

民社党は、国民が働く喜びが感じられ、個々人の努力が正当に報われるような公平公正な税体系をつくり上げていくため今後とも努力していくことを申し添えて討論を終わります。

○委員長(向山一人君) 他に御発言もなければ、討論は終局したものと認めて御異議ございませんか。

〔異議なし〕と呼ぶ者あり

○委員長(向山一人君) 御異議ないと認めます。

それでは、これより採決に入ります。

地方税法の一部を改正する法律案に賛成の方の挙手を願います。

〔賛成者挙手〕

○委員長(向山一人君) 多数と認めます。よって、本案は多数をもって原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

この際、山口君から発言を求められておりますので、これを許します。山口君。

○山口哲夫君 私、ただいま可決されました地方税法の一部を改正する法律案に対し、自由民主党、日本社会党・護国共同、公明党・国民会議、民社党・国民連合及び新政クラブ・税金党の各派共同提案による附帯決議案を提出いたします。

案文を朗読いたします。

地方税法の一部を改正する法律案に対する附帯決議(案)

政府は、税制改革による地方公共団体の財政構造の変化、高齢化社会等に対応する行政需要

の増大、引き続き厳しい地方財政の状況等にかんがみ、国と地方及び都道府県と市町村の税源再分配について検討を加え、地方税源の拡充を図るとともに、特に左記事項についてその実現に努めるべきである。

一、個人住民税については、中低所得者層の税負担の軽減を図るため、引き続き課税最低限の引上げ等について努力すること。

二、事業税その他の地方税における非課税等特別措置について税負担の公平を確保するため、積極的に整理・合理化を図るとともに、法人事業税の外形標準課税については財源確保の安定化に資するためその実現に努めること。

また、移転価格税制等の制度の適用により地方公共団体の財政運営に支障を来すことのないよう配慮すること。

三、最近の地価高騰の状況にかんがみ、固定資産税の居住用資産等に対する負担軽減措置についてさらに検討すること。

四、都市税源の充実を図るため、事業所税の課税団体の範囲の拡大について引き続き検討を図ること。

五、地方譲与税については、各地方公共団体の財政構造の変化等を見守りつつ、必要に応じてその譲与基準等について適切な見直しを行うこと。

六、総合課税への移行を展望し、住民のプライバシー保護に留意した納税者番号制度の導入を検討すること。

七、今後の税制改革に当たっては、地方公共団体及び議会の意見等を十分に尊重するとともに、地方自治の本旨にのっとり自主性を損なうことのないよう十分留意すること。

右決議する。

以上でございませう。

なお、第二項の「事業税その他の地方税における非課税等特別措置について税負担の公平を確保するため、積極的に整理・合理化を図る」旨の内容

として、従来から課題となっていた事業税における社会保険診療報酬の非課税の問題も当然含まれる趣旨と理解していることを付言しておきます。

何とぞ、満場一致御賛同いただきますようお願い申し上げます。

○委員長(向山一人君) ただいま山口君から提出されました附帯決議案を議題とし、採決を行います。

本附帯決議案に賛成の方の挙手を願います。

〔賛成者挙手〕

○委員長(向山一人君) 多数と認めます。よって、山口君提出の附帯決議案は多数をもって本委員会の決議とすることに決定いたしました。

ただいまの決議に対し、坂野自治大臣から発言を求められておりますので、この際、これを許します。坂野自治大臣。

○国務大臣(坂野重信君) ただいまの附帯決議につきましても、その御趣旨を尊重して善処してまいりたいと存じます。

○委員長(向山一人君) なお、審査報告書の作成につきましても、これを委員長に御一任願いたいと存じます。御異議ございませんか。

〔異議なし〕と呼ぶ者あり

○委員長(向山一人君) 御異議ないと認め、さよう決定いたします。

本日はこれにて散会いたします。

〔参照〕

地方税法の一部を改正する法律案の補足説明

ただいま説明されました地方税法の一部を改正する法律案の主要な内容につきまして、お配りしております新旧対照表により補足して御説明申し上げます。

まず、道府県民税の改正であります。

一ページ 第三十四条第一項第三号の改正は、個人の道府県民税について所要の規定の整備

を行うとするものであります。

一ページ 第三十四条第一項第五号の三の改正は、所得割の納税義務者の住所所在の都道府県共同基金金に対する寄附金に係る所得控除を設けようとするものであります。

二ページ 第三十四条第一項第六号、第十号及び第十一号の改正は、年齢七十歳以上の障害者である控除対象配偶者又は扶養親族を、老人控除対象配偶者又は老人扶養親族に含めようとするものであります。

二ページ 第三十四条第三項の改正は、扶養親族である子を有する一定の寡婦に係る寡婦控除額を三十万円としようとするものであります。

三ページ 第三十四条第四項の改正は、同居特別障害者に係る配偶者控除額及び扶養控除額を七万円引き上げようとするものであります。

三ページ 第三十四条第五項の改正は、特別障害者である同居老親等に係る同居老親等扶養控除の額を六十三万円としようとするものであります。

四ページ 第四十五条の二第一項及び第三項の改正は、寄附金控除の創設に伴い、申告書の提出について規定の整備を行うとするものであります。

六ページ 第七十二条第五項の改正は、個人の事業税の課税対象事業から、証券業等を除外しようとするものであります。

八ページ 第七十二条の十四第一項の改正は、法人の事業税について、所要の規定の整備を行うとするものであります。

九ページ 第七十二条の四十八第三項の改正は、法人の事業税の分割基準のうち証券業に係るものについて、課税標準額の二分の一に相当する額を事務所又は事業所の数に、二分の一に相当する額を従業者の数にあん分して行うこととしようとするもので

十ページ あります。

十ページ 第七十二条の四十八第四項の改正は、法人の事業税の分割基準のうち資本の金額又は出資金額が一億円以上の製造業を行う法人の工場に係る従業者の数については、当該数値にその二分の一に相当する数値を加えて算定することとするものである。

次は、不動産取得税の改正であります。

十一ページ 第七十三条の第二十一項の改正は、農用地整備公団が行う一定の区画整理事業において一時利用地の指定後土地の譲渡が行われた場合には、当該土地に係る一時利用地を取得したものとみなすこととするものである。

十二ページ 第七十三条の四第一項第一号の改正は、農用地整備公団が直接その本来の事業の用に供する一定の不動産の取得について非課税措置を講じようとするものである。

十三ページ 第七十三条の四第一項第八号の改正は、健康保険組合等が経営する病院及び診療所の用に供する不動産に係る非課税措置について、協業組合が取得するものを除外しようとするものである。

十四ページ 第七十三条の六第一項の改正は、農用地整備公団の事業の施行に伴う換地又は交換分合により取得する土地について非課税措置を講じようとするものである。

十五ページ 第七十三条の十四第九項の改正は、都市再開発法に基づき全員の同意による管理処分によって取得する不動産についても、従前の権利に対応する部分について、課税標準の特例措置を講じようとするものである。

十六ページ 第七十三条の二十七の七の改正は、農用地整備公団が取得した一定の換地に係る不動産取得税の納税義務を免除しようとするものである。

十七ページ 次は、自動車税の改正であります。

十八ページ 第四十七条第一項第一号の改正は、乗用車に係る税率構造がよりなだらかなものとなるよう、普通自動車の標準税率を改めるとともに、普通自動車と小型自動車との車種区分を廃止しようとするものである。

次は、市町村民税の改正であります。

十九ページ 第三百四十四条の第二項第五号の三、第六号、第十号及び第十一号、第三項、第四項並びに第五項並びに第三百十七條の第二項及び第三項の改正は、道府県民税と同様であります。

次は、固定資産税の改正であります。

二十ページ 第三百四十三条第六項の改正は、農用地整備公団が行う一定の事業について一時利用地の指定等があった場合に、みなし所有の制度を設けようとするものである。

二十一ページ 第三百四十八条第二項及び第五項の改正は、農用地整備公団が直接その本来の事業の用に供する一定の固定資産、文化財保護法に規定する重要な伝統的建造物群保存地区内の一定の家屋並びに旅客鉄道株式会社及び日本鉄道建設公団、新幹線鉄道保有機構及び本州四国連絡橋公団から借り受ける一定の固定資産について非課税措置を講じるとともに所要の規定の整備を行うものとするものである。

二十二ページ 第三百四十九条の三第十五項、第二十二項及び第三十四項の改正は、鉄道に係る課税標準の特例措置について、所要の規定の整備を行うとともに、鉄道事業者が公共事業に係る政府の補助を受けて、雪崩、落石等による災害の防止等のために敷設した一定の線路設備について、課税標準の特例措置を講じようとするものである。

次は、特別土地保有税の改正であります。

二十六ページ 第五百八十六條第二項の改正は、多極分散型国土形成促進法に規定する一定の中核的民間施設の用に供する土地について非課税措置を講じるとともに、廃プラスタック類の油化処理施設に係る非課税措置を廃止しようとするものである。

次は、軽油引取税の改正であります。

二十七ページ 第七百条の二第一項の改正は、元売業者等の用語の意義を改めようとするものである。

二十八ページ 第七百条の三第一項及び第二項の改正は、課税客体を軽油の引取りで納入を伴うものとし、納入地所在の道府県において課税するとともに、元売業者の特約業者からの軽油の引取りを課税対象に追加しようとするものである。

二十九ページ 第七百条の三第四項の改正は、石油製品販売業者等が軽油以外の炭化水素油を自動車等の内燃機関の燃料として販売した場合においては、その販売量を課税標準として、当該石油製品販売業者等の事業所所在の道府県において当該石油製品販売業者等に課することとするものである。

三十ページ 第七百条の六の二の改正は、元売業者の指定及び取消しに係る規定の整備を行うものとするものである。

三十一ページ 第七百条の六の三の改正は、元売業者との間に締結された販売契約に基づいて当該元売業者から継続的に軽油の供給を受け、これを販売することを業とする者のうち一定のものを仮特約業者として指定するとともに、その指定及び取消しに係る規定の整備を行うものとするものである。

三十二ページ 第七百条の六の四の改正は、仮特約業者のうち一定のものを特約業者として指定するとともに、その指定及び取消しに係る規定の整備を行うものとするものである。

三十三ページ 第七百条の十一の三の改正は、特別徴収義務者としての登録に係る規定の整備を行うものとするものである。

三十四ページ 第七百条の十五の改正は、免税の手続について、免税軽油使用者の事務所等で免税軽油の使用について直接関係を有するものの所在地の道府県知事から免税証の交付を受け、その免税証を当該交付に係る道府県の登録特別徴収義務者に提出して免税軽油の引取りを行うこととするものである。

三十五ページ 第七百条の二十一の二の改正は、軽油等を混和する場合及び軽油以外の炭化水素油を自動車等の内燃機関の燃料として譲渡又は消費する場合においては、当該混和及び譲渡又は消費を行う者は、その行為をしようとする場所の所在地等の道府県知事の承認を受けなければならないこととするものである。

三十六ページ 第七百条の二十二の四及び第七百条の二十二の五の改正は、元売業者等に一定の報告義務等を課することとするものである。

三十七ページ 第七百条の二十三の改正は、石油製品販売業者等に一定の帳簿記載義務を課するものである。

三十八ページ 第七百条の二十三の改正は、石油製品販売業者等に一定の帳簿記載義務を課するものである。

することとしようとするものであります。

四十九ページ 第七百条の二十七の改正は、道府県は、軽油引取税の取納り又は保全に關し、相互に協力しなければならないこととしようとするものであります。

四十九ページ 第七百条の二十八の改正は、軽油引取税に係る脱税に關する罪についての懲役刑を五年以下とするとともに、罰金の限度額を引き上げようとするものであります。

次は、国民健康保険税の改正であります。
五十一ページ 第七百三条の四の第十七項の改正は、課税限度額を現行の四十万円から四十二万円に引き上げようとするものであります。

次は、附則の改正であります。
附則につきましても、元号が昭和から平成に改められたことに伴う規定の整備を数多く行つておりますが、以下の御説明ではこれについては省略させていただきます。

五十一ページ 附則第三条の三の改正は、個人の道府県民税及び市町村民税の所得割の非課税措置について、本人、控除対象配偶者及び扶養親族の合計数に乘ずべき非課税基準額を現行の三十一万円から三十二万円に引き上げようとするものであります。

五十五ページ 附則第九条の二第二項の改正は、一定の協同組合等について、所得のうち年十億円を超える金額に係る法人の事業税の標準税率を百分の九にしようとするものであります。

五十六ページ 附則第十条の改正は、不動産取得税に係る非課税措置を改めようとするものであります。まず、農林漁業団体の発電所又は変電所の用に供する家屋の取得に係る非課税措置の適用期限を平成三年三月三十一日まで延長しようとするものであります。また、日本電信電話株式会社の株式の売却収入を活用して港湾法又は漁港法に基

づき第三セクター等が取得する一定の港湾施設又は漁港施設の用に供する土地で、国又は地方公共団体等に無償譲渡されるものについては、平成元年四月一日から平成三年三月三十一日までに取得した場合に限る、非課税措置を講じようとするものであります。

五十八ページ 附則第十条の二第二項の改正は、不動産取得税について、宅地建物取引業者等から新築特例適用住宅及びその土地を取得する場合における当該土地の取得に係る税額の減額措置を縮減の上、その適用期限を平成三年三月三十一日まで延長しようとするものであります。

五十九ページ 附則第十一条第二項、第三項及び第六項の改正は、不動産取得税に係る課税標準の特例措置を改めようとするものであります。

第一は、農用地利用増進法の規定による利用権設定等促進事業により取得する土地に係る課税標準の特例措置の適用期限を平成三年三月三十一日まで延長しようとするものであります。

第二は、農業振興地域の整備に関する法律の規定による交換分合により取得する土地に係る課税標準の特例措置の適用期限を平成三年三月三十一日まで延長しようとするものであります。

第三は、日本たばこ産業株式会社の助成を受けてたばこ耕作組合等が取得する業たばこの生産のため共同利用に供される施設に係る課税標準の特例措置の適用期限を平成三年三月三十一日まで延長しようとするものであります。

六十四ページ 附則第十一条の二第一項及び第十三条の三第一項の改正は、不動産取得税について、住宅の取得に係る税率の特例措置及び住宅用地の取得に係る税額の減額措置の適用期限を、それぞれ平成四年六月三

十日まで延長しようとするものであります。

六十六ページ 附則第十一条の四第七項、第九項、第十一項から第十三項まで及び第十五項の改正は、不動産取得税に係る税額の減額措置を改めようとするものであります。

第一は、心身障害者を多数雇用する事業所の事業主が助成金の支給を受けて取得する事業用施設に係る税額の減額措置を縮減の上、その適用期限を平成三年三月三十一日まで延長しようとするものであります。

第二は、入会林野整備等により取得する土地に係る税額の減額措置の適用期限を平成三年三月三十一日まで延長しようとするものであります。

第三は、農住組合が行う交換分合により取得する土地に係る税額の減額措置を縮減の上、その適用期限を平成三年三月三十一日まで延長しようとするものであります。

第四は、産業構造転換円滑化臨時措置法に基づく営業の譲渡により取得する不動産に係る税額の減額措置の適用期限を平成三年三月三十一日まで延長しようとするものであります。

第五は、特定船舶製造業経営安定臨時措置法に基づく営業の譲渡により取得する不動産に係る税額の減額措置を廃止しようとするものであります。

七十ページ 附則第十一条の五の改正は、担い手農業者確保事業の実施により農地保有合理化法人が農地等取得した場合における不動産取得税の納税義務の免除に係る特例措置を講じようとするものであります。

七十三ページ 附則第十二条の三の改正は、自動車税の標準税率の改正に伴い、電気自動車及びメタノール自動車に係る軽減税率を改めた上、電気自動車に係る自動車税の税率の特例措置の適用期間を平成二年度まで延長するとともに、平成二年十月一日以降

に適用される自動車排出ガスに係る保安基準に適合する自動車に係る自動車税について、平成元年度分及び平成二年度分に限り、税率の特例措置を講じようとするものであります。

七十四ページ 附則第十五条第三項から第十九項までの改正は、固定資産税等に係る課税標準の特例措置を改めようとするものであります。まず、石油ガス備蓄施設及び省エネルギー設備に係る課税標準の特例措置を廃止するほか、地域エネルギー利用設備に係る課税標準の特例措置を縮減の上、その適用期限を二年延長しようとするものであります。また、営業用倉庫等に係る課税標準の特例措置の適用期限を二年、繊維工業構造改善事業の試験研究用機械及び設備に係る課税標準の特例措置の適用期限を平成元年六月三十日までそれぞれ延長しようとするものであります。

九十二ページ 附則第十六条第五項及び第六項の改正は、固定資産税について、市街地再開発事業及び住宅街整備事業の施行により従前の権利者が取得した施設建築物及び施設住宅に係る減額措置の適用期限を二年延長しようとするものであります。

百四ページ 附則第三十条の二第二項の改正は、電気自動車に係る軽自動車税の軽減税率について規定の整備を行った上、その適用期間を平成二年度まで延長しようとするものであります。同条第三項の改正は、平成二年十月一日以降に適用される自動車排出ガスに係る保安基準に適合する軽自動車に係る軽自動車税について、平成元年度分及び平成二年度分に限り、税率の特例措置を講じようとするものであります。

百五十六ページ 附則第三十一条の二第四項の改正は、特別土地保有税について、産業構造転換円滑化臨時措置法に基づく一定の工場の敷地に係る非課税措置の適用期限を二年延

長しようとするものであります。

百一十ページ 附則第三十二條第四項及び第七項の改正は、電気自動車に係る自動車取得税の税率の軽減措置の適用期限を平成三年三月三十一日まで延長するとともに、平成二年十月一日以降に適用される自動車排出ガスに係る保安基準に適合する自動車に係る自動車取得税について、平成元年四月一日から平成三年二月二十八日までの間に取得されるものに限り、税率の特例措置を講じようとするものであります。

百一十二ページ 附則第三十二條の二及び第三十二條の二の改正は、軽油引取税について、所要の規定の整備を行おうとするものであります。

百一十四ページ 附則第三十二條の三第五項、第八項及び第十一項の改正は、事業所税について、中小企業技術開発促進臨時措置法に規定する技術開発事業の用に供する施設及び総合保養地域整備法に規定する特定民間施設に対する新増設に係る事業所税の非課税措置の適用期間を二年延長するとともに、多極分散型国土形成促進法に規定する中核的民間施設のうち一定のものに對し、新増設に係る事業所税の非課税措置を講じようとするものであります。

百一十二ページ 附則第三十二條の三の二第八項及び第十一項の改正は、事業所税について、多極分散型国土形成促進法に規定する中核的民間施設のうち一定のものに對し、資産割に係る課税標準の特例措置を講じることとともに、産業構造転換円滑化臨時措置法に規定する承認事業適応計画に基づく事業の用に供する施設に対する新増設に係る事業所税の課税標準の特例措置の適用期間を二年延長することしようとするものであります。

百一十三ページ 附則第三十三條の二第一項の改正は、みなし法人課税を選択した場合の

課税の特例措置について、その適用期間を平成六年度まで延長しようとするものであります。

百二十九ページ 附則第三十五條の二第一項及び第三項の改正は、山林を現物出資した場合の山林所得に係る個人の道府県民税及び市町村民税の所得割の納期限の特例措置の適用期間を平成三年度まで延長しようとするものであります。

百三十一ページ 附則第三十五條の三の改正は、国民健康保険税について、公的年金等に係る所得の種類の變更に伴い、年齢六十五歳以上の被保険者に係る公的年金等に係る所得について所要の調整措置を講じようとするものであります。

百三十七ページ 附則第三十八條第八項の改正は、民間事業者の能力の活用による特定施設の整備の促進に関する臨時措置法に規定する特定施設に係る特別土地保有税及び事業所税の特例措置の対象に一定の施設を加えようとするものであります。

百三十九ページ 附則第三十九條の改正は、関西文化科学研究都市建設促進法に基づいて整備される文化科学研究交流施設等に係る不動産取得税、固定資産税、特別土地保有税及び事業所税の特例措置の適用期限を二年延長しようとするものであります。

百四十三ページ 改正法附則第十三條による改正は、日本国とアメリカ合衆国との間の相互協力及び安全保障条約第六條に基づく施設及び区域並びに日本国における合衆国軍隊の地位に関する協定の実施に伴う地方税法の臨時特例に関する法律について、軽油引取税の改正に伴い、所要の規定の整備を行おうとするものであります。

百四十四ページ 改正法附則第十四條による改正は、農用地開発公団法の一部を改正する法律について、農用地開発公団に係る固定資

産税の課税の特例についての所要の経過規定を設けようとするものであります。

百四十五ページ 改正法附則第十六條による改正は、地方税法の一部を改正する法律について、個人住民税及び国民健康保険税の改正に伴い、所要の規定の整備を行おうとするものであります。

三月二十三日予備審査のため、本委員会に左の案件が付託された。
一、地方税法の一部を改正する法律案

地方税法の一部を改正する法律案
地方税法の一部を改正する法律
地方税法(昭和二十五年法律第二百二十六号)の一部を次のように改正する。

第三十四條第一項第三号中「第四十一條の十第二項」を「第四十一條の九第二項」に改め、同項第五号の二の次に次の一号を加える。

五の三 前年中に社会福祉事業法(昭和二十六年法律第四十五号)第七十二條第二項に規定する共同募金会(その主たる事務所を当該所得割の納税義務者に係る賦課期日現在における住所所在の道府県内に有するものに限る。)に對し政令で定める寄附金を支出し、その支出した寄附金の額(その額が前年の総所得金額、退職所得金額及び山林所得金額の合計額の百分の二十五に相当する金額を超える場合には、当該百分の二十五に相当する金額)が十万円を超える所得割の納税義務者 その超える金額

第三十四條第一項第六号中「第三項及び第六項」を「第四項、第五項及び第七項」に改め、同項第十号中「で障害者に該当しないもの」を削り、「第六項」を「第四項及び第七項」に改め、同項第十一号中「第三項及び第六項」を「第四項及び第七項」に改め、「で障害者に該当しないもの」を削り、「第

四項及び第六項」を「第四項、第五項及び第七項」に改め、同条第十項を同条第十一項とし、同条第九項中「生命保険料控除額」の下に「寄附金控除額」を加え、同項を同条第十項とし、同条第八項を同条第九項とし、同条第七項を同条第八項とし、同条第六項中「又は第四項」を「第四項又は第五項」に、「寡婦」を「第三項の規定に該当する寡婦若しくはその他の寡婦」に、「第三項」を「第四項」に、「第四項」を「第五項」に改め、同項を同条第七項とし、同条第五項中「生命保険料控除額」の下に「同項第五号の三の規定によつて控除すべき金額を寄附金控除額」とを、「同項第八号」の下に「及び第三項」を加え、「同項第九号」を「第一項第九号」に、「第三項」を「第四項」に改め、同項を同条第六項とし、同条第四項中「四十二万円」の下に「(当該老人扶養親族が特別障害者である場合には、六十三万円)」を加え、同項を同条第五項とし、同条第三項中「四十四万円(当該扶養親族が特定扶養親族である場合には、四十九万円)」を「五十一万円(当該控除対象配偶者が老人控除対象配偶者である場合又は当該扶養親族が特定扶養親族若しくは老人扶養親族(次項に該当する者を除く。)である場合には、五十六万円)」に改め、同項を同条第四項とし、同条第二項の次に次の一項を加える。

三 所得割の納税義務者が、第二十三條第一項第十一号に規定する寡婦のうち同号イに該当する者で、扶養親族である子を有し、かつ、前年の合計所得金額が三百万円以下であるものである場合には、当該納税義務者に係る第一項第八号の金額は、三十万円とする。

第四十五條の二第一項中「第三十四條第四項」を「第三十四條第五項」に、「若しくは医療費控除額」を「医療費控除額若しくは寄附金控除額」に改め、同項第五号中「生命保険料控除額」の下に「寄附金控除額」を加え、同条第三項中「若しくは医療費控除額」を「医療費控除額若しくは寄附金控除額」に改める。

第七十二條第五項中第三号を削り、第四号を第

三号とし、第五号から第七号までを一号ずつ繰り上げ、第八号を削り、第九号を第七号とし、第十号から第十二号までを二号ずつ繰り上げ、第十三号から第十五号までを削り、第十六号を第十一号とし、第十七号を削り、第十八号を第十二号とし、第十八号の二を第十三号とし、第十九号から第三十六号までを五号ずつ繰り上げる。

第七十二条の十四第一項中「同条第一項の表の第五号から第八号まで」を「同条第一項の表の第七号から第十号まで」に改める。

第七十二条の四十八第三項中「及び保険業」を「証券業（証券取引法（昭和二十三年法律第二十五号）又は外国証券業者に関する法律（昭和四十六年法律第五号）によつて主務大臣の免許を受けた者が行う証券業をいう。）及び保険業」に改め、同条第四項中「掲げる数値」を「定める数値」に改め、同項第三号ただし書を次のように改める。

ただし、次に掲げる事務所又は事業所については、それぞれ次に定める数値

イ 資本の金額又は出資金額が一億円以上の法人の本社である事務所又は事業所 当該数値（当該数値が奇数である場合には、当該数値に「一を加えた数値」の二分の一に相当する数値

ロ 資本の金額又は出資金額が一億円以上の製造業を行う法人の工場である事務所又は事業所 当該数値に当該数値（当該数値が奇数である場合には、当該数値に「一を加えた数値」の二分の一に相当する数値を加えた数値

第七十三条の二第二十一項中「土地改良事業」の下に「農用地整備公団が農用地整備公団法（昭和四十九年法律第四十三号）により行う同法第十九条第一項第一号イの事業を含む。第七十三条の二十九において同じ。」を加える。

第七十三条の四第一項第一号中「水資源開発公団」の下に「農用地整備公団」を加え、同項第四号中「昭和二十六年法律第四十五号」を削り、同項第八号中「企業組合」の下に「協業組合」を加

える。

第七十三条の六第一項中「換地の取得」の下に「（農用地整備公団法第二十三条第二項において準用する土地改良法第五十四条の二第一項又は第五項の規定による換地の取得を含む。）」を加え、「同法」を「土地改良法」に改め、「土地の取得」の下に「（農用地整備公団法第二十四条第二項において準用する土地改良法第六条第一項の規定による土地の取得を含む。）」を加える。

第七十三条の十四第九項中「第百十八条の七第一項第二号」の下に「同法第百十八条の二十五の二第三項の規定により読み替えて適用される場合を含む。」を加え、「第百十八条の七第一項第三号に規定する宅地」を「第百十八条の七第一項第三号（同法第百十八条の二十五の二第三項の規定により読み替えて適用される場合を含む。）に規定する宅地」に、「又は第百十八条の七第一項第三号に規定する施設建築敷地」を「若しくは第百十八条の七第一項第三号又は同法第百十八条の二十五の二第三項の規定により読み替えて適用される同法第百十八条の七第一項第三号に規定する施設建築敷地」に、「又は建築施設の部分」を「若しくは建築施設の部分又は施設建築敷地若しくは施設建築物に関する権利」に改め、「又は第百十八条の二十三第一項」の下に「同法第百十八条の二十五の二第三項の規定により読み替えて適用される場合を含む。以下本項において同じ。」を加える。

第七十三条の二十七の七第一項中「土地改良区」の下に「又は農用地整備公団」を加え、「又は第五十三条の三の二第二項」を「若しくは第五十三条の三の二第二項の規定又は農用地整備公団法第二十三条第二項において準用するこれら」に改め、同条第二項中「土地改良区」の下に「又は農用地整備公団」を加える。

第百四十七条第一項第一号を次のように改める。
一 乗用車（三輪の小型自動車に属するものを除く。）

営業用

総排気量が二リットル以下のもの

年額 七千五百円

総排気量が二・五リットルを超え、一・五

リットル以下のもの

年額 八千五百円

総排気量が二・五リットルを超え、二

リットル以下のもの

年額 九千五百円

総排気量が二・五リットルを超え、二・五

リットル以下のもの

年額 一万三千八百円

総排気量が二・五リットルを超え、三

リットル以下のもの

年額 一万五千七百円

総排気量が三・五リットルを超え、三・五

リットル以下のもの

年額 一万七千九百円

総排気量が三・五リットルを超え、四

リットル以下のもの

年額 二万五百円

総排気量が四・五リットルを超え、四・五

リットル以下のもの

年額 二万三千六百円

総排気量が四・五リットルを超え、六

リットル以下のもの

年額 二万七千二百円

総排気量が六リットルを超えるもの

年額 四万七千七百円

自家用

総排気量が二リットル以下のもの

年額 二万九千五百円

総排気量が二・五リットルを超え、一・五

リットル以下のもの

年額 三万四千五百円

総排気量が二・五リットルを超え、二

リットル以下のもの

年額 三万九千五百円

総排気量が二・五リットルを超え、二・五

リットル以下のもの

年額 四万五千円

総排気量が二・五リットルを超え、三

リットル以下のもの

年額 五万五千円

総排気量が三・五リットルを超え、三・五

リットル以下のもの

年額 五万八千円

総排気量が三・五リットルを超え、四

リットル以下のもの

年額 六万六千五百円

総排気量が四・五リットルを超え、四・五

リットル以下のもの

年額 七万六千五百円

総排気量が四・五リットルを超え、六

リットル以下のもの

年額 八万八千円

総排気量が六リットルを超えるもの

年額 十一万一千円

第三百四十四条の二第一項第三号中「第四十一条の十第二項」を「第四十一条の九第二項」に改め、同項第五号の二の次に次の一号を加える。

五の三 前年中に社会福祉事業法第七十二条第二項に規定する共同募金会（その主たる事務所を当該所得割の納税義務者に係る賦課期日現在における住所所在地の道府県内に有するものに限り、）に対し政令で定める寄附金を支出し、その支出した寄附金の額（その額が前年の総所得金額、退職所得金額及び山林所得金額の合計額の百分の二十五に相当する金額を超える場合には、当該百分の二十五に相当する金額）が十万円を超える所得割の納税義務者、その超える金額

第三百四十四条の二第二項第六号中「第三項及び第六項」を「第四項、第五項及び第七項」に改め、同項第十号中「障害者に該当しないもの」を削り、「第六項」を「第四項及び第七項」に改め、同項第十一号中「第三項及び第六項」を「第四項及び第七項」に改め、「障害者に該当しないもの」を

削り、「第四項及び第六項」を「第四項、第五項及び第七項」に改め、同条第十項を同条第十一項とし、同条第九項中「生命保険料控除額」の下に「寄附金控除額」を加え、同項を同条第十項とし、同条第八項を同条第九項とし、同条第七項を同条第八項とし、同条第六項中「又は第四項」を「第四項又は第五項」に、「寡婦」を「第三項の規定に該当する寡婦若しくはその他の寡婦」に、「第三項の」を「第四項の」に、「第四項の」を「第五項の」に改め、同項を同条第七項とし、同条第五項中「生命保険料控除額」の下に「寄附金控除額」とを、「同項第九号」の下に「及び第三項」を加え、「同項第九号」を「第一項第九号」に、「第三項」を「第四項」に改め、同項を同条第六項とし、同条第四項中「四十二万円」の下に「当該老人扶養親族が特別障害者である場合には、六十三万円」を加え、同項を同条第五項とし、同条第三項中「四十四万円（当該扶養親族が特定扶養親族である場合には、四十九万円）」を「五十一万円（当該扶養親族が老人控除対象配偶者である場合又は当該扶養親族が特定扶養親族若しくは老人扶養親族（次項に該当する者を除く）である場合には、五十六万円）」に改め、同項を同条第四項とし、同条第二項の次に次の一項を加える。

3 所得割の納税義務者が、第二百九十二条第一項第十一号に規定する寡婦のうち同号イに該当する者で、扶養親族である子を有し、かつ、前年の合計所得金額が三百万円以下であるものである場合には、当該納税義務者に係る第一項第八号の金額は、三十万円とする。

第三百七十七條の二第一項中「第三百四十四條の二第四項」を「第三百四十四條の二第五項」に、「若しくは医療費控除額」を「医療費控除額若しくは寄附金控除額」に改め、同項第五号中「生命保険料控除額」の下に「寄附金控除額」を加え、同条第三項中「若しくは医療費控除額」を「医療費控除額若しくは寄附金控除額」に改める。

第三百四十三條第六項中「土地改良事業」の下

に「（農用地整備公団が農用地整備公団法により行う同法第九條第一項第一号イの事業を含む。）」を加える。

第三百四十八條第二項第二号中「水資源開発公団」の下に「農用地整備公団」を加え、同項第二号の八中「鉄道事業者若しくは」を「鉄道事業者又は」に改め、「又は日本鉄道建設公団、本州四国連絡橋公団若しくは新幹線鉄道保有機構」及び「所有する」を削り、同項第八号の次に次の一号を加える。

八の二 文化財保護法第八十三條の四第一項に規定する重要伝統的建造物群保存地区内の家屋で政令で定めるもの

第三百四十八條第二項第十一号の三中「企業組合」の下に「協業組合」を加え、同項第三十五号中「旅客会社」の下に「（第五項において「旅客会社」という。）」を加え、同条に次の一項を加える。

5 市町村は、旅客会社が日本鉄道建設公団法（昭和十九年法律第三号）第二十三條第一項若しくは新幹線鉄道保有機構法（昭和六十一年法律第八十九号）第二十一條第一項の規定に基づき借り受ける固定資産のうち第二項第二号の五、第二号の六、第二号の八若しくは第五号に掲げる固定資産で政令で定めるもの又は本州四国連絡橋公団法（昭和四十五年法律第八十一号）第二十九條第一項第三号の規定に基づき利用する固定資産のうち第二項第二号の六若しくは第五号に掲げる固定資産で政令で定めるものに對しては、固定資産税を課することができない。

第三百四十九條の三第十五項中「鉄道事業者若しくは」を「鉄道事業者又は」に改め、「又は日本鉄道建設公団若しくは新幹線鉄道保有機構」を削り、同条第二十二項中「若しくは新幹線鉄道保有機構」を削り、同条に次の一項を加える。

34 鉄道事業法第七條第一項に規定する鉄道事業者が、公共事業に係る政府の補助で自治省令で定めるものを受けて、雪崩、落石等による災害の防止又は海岸若しくは河岸の保全のために敷

設した鉄道に係る線路設備で自治省令で定めるものに對して課する固定資産税の課税標準は、前条の規定にかかわらず、当該線路設備に對して新たに固定資産税が課されることとなつた年度から五年度分の固定資産税については当該線路設備の価格の三分の一の額とし、その後五年度分の固定資産税については当該線路設備の価格の三分の二の額とする。

第五百八十六條第二項第一号の二を次のように改める。

一の二 多極分散型国土形成促進法（昭和六十三年法律第八十三号）第七條第二項第三号に規定する重点整備地区において同法第三十一條第一項に規定する承認基本構想に從つて整備される同法第七條第二項第四号に規定する中核的民間施設の用に供する家屋若しくは構築物のうち政令で定めるもの又は同法第二十二條第三項第三号に規定する業務施設集積地区において同法第二十六條に規定する承認基本構想に從つて整備される同法第二十二條第三項第四号に規定する中核的民間施設の用に供する家屋若しくは構築物のうち政令で定めるものを新築した者で政令で定めるものが当該家屋若しくは構築物の敷地の用に供する土地（第五百八十六條第二項第二号（中）「魔アラスチック類の油化処理施設を含む。」）を削り、同項第二十八号中「第三百四十八條第二項」の下に「及び第五項」を加える。

第七百條の二第一項第二号及び第三号を次のように改める。

二 元売業者 軽油を製造することを業とする者、軽油を輸入することを業とする者又は軽油を販売することを業とする者で、第七百條の六の二第一項の規定により自治大臣の指定を受けている者をいう。

三 特約業者 元売業者との間に締結された販売契約に基づいて当該元売業者から継続的に軽油の供給を受け、これを販売することを業とする者で、第七百條の六の四第一項の規定

により道府県知事の指定を受けている者をいう。

第七百條の二第一項第四号を削る。

第七百條の三第一項中「の引取」を「の引取り」に改め、「又は特約業者」を削り、「除く」を「除く。次項において同じ。」で当該引取りに係る軽油の現実の納入を伴うもの」に、「容量」を「その数量」に、「特約業者又は元売業者の営業所」を「軽油の納入地（石油製品の販売業者が軽油の引取りを行う場合にあつては、販売業者の当該納入に係る事業所。第七百條の十一第二項及び第七百條の十一の三第一項において同じ。）」に改め、同条第四項中「前三項」を「前各項」に改め、「所有している場合」の下に「（特別徴収義務者が引渡している軽油につき現実の納入が行われていない場合を含む。）」を加え、「所有している軽油」を「所有に係る軽油（引渡しの後現実の納入が行われていない軽油を含む。以下本項及び第七百條の十四第一項第四号において同じ。）」に、「すでに」を「既に」に、「当該所有している」を「その」に改め、同項を同条第六項とし、同条第三項中「前二項」を「前各項」に改め、「炭化水素とその他の物の混合物又は単一の炭化水素で、温度十五度及び一気圧において液状のものを含む。以下同じ。」を削り、「炭化水素油にすでに」を「炭化水素油（燃料炭化水素油にあつては、第七百條の二十二の二第一項第四号の規定により消費の承認を受け、又は同条第六項の規定により自動車用炭化水素油譲渡証の交付を受けたものをいう。）に既に」に、「又は揮発油が含まれているときは、当該消費に係る炭化水素油の数量から、当該揮発油を若しくは燃料炭化水素油又は揮発油が含まれているときは、当該含まれている軽油若しくは燃料炭化水素油に、「控除して得た」を「控除した」に改め、同項を同条第五項とし、同条第二項中「前項」を「前二項」に改め、「石油製品の販売業者」の下に「（以下本節において「石油製品販売業者」という。）」を、「販売量」の下に「第七百條の二十一の二第一項第一号又は第二号の規定により混和の承認を

受けている者

受けた」を加え、「すでに」を「既に」に改め、「当該販売に係る軽油の数量から」を削り、「控除して得た」を「控除した」に、「当該販売業者」を「当該石油製品販売業者」に改め、同項を同条第三項とし、同項の次に次の一項を加える。

4 軽油引取税は、前三項に規定する場合のほか、

元売業者、特約業者又は石油製品販売業者が炭化水素油（炭化水素その他の物の混合物又は単一の炭化水素で、一気圧において温度十五度で液状であるものを含む。以下同じ。）で軽油又は揮発油以外のもの（以下本節において「燃料炭化水素油」という。）を自動車の内燃機関の燃料として販売した場合においては、その販売量（第七百条の二十二の二第一項第三号の規定により譲渡の承認を受けた当該販売に係る燃料炭化水素油に既に軽油引取税又は揮発油税が課され、又は課されるべき軽油又は揮発油が含まれているときは、当該含まれている軽油又は揮発油に相当する部分の炭化水素油の数量を控除した数量とする。）を課税標準として、当該元売業者、特約業者又は石油製品販売業者の事業所所在の道府県において、当該元売業者、特約業者又は石油製品販売業者に課する。

第七百条の三第一項の次に次の一項を加える。

2 前項の場合において、特約業者又は元売業者からの軽油の引取りを行う者が当該引取りに係る軽油の現実の納入を受けない場合に当該軽油につき現実の納入を伴う引取りを行う者があるときは、その者が当該納入の時に当該特約業者又は元売業者から当該納入に係る軽油の引取りを行ったものとみなして、同項の規定を適用する。

第七百条の四第一項中「同条の引取と」を「同条第一項に規定する引取りと」に、「同条の引取を」を「同項に規定する引取りを」に、「容量」を「その数量」に改め、同項第一号、第三号及び第四号中「引取」を「引取り」に改める。

第七百条の五中「次の各号に」を「次に」に、「引取」を「引取り」に改め、同条第一号中「引取

を「引取り」に改め、同条第二号を削り、同条第三号中「前号に掲げるもののほか、すでに」を「既に」に、「係る引取」を「係る引取り」に改め、同条を同条第二号とする。

第七百条の六の次に次の三条を加える。

（元売業者の指定）

第七百条の六の二 自治大臣は、次に掲げる者のうち、軽油引取税の徴収の確保に支障がないと認められることその他の政令で定める要件に該当するものを、これらの者の申請に基づき、元売業者として指定するものとする。

一 軽油を製造することを業とする者（石油業法（昭和三十一年法律第二百二十八号）第四条の規定による許可を受けた者に限る。）

二 軽油を輸入することを業とする者（軽油の輸入量その他の事項について自治省令で定める基準に該当する者に限る。）

三 軽油を販売することを業とする者（軽油の販売量その他の事項について自治省令で定める基準に該当する者に限る。）

2 自治大臣は、元売業者が前項に規定する要件に該当しなくなつたときその他政令で定める要件に該当するときは、元売業者の指定を取り消すことができる。

3 前二項に定めるもののほか、元売業者の指定又は指定の取消しに関し必要な事項は、自治省令で定める。

（特約業者の指定等）

第七百条の六の三 道府県知事は、元売業者との間に締結された販売契約に基づいて当該元売業者から継続的に軽油の供給を受け、これを販売することを業とする者（その経営の基礎その他の事項を勘案して政令で定める要件に該当する者を除く。）で、当該道府県内に主たる事務所又は事業所を有するものを、その者の申請に基づき、仮特約業者として指定するものとする。

2 前項の規定による仮特約業者の指定の有効期間は、指定を受けた日から起算して一年とする。ただし、仮特約業者が次条第一項の規定による

特約業者の指定を受けたときは、当該仮特約業者の指定は、その効力を失う。

3 第一項の道府県知事は、仮特約業者が同項の政令で定める要件に該当することとなつたときその他政令で定める場合には、仮特約業者の指定を取り消すことができる。

4 第一項の道府県知事は、仮特約業者の指定又は指定の取消しを行った場合には、その旨を関係道府県知事に通知しなければならない。

5 前各項に定めるもののほか、仮特約業者の指定又は指定の取消しに関し必要な事項は、自治省令で定める。

第七百条の六の四 道府県知事は、当該道府県内に主たる事務所又は事業所を有する仮特約業者のうち、軽油引取税の徴収の確保に支障がないと認められることその他の政令で定める要件に該当するものを、当該仮特約業者の申請に基づき、特約業者として指定するものとする。この場合において、道府県知事は、あらかじめ関係道府県知事の意見を聴かなければならない。

2 前項の道府県知事は、特約業者の指定を行つたときは、その旨を関係道府県知事に通知するとともに、自治大臣に報告しなければならない。

3 特約業者の主たる事務所又は事業所所在地の道府県知事は、特約業者が第一項に規定する要件に該当しなくなつたときその他政令で定める要件に該当するときは、特約業者の指定を取り消すことができる。

4 関係道府県知事は、特約業者について前項の規定による指定の取消しの必要があると認めるときは、その理由を記載した書類を添えて、当該特約業者の主たる事務所又は事業所所在地の道府県知事に対し、特約業者の指定の取消しの請求をしなければならない。

5 特約業者の主たる事務所又は事業所所在地の道府県知事は、当該特約業者について前項の規定による指定の取消しの請求に係る書類を受け取つた場合において、必要があると認めるときは、当該特約業者の指定を取り消さなければならない。

らない。ただし、関係道府県知事と意見を異にする場合においては、当該書類を受け取つた日から二月以内に、自己の意見を付して、当該書類を自治大臣に送付するとともに、その指示を求めなければならない。

6 自治大臣は、前項ただし書の規定による指示の請求があつた場合において、特約業者の指定の取消しの必要があると認めるときは、その特約業者の主たる事務所又は事業所所在地の道府県知事に対し、その特約業者の指定の取消しの指示をしなければならない。この場合において、当該特約業者の主たる事務所又は事業所所在地の道府県知事は、その指示に基づいて当該特約業者の指定を取り消さなければならない。

7 自治大臣は、第五項ただし書の規定による指示の請求があつた場合において、特約業者の指定の取消しの必要があると認めるときは、その旨を当該特約業者の主たる事務所又は事業所所在地の道府県知事及び関係道府県知事に通知しなければならない。

8 特約業者の主たる事務所又は事業所所在地の道府県知事は、第三項、第五項本文又は第六項後段の規定によつて当該特約業者の指定の取消しを行つた場合には、その旨を関係道府県知事に通知するとともに、自治大臣に報告しなければならない。

9 前各項に定めるもののほか、特約業者の指定又は指定の取消しに関し必要な事項は、自治省令で定める。

第七百条の八第一項第四号中「前三号」を「石油製品販売業者その他前各号」に、「者で」を「者で、」に改め、同条を同項第五号とし、同項第三号中「前二号」を「前三号」に改め、同条を同項第四号とし、同項第二号の次に次の一号を加える。

三 軽油を内燃機関の燃料として使用することのできる」と認められる自動車の保有者

第七百条の八第二項中「容量」を「数量」に改め

第七百条の九第一項中「五万円」を「二十万円」

に改める。

第七百条の十中「第七百条の第三項、第三項若しくは第四項」を「第七百条の第三項から第六項まで」に改める。

第七百条の十一第一項中「元売業者との間に締結された販売契約に基づいて当該元売業者から継続的に軽油その他の石油製品の供給を受け、これを販売することを業とする者」を「特約業者」に改め、同条第二項中「毎月末日までに」の下に「自治省令で定める様式によつて」を、「以下」の下に「本節において」を加え、「引取」を「引取り」に、「納入申告書」を「納入申告書」に、「の営業所所在地」を「からの引取りに係る軽油の納入地」に改め、同条第三項中「引取」を「当該引取り」に、「当該引取」を「引取り」に改め、同条第四項中「引取」を「引取り」に改め、同条第七百条の十七の規定によつて軽油引取税の特別徴収義務者が受けた」を「自治省令で定めるところにより、第七百条の十一の第三項に規定する登録特別徴収義務者は、当該登録に係る道府県知事が交付した」に、「道府県知事」を「当該道府県知事」に改め、同条第五項中「第一項の軽油引取税の特別徴収義務者」を「第七百条の十一の第三項に規定する登録特別徴収義務者」に改め、「ついで」の下に「当該登録に係る道府県」を加え、「第二項及び」を「同項及び」に改め、同条に次の一項を加える。

8 軽油引取税の特別徴収義務者が元売業者又は特約業者の指定を取り消された場合には、道府県の条例で定めるところにより、その取消しの日に特別徴収義務者でなくなるものとする。

第七百条の十一の三を次のように改める。
(軽油引取税の特別徴収義務者としての登録等)
第七百条の十一の三 軽油引取税の特別徴収義務者は、その事務所又は事業所所在地の道府県知事及び当該特別徴収義務者からの引取りに係る軽油の納入地の道府県知事に、当該道府県の条例で定めるところにより、特別徴収義務者とし

ての登録を申請しなければならない。

2 道府県知事は、前項の登録の申請を受理した場合に、当該特別徴収義務者を当該道府県に係る登録特別徴収義務者として登録するとともに、その旨を当該特別徴収義務者に対し通知しなければならない。

3 道府県知事は、当該道府県に係る登録特別徴収義務者(前項の規定により登録を受けた特別徴収義務者をいう。以下本節において同じ)から前項の登録の削除の申請があつたときその他条例で定める場合には、条例で定めるところにより、当該登録特別徴収義務者の登録を削除するとともに、その旨を当該削除に係る者に対し通知するものとする。

第七百条の十二の見出し中「登録等」を「証券の交付等」に改め、同条第一項を削り、同条第二項中「前項」を「前条第一項」に、「場合においては」を「場合には」に、「者」を「者のうち当該道府県内に事務所又は事業所を有するものに」に改め、「よつて」の下に「その者の当該道府県内に所在する事務所又は事業所」を加え、「証券」を「自治省令で定める証券」に改め、同条第一項とし、同条第三項中「営業所」を「事務所又は事業所」に、「見易い」を「見やすい」に改め、同条を同条第二項とし、同条第四項中「第二項」を「第一項」に改め、同条第五項中「第二項」を「第一項」に改め、「営業所における」を削り、「場合においては」を「場合又は事務所若しくは事業所を廃止した場合には」に、「消滅した」を「消滅し、又は廃止した」に改め、同条を同条第四項とする。

第七百条の十三第一項中「十万円」を「三十万円」に改め、同条第一号中「前条第一項」を「第七百条の十一の第三項」に改め、同条第二号中「前条第三項から第五項まで」を「前条第二項から第四項まで」に改める。
第七百条の十四第一項中「次の各号に」を「次に改め、同条第一号中「第七百条の第三項の販売業者」を「第七百条の第三項に該当する石

油製品販売業者」に、「当該販売業者」を「当該石油製品販売業者」に改め、同条第五号を同条第六号とし、同条第四号を同条第五号とし、同条第三号中「第七百条の第三項の軽油を所有している」を「第七百条の第三項に該当する」に、「その所有している」を「その所有に係る」に、「当該所有している」を「その」に改め、同条を同条第四号とし、同条第二号中「第七百条の第三項の」を「第七百条の第三項に該当する」に改め、同条を同条第三号とし、同条第一号の次に次の一号を加える。

二 第七百条の第三項に該当する元売業者、特約業者又は石油製品販売業者にあつては、毎月末日までに、前月の初日から末日までの間における当該販売に係る軽油引取税の課税標準量、税額その他必要な事項を記載した申告書を当該元売業者、特約業者又は石油製品販売業者の事業所所在地の道府県知事に提出すること。

第七百条の十五第一項中「の引取」を「の引取り」に、「当該免税軽油使用者の主たる」を「免税軽油使用者の当該免税軽油の使用に係る」に、「軽油引取税の特別徴収義務者」を「当該免税証の交付を行った道府県に係る登録特別徴収義務者に、主たる事務所又は事業所以外の事務所又は事業所」を「その主たる事務所若しくは事業所所在地の道府県知事又は当該免税軽油の使用に係る事務所若しくは事業所を管理する事務所若しくは事業所に改め、同条第四項中「軽油引取税の特別徴収義務者である者」を「当該免税証に係る免税取扱特別徴収義務者(第一項の規定により免税証を提出すべき登録特別徴収義務者をいう。以下本節において同じ)である者」に、「の引取」を「の引取り」に、「代つて」を「代わつて」に、「軽油引取税の特別徴収義務者である販売業者」を「当該免税証に係る免税取扱特別徴収義務者である販売業者」に改め、同条第五項中「免税軽油使用者」を「道府県知事は、免税軽油使用者」に、「当該免税軽油の引取を行うため免税証の交付を申請したと

きは、当該道府県知事は「免税軽油の引取りを行うための免税証を交付したときは」に、「道府県知事以外」を「販売業者に係る当該事務所又は事業所所在地」に改める。

第七百条の十六の見出し中「引取」を「引取り」に改め、同条第一項中「詐偽」を「偽り」に、「引取」を「引取り」に、「三年以下の懲役若しくは百万円以下の罰金若しくは科料に処し、又は懲役及び罰金」を「五年以下の懲役若しくは二百万円以下の罰金に処し、又はこれに改め、同条第三項中「においては」の下に「当該免税証を交付した」を加え、「引取を軽油引取税の特別徴収義務者からの軽油の引取とみなし」を「引取りを第七百条の第三項に規定する引取りとみなし、当該免税証に記載された免税軽油の数量を課税標準量として」に改め、同条後段を削り、同条を同条第四項とし、同条第二項の次に次の一項を加える。

3 前項の規定により第一項の違反行為につき法人又は人に罰金刑を科する場合における時効の期間は、同項の罪についての時効の期間による。
第七百条の十七中「軽油引取税の特別徴収義務者」を「免税取扱特別徴収義務者」に、「の引取」を「の引取り」に、「引渡」を「引渡し」に改める。
第七百条の十九第一項中「二十万円」を「五十万円」に改め、同条第二項中「引取」を「引取り」に、「三年以下の懲役若しくは百万円以下の罰金若しくは科料に処し、又は懲役及び罰金」を「五年以下の懲役若しくは二百万円以下の罰金に処し、又はこれに改め、同条第四項中「第七百条の十六第三項」を「第七百条の十六第四項」に改め、同条を同条第五項とし、同条第三項の次に次の一項を加える。

4 前項の規定により第二項の違反行為につき法人又は人に罰金刑を科する場合における時効の期間は、同項の罪についての時効の期間による。
第七百条の二十第一項中「二十万円」を「五十万円」に改める。
第七百条の二十二の見出し中「引取」を「引取り」に改め、同条第一項中「特別徴収義務者から」

の下に「軽油引取税が課される」を加え、「の引取」を「の引取り」に、「すでに」を「既に」に改め、同条第二項中「軽油の引取」を「当該軽油の引取り」に、「すでに当該引取」を「既に当該引取り」に、「当該軽油の引取を行つた」を「その引取り」に改め、同条第四項中「超える」を「超え」に、「軽油引取税の特別徴収義務者」を「当該免稅証を交付した道府県に係る免稅取扱特別徴収義務者」に、「の引取」を「の引取り」に改め、「特別徴収義務者の申請」を「免稅取扱特別徴収義務者の申請」に、「すでに」を「既に」に、「特別徴収義務者」を「免稅取扱特別徴収義務者」に改め、同条第五項中「超える」を「超え」に、「軽油引取税の特別徴収義務者」を「当該免稅証を交付した道府県に係る免稅取扱特別徴収義務者」に、「の引取」を「の引取り」に、「引渡」を「引渡し」に、「軽油引取税の特別徴収義務者」を「当該道府県に係る免稅取扱特別徴収義務者」に改め、同条に次の一項を加える。

8 第二項の規定の適用に關し必要な事項は、自治省令で定める。

第七百条の二十二の次に次の四條を加える。

(混和等の承認を受ける義務等)

第七百条の二十二の二 元売業者、特約業者、石油製品販売業者、軽油製造業者等(軽油の製造又は輸入をする者で元売業者以外のものをいう。)及び自動車保有者は、次に掲げる場合においては、混和、譲渡又は消費(以下本条において「混和等」という。)を行う時期、数量その他の自治省令で定める事項を定めて、混和等を行う場所(第四号に掲げる場合にあつては、当該自動車の主たる定置場)の所在地の道府県知事の承認を受けなければならない。

一 軽油と軽油以外の炭化水素油を混和するとき。

二 軽油以外の炭化水素油と軽油以外の炭化水素油を混和して軽油を製造するとき。

三 燃料炭化水素油を自動車の内燃機関の燃料として譲渡するとき。

四 燃料炭化水素油(本項の承認を受けて譲渡された前号の燃料炭化水素油を除く。)を自動車の内燃機関の燃料として消費するとき。

2 前項の場合において、道府県知事は、軽油引取税の取納り又は保全上特に必要があると認めるときを除き、同項の承認を与えるものとする。

3 第一項の承認を受けた者は、帳簿を備え、混和等を行つた時期、数量その他当該承認を受けた事項に關する事実をこれに記載しなければならない。

4 第一項の承認は、混和等承認証を交付して行う。

5 第一項の承認を受けた者は、当該承認に係る混和等を行うときは、当該混和等に係る炭化水素油を保有しているときは、前項の混和等承認証を所持していなければならない。

6 第一項第三号に係る承認を受けた者は、当該承認に係る燃料炭化水素油を自動車の内燃機関の燃料として自動車の保有者に譲渡するとき、自動車用炭化水素油譲渡証及びその写しを作成して、当該自動車用炭化水素油譲渡証を当該自動車の保有者に交付するとともに、その写しを保管しなければならない。

7 自動車の保有者は、第一項第三号に係る承認を受けて譲渡された燃料炭化水素油を自動車の内燃機関の燃料として消費するときは、前項の自動車用炭化水素油譲渡証を携帯していなければならない。

8 混和等承認証及び自動車用炭化水素油譲渡証は、これを他人に譲り渡し、又は他人から譲り受けてはならない。

9 前各項に定めるもののほか、第一項の承認、帳簿の記載、混和等承認証及び自動車用炭化水素油譲渡証に關し必要な事項は、自治省令で定める。

(混和等の承認を受ける義務等に関する罪)

第七百条の二十二の三 前条第一項の規定に違反して道府県知事の承認を受けずに同項各号の

行為を行つた者又は偽りその他不正の手段により同項の承認を受けた者は、一年以下の懲役又は五十万円以下の罰金に処する。

2 次の各号の一に該当する者は、二十万円以下の罰金に処する。

一 前条第三項の規定による帳簿の記載をせず、若しくは偽り、又はその帳簿を隠匿した者

二 前条第五項から第八項までの規定に違反した者

3 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者がその法人又は人の業務に關して前二項の違反行為をした場合においてはその行為者を罰するほか、その法人又は人(営業の開廃等の届出)

第七百条の二十二の四 元売業者、特約業者、石油製品販売業者及び軽油製造業者等(軽油の製造又は輸入をする者で元売業者以外のものをいう。以下本節において同じ。)は、営業を開始しようとするときは、その旨を、当該事務所又は事業所ごとに、主たる事務所又は事業所所在地の道府県知事に(元売業者にあつては、当該道府県知事を經由して自治大臣に)届け出なければならない。その営業を廃止し、又は休止しようとするときも、同様とする。

2 元売業者又は軽油製造業者等が、特約業者、石油製品販売業者又は軽油製造業者等と、継続的に軽油の供給を行う販売契約を締結したときは、その当事者は、その旨を、主たる事務所又は事業所所在地の道府県知事に(元売業者にあつては、当該道府県知事を經由して自治大臣に)届け出なければならない。当該販売契約が終了したときも、同様とする。

3 元売業者、特約業者、石油製品販売業者及び軽油製造業者等は、前二項の規定により届け出た事項に異動を生じた場合には、遅滞なく、その旨を当該各項の規定に準じて自治大臣又は道府県知事に届け出なければならない。

4 前三項の規定により届出を受けた道府県知事は、当該届出に係る事項を、速やかに關係道府県知事に通知するものとする。

5 前各項に定めるもののほか、これらの規定の届出及び通知に關し必要な事項は、自治省令で定める。

(軽油の引取りの報告等)

第七百条の二十二の五 元売業者、特約業者及び軽油製造業者等は、軽油の引取り、引渡し及び納入に關する事実並びに軽油の在庫数量その他の自治省令で定める事項を、自治省令で定める道府県知事に報告しなければならない。

2 元売業者、特約業者及び軽油製造業者等は、前項の規定により報告した事項に異動を生じた場合には、遅滞なく、その旨を同項の道府県知事に報告しなければならない。

3 前二項の規定により報告を受けた道府県知事は、当該報告に係る事項を、速やかに關係道府県知事に通知するものとする。

4 元売業者は、特約業者が当該元売業者から引取りを行つた軽油について当該特約業者の指図に基づき納入を行つた場合には、その納入に關する事実その他の自治省令で定める事項を、当該特約業者に通知しなければならない。

5 第七百条の三第一項又は第二項に規定する軽油の引取りを行つた者は、その事務所又は事業所ごとにその納入を受けた軽油の数量その他の自治省令で定める事項を記載した書類を、当該引取りに係る特別徴収義務者に対し提出しなければならない。

6 前項の特別徴収義務者は、自治省令で定めるところにより、同項の規定により提出を受けた書類を保存しなければならない。

7 前各項に定めるもののほか、これらの規定の報告、通知並びに書類の提出及び保存に關し必要な事項は、自治省令で定める。

(帳簿記載義務)

第七百条の二十三 次のように改める。

第七百条の二十三 元売業者、特約業者、石油製

同日に改め、同条第十五項及び第十六項を削り、

第十一條の五 第七十三條の二十七の六第一項の

第四百四十七條
第一項第一號

七千五百兩	七千兩
八千五百兩	八千兩
九千五百兩	九千兩
一万三千八百兩	一万三千二百兩
一万五千七百兩	一万五千兩
一万七千九百兩	一万六千九百兩
二万五百兩	一万九千三百兩

二万三千六百円	二万二千三百円	二万七千二百円	二万五千七百円	四万七百元	三万八千八百円	二万九千五百円	二万五千五百円	三万四千五百円	三万円	三万九千二百円	三万四千五百円	三万四千五百円	四万五千円	三万九千二百円	四万四千四百円	五万四千円	五万八千円	五万四千円	六万六千五百円	五万七千八百円	六万六千五百円	七万六千五百円	六万六千五百円	八万八千円	七万六千五百円	九万六千四百円	十一万円
---------	---------	---------	---------	-------	---------	---------	---------	---------	-----	---------	---------	---------	-------	---------	---------	-------	-------	-------	---------	---------	---------	---------	---------	-------	---------	---------	------

4 道路運送車両法第四十一条の規定により平成二年十月一日以降に適用されるべきものとして定められる自動車排出ガスに係る保安上又は公害防止上の技術基準に適合する自動車で自治省令で定めるものに対して課する自動車税の標準税率は、平成元年度分及び平成二年度分の自動車税に限り、次の各号に掲げる区分に応じ、一台について、それぞれ当該各号に定める額とする。

- | | |
|-------|------------|
| 一 營業用 | 年額 一万四千四百円 |
| 二 自家用 | 年額 一万七千九百円 |
- 5 前項の規定の適用がある場合における第百四十七條第三項から第五項までの規定の適用については、同條第三項中「第一項」とあるのは「第一項又は附則第十二條の三第四項」と、「同項各号」とあるのは「第一項各号又は同條第四項各号」と、同條第四項中「第一項又は」とあるのは

附則第十四条中「昭和六十四年度分」を「平成元年度分」に改める。

附則第十五條第一項中、昭和六十四年三月三十一日」を「平成元年三月三十一日」に改め、同条第二項中「昭和六十四年度」を「平成元年度」に改め、同条第三項を削り、同条第四項中「昭和六十三年一月一日」を「平成二年一月一日」に改め、同項を同条第三項とし、同条第五項中「昭和六十四年一月一日」を「平成元年六月三十日」に改め、同項を同条第四項とし、同条第六項中「昭和六十四年度」を「平成元年度」に改め、同項を同条第五項とし、同条第七項中「昭和六十四年度分」を「平成元年度分」に改め、同項を同条第六項とし、同条第八項中「昭和六十四年度」を「平成元年度」に改め、同項を同条第七項とし、同条第九項を同条第八項とし、同条第十項中「昭和六十四年度」を「平成元年度」に改め、同項を同条第九項とし、同条第十一項を同条第十項とし、同条第十二項を削り、同条第十三項中「昭和六十三年一月一日」を「平成二年一月一日」に改め、同項を同条第十一項とし、同条第十

四項中「昭和六十四年三月三十一日」を「平成元年三月三十一日」に改め、同項を同条第十二項とし、同条第十五項中「昭和六十五年三月三十一日」を「平成二年三月三十一日」に改め、同項を同条第十三項とし、同条第十六項中「昭和六十一年四月一日から昭和六十三年三月三十一日まで」を「昭和六十三年四月一日から平成二年三月三十一日まで」に、「五分の四」を「六分の五」に改め、同項を同条第十四項とし、同条第十七項を同条第十五

附則第十五条の二第一項中「若しくは第二

項」を、「第二十二項若しくは第三十四項」に改め、同条第二項中「(昭和三十九年法律第三号)」及び「(昭和四十五年法律第八十一号)」を削り、昭和六十四年度から昭和七十一年度まで」を「平成元年度から平成八年度まで」に、「若しくは第二十二項」を、「第二十二項若しくは第三十四項」に改める。

昭和七十一年度までを「平成元年度から平成八年度まで」に改め、同条第二項中「昭和六十五年三月三十一日」を「平成二年三月三十一日」に、「昭和七十一年度」を「平成八年度」に改め、同条第三項中「昭和六十四年度から昭和六十八年度まで」を「平成元年度から平成五年度まで」に改め、同条第四項中「昭和六十五年三月三十一日」を「平成二年三月三十一日」に、「昭和六十八年度」を「平成五年度」に改め、同条第五項中「昭和六十四年度から昭和七十一年度まで」を「平成元年度から平成八年度まで」に改め、同条第六項中「昭和六十五年三月三十一日」に、「昭和七十一年度」を「平成八年度」に改め、同条第七項及び第八項中「昭和六十四年度から昭和七十一年度まで」を「平成元年度から平成八年度まで」に改める。

附則第十六条第一項及び第二項中「昭和六十五年一月一日」を「平成二年一月一日」に改め、同条第三項及び第四項中「昭和六十六年三月三十一日」を「平成三年三月三十一日」に改め、同条第五項及び第六項中「昭和六十六年三月三十一日」を「平成二年一月一日」に改める。

附則第十七条の見出し中「昭和六十五年度」を「平成二年度」に改め、同条第六号中「昭和六十五年度」を「平成二年度」に、「昭和六十四年度」を「平成元年度」に改める。

附則第十八条の見出し及び同条第一項中「昭和六十五年度」を「平成二年度」に改め、同条第二項中「昭和六十四年度」を「平成元年度」に、「昭和六十五年度」を「平成二年度」に改める。

附則第十八条の二、第十九条の見出し及び同条第一項、第十九条の四第一項、第二十二條第一項、第二十四條並びに第二十五条の見出し及び同条第一項中「昭和六十五年度」を「平成二年度」に改める。

附則第二十六条の見出し及び同条第一項中「昭和六十五年度」を「平成二年度」に改め、同項の表中「一・五」を「一・五倍」に改める。

附則第二十七條の二第一項及び第二十八條第一

項中「昭和六十五年度」を「平成二年度」に改める。附則第三十條の二第二項中「昭和六十年から昭和六十三年度までの各年度分」を「平成元年度及び平成二年度分」に改め、同項の表中「千四百五十円」を「千四百円」に、「二千八百五十円」を「二千八百円」に、「三千六百五十円」を「三千六百円」に改め、同条第三項中「前二項の」を「前三項の」に、「及び第二項」を「から第三項まで」に改め、同項を同条第四項とし、同条第二項の次の一項を加える。

3 平成元年度分及び平成二年度分の軽自動車税に限り、道路運送車両法第四十一條の規定により平成二年十月一日以降に適用されるべきものとして定められる自動車排出ガスに係る保安上又は公害防止上の技術基準に適合する軽自動車で自治省令で定めるものに対する第四百四十四條第一項の規定の適用については、同項第二号ハ中「三千円」とあるのは「二千九百円」と、「四千円」とあるのは「三千六百円」と読み替へるものとする。

附則第三十一條の二第四項中「昭和六十四年三月三十一日」を「平成三年三月三十一日」に改め、同条第五項中「昭和六十五年三月三十一日」を「平成二年三月三十一日」に改め、同条第八項中「第五項」を「第六項」に改め、同項を同条第九項とし、同条第七項中「第五項」を「第六項」に改め、同項を同条第八項とし、同条第六項を同条第七項とし、同条第五項の次に次の一項を加える。

6 市町村は、昭和五十九年一月一日から平成元年三月三十一日までの間に行われた高度技術工業集積地域開発促進法（昭和五十八年法律第三十五号）第五條第五項に規定する承認（同法第六條第一項に規定する承認を含む。）に係る同法第五條第一項の開発計画において定められた同条第二項第一号に掲げる地域において、当該承認の日から八年以内の期間で政令で定める期間内に、製造の事業又は研究の用に供する設備で政令で定める要件に該当するものを新設し、又は増設した者で政令で定めるものが当該設備

に係る工場用又は研究所用の建物の敷地の用に供する土地（これと一体的に使用される土地で政令で定めるものを含む。）又はその取得に對しては、第五百八十五條第一項の規定にかかわらず、特別土地保有税を課することができない。

附則第三十一條の三第一項中「昭和六十五年度」を「平成二年度」に改め、同条第二項中「昭和六十六年度」を「平成三年度」に、「昭和六十五年三月三十一日」を「平成二年三月三十一日」に改め、同条第三項中「昭和六十四年度」を「平成元年度」に改める。

附則第三十一條の五第一項中「昭和六十六年度」を「平成三年度」に、「昭和六十五年三月三十一日」を「平成二年三月三十一日」に改め、同条第三項中「昭和六十六年三月三十一日」を「平成三年三月三十一日」に改め、同条第四項中「昭和六十四年三月三十一日」を「平成三年三月三十一日」に改め、同条第五項第二号中「昭和六十四年四月三十日」を「平成元年四月三十日」に改め、同条第六項中「昭和六十四年九月三十日」を「平成元年九月三十日」に、「昭和六十四年十月一日から昭和六十五年二月二十八日まで」を「平成元年十月一日から平成二年二月二十八日まで」に改め、同条第七項中「昭和六十八年三月三十一日」を「平成五年三月三十一日」に改め、同条第六項の次に次の一項を加える。

7 道路運送車両法第四十一條の規定により平成二年十月一日以降に適用されるべきものとして定められる自動車排出ガスに係る保安上又は公害防止上の技術基準に適合する自動車で自治省令で定めるものの取得に對して課する自動車取得税の税率は、当該取得が次の各号に掲げる期間内に行われたときに限り、第六百九十九條の

八及び第三項の規定にかかわらず、当該取得について本項の規定の適用がないものとした場合に適用されるべき同条又は第三項に定める率から、当該各号に掲げる期間の区分に応じ当該各号に定める率をそれぞれ控除した率とする。

一 平成元年四月一日から平成二年九月三十日まで 百分の〇・二五

二 平成二年十月一日から平成三年二月二十八日まで 百分の〇・一二五

附則第三十二條の二中「昭和六十八年三月三十一日」を「平成五年三月三十一日」に、「第七百條の三第一項の」を「第七百條の三第二項若しくは第二項に規定する」に、「同条第二項の軽油の販売、同条第三項を「同条第三項の軽油の販売、同条第四項の燃料炭化水素油の販売、同条第五項に、「第七百條の三第四項」を「第七百條の三第六項」に改める。

附則第三十二條の二の二中「第七百條の三第二項」を「第七百條の三第三項」に改める。

附則第三十二條の三第一項中「昭和六十五年四月一日」を「平成二年四月一日」に、「昭和六十五年分」を「平成二年度」に改め、同条第二項中「昭和六十五年三月三十一日」を「平成二年三月三十一日」に改め、同条第三項中「昭和六十六年十一月十二日」を「平成三年十一月十二日」に改め、同条第四項中「昭和六十五年三月三十一日」を「平成二年三月三十一日」に改め、同条第五項中「昭和六十四年三月三十一日」を「平成三年三月三十一日」に改め、同条第六項中「昭和七十二年三月三十一日」を「平成八年三月三十一日」に、「昭和七十二年三月三十一日」を「平成九年三月三十一日」に改め、同条第七項中「昭和六十五年三月三十一日」を「平成二年三月三十一日」に改め、同条第八項中「昭和六十四年三月三十一日」を「平成三年三月三十一日」に改め、同条第九項及び第十項中「昭和六十五年三月三十一日」を「平成二年三月三十一日」に改め、同条第十二項中「第十項」を「第十一項」に改め、同項を同条第十三項とし、同条第十一項中「第十項」を「第十一項」に改め、同項を同条第十二項

附則第三十二條の三の第二項中「昭和六十四年四月一日」を「平成元年四月一日」に改め、同条第四項中「昭和六十五年三月三十一日」を「平成二年三月三十一日」に、「昭和六十四年分」を「平成元年分」に改め、同条第十二項を同条第十三項とし、同条第十一項中「昭和六十五年三月三十一日」を「平成二年三月三十一日」に改め、同項を同条第十二項とし、同条第十項中「昭和六十四年三月三十一日」を「平成三年三月三十一日」に改め、同項を同条第十一項とし、同条第九項中「昭和七十二年

附則第三十四条第三項第一号及び第四項中「及び第七項」を、「第三項及び第八項」に改める。

附則第三十四条の第二項中「昭和六十六年度」を「平成三年度」に改め、「以下本項において同じ。」を削り、「以下次項までにおいて」を「次項において」に改め、同条第二項中「昭和六十六年度」を「平成三年度」に改め、同条第三項中「第三十四条の第二項第三号」の下に「又は第四号」を加える。

は、同条第二項第一号の規定によつて計算した金額から十七万円を控除した金額によるものとし」と、「所得税法」とあるのは「同法」と、第七百三条の五中「総所得金額」とあるのは「総所得金額（所得税法第三十五条第三項に規定する公的年金等に係る所得については、同条第二項第一号の規定によつて計算した金額から十五万円を控除した金額によるものとし」と、「所得税法」とあるのは「同法」とする。

附則第三十七条第一項第一号中「昭和六十五年」を「平成二年」に改め、同条第六項中「昭和六十五年三月十六日」を「平成二年三月十六日」に改め、同条第七項中「昭和六十五年度」を「平成二年度」

附則

(施行期日)

第一条 この法律は、平成元年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 軽油引取税に関する改正規定（附則第三十

二条の二の改正規定中「昭和六十八年三月三十一日」を「平成五年三月三十一日」に改める部分を除く。及び附則第八条(同条第三項を除く。)の規定 平成元年十月一日

二 第三十四条の改正規定(同条第一項第三号の改正規定を除く。)、第四十五条の二第一項の改正規定(第三十四条第四項)を「第三十四条第五項」に改める部分に限る。、第七十三号の四第一項第四号の改正規定、第三百十四号の二の改正規定(同条第一項第三号の改正規定を除く。)、第三百十七号の二第一項の改正規定(第三百十四号の二第四項)を「第三百十四号の二第五項」に改める部分に限る。、附則第三十三号の二第一項第二号及び第六項の改正規定、附則第三十三号の三第三項第一号及び第四項の改正規定並びに附則第三十四号第三項第一号及び第四項の改正規定並びに次条第二項及び第三項並びに附則第六条第二項及び第三項の規定 平成二年四月一日

(個人の道府県民税に関する経過措置)

第二条 改正後の地方税法(以下「新法」という。)附則第三条の三第一項及び第二項の規定は、平成元年度以後の年度分の個人の道府県民税について適用し、昭和六十三年分までの個人の道府県民税については、なお従前の例による。

2 新法第三十四条(同条第一項第三号を除く。)、第四十五条の二及び附則第三十三号の二第一項第二号の規定は、平成二年度以後の年度分の個人の道府県民税について適用し、平成元年度分までの個人の道府県民税については、なお従前の例による。

3 新法第三十四条第一項第五号の三の規定は、道府県民税の所得割の納税義務者が昭和六十四年一月一日以後に共同基金金に対して支出する寄附金について適用する。

(事業税に関する経過措置)
第三条 新法第七十二条第五項の規定は、平成元年度分以後の年度分の個人の事業税について適用し、昭和六十三年分までの個人の事業税に

用し、昭和六十三年分までの個人の事業税については、なお従前の例による。

2 新法第七十二条の十四第一項(租税特別措置法(昭和三十三年法律第二十六号)第五十五条に關する部分に限る。の)規定は、法人の平成元年四月一日(以下「施行日」という。)以後に取得する租税特別措置法第五十五条第一項に規定する特定株式等について適用し、法人の施行日前に取得した租税特別措置法の一部を改正する法律(平成元年法律第 号)による改正前の租税特別措置法第五十五条第一項に規定する特定株式等については、なお従前の例による。

3 新法第七十二条の四十八第三項及び第四項の規定は、施行日以後に終了する事業年度分の法人の事業税及び施行日以後の解散又は合併による清算所得に対する法人の事業税(清算所得に對する事業税を課される法人の清算中の事業年度に係る法人の事業税及び残余財産の一部分配により納付すべき法人の事業税を含む。以下この項において同じ。)について適用し、施行日前に終了した事業年度分の法人の事業税及び施行日前の解散又は合併による清算所得に対する法人の事業税については、なお従前の例による。

4 新法附則第九条の二第二項の規定は、施行日以後に開始する事業年度分の法人の事業税について適用し、施行日前に開始した事業年度分の法人の事業税については、なお従前の例による。

(不動産取得税に関する経過措置)
第四条 別段の定めがあるものを除き、新法の規定中不動産取得税に関する部分は、施行日以後の不動産の取得に對して課すべき不動産取得税について適用し、施行日前の不動産の取得に對して課する不動産取得税については、なお従前の例による。

2 新法附則第十条の二第二項の規定は、昭和六十三年四月一日以後に新築された新法第七十三条の二十四第一項第三号の特例適用住宅に係る土地の取得に對して課すべき不動産取得税について適用する。

3 改正前の地方税法(以下「旧法」という。)附則第十条の二第二項の規定は、昭和六十三年三月三十一日以前に新築された旧法第七十三条の二十四第一項第三号の特例適用住宅に係る土地の取得に對して課する不動産取得税については、なおその効力を有する。この場合において、昭和六十三年十月一日から昭和六十三年三月三十一日までの間に新築された同号の特例適用住宅に係る土地の取得に對して課すべき不動産取得税については、旧法附則第十条の二第二項中「昭和六十三年三月三十一日」とあるのは、「平成元年九月三十日」とする。

4 旧法附則第十一条の四第十五項及び第十六項の規定は、施行日以前に行われた同条第十五項に規定する認定に係る認定計画に定めるところに従って営業の譲渡を受けた者が取得する同項の不動産に對して課すべき不動産取得税については、なおその効力を有する。この場合において、同条第十六項中「附則第十一条の四第十五項」とあるのは、「地方税法の一部を改正する法律(平成元年法律第 号)による改正前の地方税法附則第十一条の四第十五項」とする。

(自動車税に関する経過措置)
第五条 新法第四百七条第一項第一号の規定は、平成元年度以後の年度分の自動車税について適用し、昭和六十三年分までの自動車税については、なお従前の例による。

2 四輪以上の小型自動車のうち自治省令で定めるものに對して課すべき平成元年度分の自動車税の標準税率は、新法第四百七条第一項第一号の規定にかかわらず、なお従前の例による。

3 前項に規定する小型自動車に対する新法第四百七条第一項第一号の規定の適用については、平成二年度分及び平成三年度分の自動車税に限り、次の表の上欄に掲げる字句は、平成二年度分にあつては同表の中欄に掲げる字句に、平成三年度分にあつては同表の下欄に掲げる字句にそれぞれ読み替へるものとする。

一万三千八百円	一万九百円	一万二千三百円
一万五千七百円	一万五千五百円	一万三千五百円
一万七千九百円	一万二千三百円	一万五千五百円
二万五百円	一万三千三百円	一万六千七百円
二万三千六百円	一万四千二百円	一万八千九百円
二万七千二百円	一万五千四百円	二万二千三百円
四万七百元	一万九千九百円	三万三百円
四万五千元	四万三千三百円	四万三千三百円
五万八千元	四万五千三百円	四万七千七百円
六万六千五百円	四万八千五百円	五万七千五百円
七万六千五百円	五万八千八百円	六万四千四百円
八万八千元	五万五千六百円	七万七千七百円
十一万一千円	六万三千三百円	八万七千七百円

4 前項の規定の適用がある場合における新法第四百七条第三項から第五項までの規定の適用については、同条第三項中「同項各号」とあるのは「同項各号(地方税法の一部を改正する法律(平成元年法律第 号)以下本条において「改正法」という。)附則第五条第三項の規定により読み替へて適用される場合を含む。」と、同条第四項中「第一項又は」とあるのは「第一項(改正法附則第五条第三項の規定により読み替へて適用される場合を含む。）」と、同条第五項中「前各項」とあるのは「前各項(改正法附則第五条第三項及び第四項の規定により読み替へて適用される場合を含む。）」とする。

5 旧法附則第十二条の三第一項に規定する電気を動力源とする自動車又は同項に規定するメタ

ノール自動車に対して課する昭和六十三年年度の自動車税については、なお従前の例による。
(個人の市町村民税に関する経過措置)
第六条 新法附則第三条の三第三項及び第四項の規定は、平成元年度以後の年度分の個人の市町村民税について適用し、昭和六十三年年度分までの個人の市町村民税については、なお従前の例による。

2 新法第三百十四条の二(同条第一項第三号を除く)、第三百十七条の二及び附則第三十三条の二第六項の規定は、平成二年度以後の年度分の個人の市町村民税について適用し、平成元年度分までの個人の市町村民税については、なお従前の例による。

3 新法第三百十四条の二第一項第五号の三の規定は、市町村民税の所得割の納税義務者が昭和六十四年一月一日以後に共同募金会に対して支出する寄附金について適用する。
(固定資産税に関する経過措置)
第七条 別段の定めがあるものを除き、新法の規定中固定資産税に関する部分は、平成元年度以後の年度分の固定資産税について適用し、昭和六十三年度分までの固定資産税については、なお従前の例による。

2 新法第三百四十九条の三第三十四項の規定は、昭和六十二年四月一日以後に敷設された同項に規定する償却資産に対して課する平成元年度以後の年度分の固定資産税について適用する。
3 昭和五十六年四月一日から平成元年三月三十一日までの間に新設された旧法附則第十五条第三項に規定する石油ガス備蓄施設及び同日までに石油備蓄法(昭和五十年法律第九十六号)第十条の二第一項の規定により届出をした同項に規定する石油ガスの備蓄に関する計画に基づき施行日から平成四年三月三十一日までの間に新設された旧法附則第十五条第三項に規定する石油ガス備蓄施設(以下この項において「届出計画に係る石油ガス備蓄施設」という。)に対して

課する固定資産税については、同条第三項の規定は、なおその効力を有する。この場合において、届出計画に係る石油ガス備蓄施設に対する同項の規定の適用については、同項中「昭和六十四年三月三十一日」とあるのは、「平成四年三月三十一日」とする。

4 昭和六十一年四月一日から昭和六十三年三月三十一日までの間に取得された旧法附則第十五条第十二項及び第十六項に規定する機械その他の設備に対して課する固定資産税については、なお従前の例による。
(軽油引取税に関する経過措置)
第八条 新法の規定中軽油引取税に関する部分は、平成元年十月一日以後に行われる新法第七百条の三第一項又は第二項に規定する軽油の引取り、同条第三項の軽油の販売、同条第四項の燃料炭化水素油の販売、同条第五項の炭化水素油の消費及び新法第七百条の四第一項各号の軽油の消費又は譲渡に対して課すべき軽油引取税並びに同日以後に軽油引取税の特別徴収義務者が新法第七百条の三第六項の規定に該当するに至った場合において課すべき軽油引取税について適用する。

2 平成元年十月一日前に行われた旧法第七百条の三第一項の軽油の引取り、同条第二項の軽油の販売、同条第三項の炭化水素油の消費及び旧法第七百条の四第一項各号の軽油の消費又は譲渡に対して課する軽油引取税並びに同日以前に軽油引取税の特別徴収義務者が旧法第七百条の三第四項の規定に該当するに至った場合において課する軽油引取税については、なお従前の例による。

3 新法の規定による元売業者の指定の申請及び指定は、新法第七百条の六の二第一項の規定の例により、平成元年十月一日前においても行うことができる。
4 平成元年九月三十日において現に旧法の規定により元売業者の指定を受けている者(以下この条において「旧元売業者」という。)で同年十月一日において前項又は新法第七百条の六の二第一項の規定による元売業者の指定を受けていないものに係る旧法の規定による当該元売業者の指定は、同日から平成二年三月三十一日までの間に限り、同項の規定による元売業者の指定とみなす。

5 平成元年九月三十日において現に旧法第七百条の十一第一項の規定により軽油引取税の特別徴収義務者として指定されていた特約業者(以下この条において「旧特約業者」という。)は、同年十月一日から平成二年三月三十一日までの間に限り、新法第七百条の六の四第一項の規定によりその主たる事務所又は事業所所在地の道府県知事の指定を受けた特約業者とみなす。

6 旧元売業者又は旧特約業者は、平成元年十月一日から平成二年三月三十一日までの間に限り、新法第七百条の六の四第一項の規定にかかわらず、同項の規定による特約業者の指定の申請をすることができ、この場合において、同項中「仮特約業者」とあるのは、「地方税法の第一部を改正する法律(平成元年法律第 号)附則第八條第四項に規定する旧元売業者又は同条第五項に規定する旧特約業者」とする。

7 平成二年三月三十一日において第四項の規定の適用を受けている旧元売業者又は同日において第五項の規定の適用を受けている旧特約業者のうち、同年四月一日において第三項若しくは新法第七百条の六の二第一項の規定による元売業者の指定又は新法第七百条の六の四第一項の規定による特約業者の指定を受けていないものは、同日から同年五月三十一日までの間に限り、同項の規定によりその主たる事務所又は事業所所在地の道府県知事の指定を受けた特約業者とみなす。

8 道府県知事は、条例で定めるところにより、軽油引取税の特別徴収義務者が平成元年九月三十日において交付を受けている旧法第七百条の十二第二項の証書を返納させるものとする。
9 平成元年九月三十日以前に旧法第七百条の十

五第一項の規定により交付された免税証の使用については、第一項の規定にかかわらず、同年十月一日から同年三月三十一日までの間に限り、なお従前の例による。
(国民健康保険税に関する経過措置)
第九条 新法第七百三十三條の四第十七項及び附則第三十五條の三の規定は、平成元年度以後の年度分の国民健康保険税について適用し、昭和六十三年度分までの国民健康保険税については、なお従前の例による。
(軽自動車税に関する経過措置)
第十条 新法附則第三十條の二第二項の規定は、平成元年度以後の年度分の軽自動車税について適用し、昭和六十三年度分までの軽自動車税については、なお従前の例による。
(罰則に関する経過措置)
第十一条 この法律の施行前にした行為並びにこの附則の規定によりなお従前の例によることとされる地方税及びこの附則の規定によりなお効力を有することとされる旧法の規定に係る地方税に係るこの法律の施行後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。
(政令への委任)
第十二条 附則第二条から前条までに定めるもののほか、この法律の施行に関し必要な経過措置は、政令で定める。

(日本国とアメリカ合衆国との間の相互協力及び安全保障条約第六條に基づく施設及び区域並びに日本国における合衆国軍隊の地位に関する協定の実施に伴う地方税法の臨時特例に関する法律の一部改正)
第十三条 日本国とアメリカ合衆国との間の相互協力及び安全保障条約第六條に基づく施設及び区域並びに日本国における合衆国軍隊の地位に関する協定の実施に伴う地方税法の臨時特例に関する法律(昭和二十七年法律第九十九号)の一部を次のように改正する。
第三条の表軽油引取税の項中「の引取」を「の引取り」に、「第七百条の三第三項」を「第七百

条の三五項に、「基いて」を「基づいて」に改める。

(農用地開発公団法の一部を改正する法律の一部改正)

第十四条 農用地開発公団法の一部を改正する法律(昭和六十二年法律第四十四号)の一部を次のように改正する。

附則第十三条第七項を同条第九項とし、同条第六項を同条第七項とし、同項の次に次の一項を加える。

8 施行日以後に公団が直接新法附則第十九条第一項に規定する業務のうち旧法第十九条第一項第一号イ又はロの事業の用に供する固定資産に対する新地方税法第三百四十八条第二項第二号の規定の適用については、同号中「固定資産」とあるのは、「固定資産又は農用地整備公団が直接農用地整備公団法附則第十九条第一項に規定する業務のうち農用地開発公団法の一部を改正する法律(昭和六十三年法律第四十四号)による改正前の農用地開発公団法第十九条第一項第一号イ若しくはロの事業の用に供する固定資産」とする。

附則第十三条第五項の次に次の一項を加える。

6 施行日以後に新法附則第十九条第一項に規定する業務のうち旧法第十九条第一項第一号イ又はロの事業が施行された場合における新地方税法第三百四十三条第六項の規定の適用については、同項中「土地改良事業」とあるのは、「土地改良事業(農用地整備公団が農用地整備公団法により行う同法附則第十九条第一項に規定する業務のうち農用地開発公団法の一部を改正する法律(昭和六十三年法律第四十四号)による改正前の農用地開発公団法第十九条第一項第一号イ又はロの事業を含む。）」とする。

第十五条 前条の規定による改正後の農用地開発公団法の一部を改正する法律附則第十三条第六項及び第八項の規定は、平成元年度以後の年度

分の固定資産税について適用する。

(地方税法の一部を改正する法律の一部改正)

第十六条 地方税法の一部を改正する法律(昭和六十三年法律第百十号)の一部を次のように改正する。

附則第三十五条の四を附則第三十五条の五とし、附則第三十五条の三を附則第三十五条の四とし、附則第三十五条の二を附則第三十五条の三とし、附則第三十五条の次に一條を加える改正規定中「附則第三十五条の四を」と「附則第三十五条の五を附則第三十五条の六とし、附則第三十五條の四を」とに、「及び第七項」を、「第三項及び第八項」に改める。

附則第一条第二号中「附則第三十五条の四を」と「附則第三十五条の五を附則第三十五条の六とし、附則第三十五條の四を」とに改める。

三月二十四日本委員会に左の案件が付託された。

一、地方税法の一部を改正する法律案(予備審査のための付託は三月二十三日)

一、消防施設強化促進法の一部を改正する法律案(予備審査のための付託は二月十七日)

一、新東京国際空港周辺整備のための国の財政上の特別措置に関する法律の一部を改正する法律案(予備審査のための付託は二月十七日)

第二号中正誤

ページ 段行

三 一 二 できるだけ

誤 正

できるわけ

平成元年四月七日印刷

平成元年四月十日発行

参議院事務局

印刷者 大蔵省印刷局